平成９年12月

金融システム改革と金融関係税制

――金融課税小委員会中間報告――

税制調査会金融課税小委員会

ま え が き

税制調査会は、今般の金融システム改革という新しい流れのなかで、これまで当調査会において審議を行ってきた金融関係税制の在り方について、専門的・技術的な検討を行うため、平成９年５月30日に金融課税小委員会の設置を決定した。

金融課税小委員会は、平成９年６月13日の初会合以来、15回にわたる会合を開催して審議を重ね、平成９年12月３日の第10回総会に「金融システム改革と金融関係税制 —— 金融課税小委員会中間報告 —— 」を提出し、総会はこれを公表することについて了承した。

本書は、これを印刷に付したものである。

金融課税小委員会中間報告

はじめに

１．当小委員会は、今般の金融システム改革という新しい流れの中で、これまで税制調査会において審議を行ってきた金融関係税制の在り方について、専門的・技術的な検討を行うことを目的として、平成９年５月に設置された。

２．当小委員会は、平成９年６月の初会合以来、15回にわたる審議を行った。審議に際しては、２回にわたり金融関係者からの意見を聴取し、また、アメリカ、イギリス、スイス、ベルギー（ＥＵ）において海外調査を実施した。

３．この報告は、当小委員会のこれまでの審議結果を中間的にとりまとめたものである。そこでは、まず、金融関係税制全体にわたる基本的問題として、一、金融システム改革と金融関係税制、二、金融関係税制の税制全体における位置付け、三、金融商品に対する所得課税の在り方、四、金融関係税制の適正な執行の確保、について記述した上、五、平成10年度税制改正において早急に検討すべき課題として、個別の税目等についての検討の指針を提示した。

本報告において、現時点で問題提起にとどまらざるを得なかった部分も多いが、それらについては、今後さらに検討を進めていくこととしたい。

なお、金融課税小委員会の審議に参加した委員、特別委員、専門委員は、次のとおりである。

会長	加藤　寛
会長代理	松本作衞
小委員長	本間正明
小委員長代理	水野忠恒
委員	今井　敬
	大田弘子
	竹内佐和子
	田中直毅
	宮島　洋
特別委員	石　弘光
	岩瀬　正
	神田秀樹
	河野光雄
	橋本俊作
専門委員	貝塚啓明
	島野卓爾
	中里　実
	横山禎徳
	吉野直行

なお、上記委員のほか、行平次雄が平成９年７月４日まで参加し、岩瀬正に交替した。

目　　次

一　金融システム改革と金融関係税制 …… 1

二　金融関係税制の税制全体における位置付け …… 5

三　金融商品に対する所得課税の在り方 …… 7

1　総合課税と分離課税の問題 …… 7

2　金融商品に対する所得課税の在り方 …… 8

四　金融関係税制の適正な執行の確保 …… 11

1　執行の現状と税制 …… 11

2　改正外為法に対する税制面での緊急の対応 …… 12

3　納税者番号制度 …… 14

五　平成10年度税制改正において早急に検討すべき課題 …… 16

1　金融取引に対する取引課税（有価証券取引税、取引所税）への対応 …… 16

2　株式等譲渡益課税への対応 …… 19

3　ストックオプション税制 …… 22

4　金融持株会社、特別目的会社、会社型投資信託に関する税制 …… 23

5　生命保険料控除・損害保険料控除 …… 24

6　課税繰延べ、非課税貯蓄制度 …… 24

（参考１）諸外国の税制との比較 …… 26

（参考２）戦後の我が国金融所得課税の推移 …… 29

（参考３）金融関係税制に関する理論的な考え方 …… 30

（参考４）ＯＥＣＤにおける金融関係税制をめぐる議論 …… 32

（参考５）有価証券取引税、取引所税についての考え方 …… 34

一　金融システム改革と金融関係税制

1　21世紀を目前に控え、我が国の金融システムは大きな変革期を迎えている。我が国金融市場を2001年にはニューヨーク、ロンドンと並ぶ３大国際市場として再生させることを目指して、金融システム改革が昨年11月に総理のイニシアティブにより開始された。

既に高齢社会に突入している我が国において、国民経済を活力あるものとして保っていくためには、現在 1,200兆円にも上る個人金融資産が有利に運用されるとともに、次世代を担う成長産業への資金供給が円滑に行われることが重要である。また、我が国が世界に相応の貢献を果たしていくためには、海外との間でも活発な資金フローが実現することも不可欠である。そのため、市場の透明性・信頼性を確保しつつ、大胆な規制の撤廃・緩和を始めとする金融市場の改革を行うことにより、マーケット・メカニズムが最大限に活用され、資源の最適配分が実現される金融システムを構築していかねばならない。

国際的にも魅力ある市場は、商品、価格、業務、組織形態等の大胆な自由化を通じ、市場原理を十分に機能させることによって生まれる。改革によって、幅広いニーズに応える商品・サービスが多様な価格で提供され、これまでの銀行・証券・保険等の垣根は取り払われることになる。組織形態の選択肢の拡大は、専門化・高度化した金融サービスの提供を可能とし、競争促進と経営の効率化を通じて、利用者の利便を向上させる。市場機能の発揮のためには公正で透明なルールが要請され、市場参加者には市場規律と自己責任原則の徹底が求められる。かつて護送船団方式と呼ばれた行政の態様は消えつつあり、事前的な商品・業務規制の行政からルールに基づく行政への変革が求められる。

現在、金融・資本市場においては、競争原理の下、各金融機関の経営の在り方が問われている。今後、金融システム改革の進展に伴い、金融機関間の競争がより一層活発となることが予想される。金融システム改革は様々な苦痛を伴うものではあるが、21世紀の日本経済に不可欠なものであることから、金融システムの安定に細心の注意を払いつつ、改革を推進していく必要がある。

このような今般の金融システム改革の理念は、フリー（市場原理が働く自由な市場に）、フェア（透明で信頼できる市場に）、グローバル（国際的で時代を先取りする

市場に）の３原則に示されている。

２　税制も以上のような金融システム改革という新しい流れの中で、時機を失することなく対応していかなければならない。

金融関係税制については、従来より、税制調査会において、公的サービスの財源としての基本的性格や公平、中立、簡素といった租税の基本的考え方に基づき、大量性、多様性、「足の速さ」といった金融資本取引の特徴に配慮した税制の構築に努めてきたところであるが、フリー、フェア、グローバルの三原則の下で進められる金融システム改革を税制としても受け止めていくことが求められている。

(1)　グローバルな資金シフトが容易となり、金融資本取引の「足の速さ」が増している新たな状況変化を受けて、今後の金融関係税制の税制全体の中での位置付けを検討していく必要がある。

(2)　フリーの原則の下では、既存の法制度の枠組みにとらわれない様々な機能を持つ商品・取引が、行政の事前的な審査を経ることなく、市場からのイノベーションとして生じてくる。これに対応して、今後、各種金融商品に対する課税の在り方も検討していく必要がある。

(3)　フェアの原則に関しては、税負担の公平確保が税制の原則として最も基本的なものであることは言うまでもない。また、租税回避行為を把握、防止する方策も、整備されるべき公正・透明なルールの重要な一部分である。金融関係税制については、従来から、金融資本取引の特徴に配慮して、適正な執行の確保、そのための資料情報制度の整備が重視されてきたが、グローバル化とフリーの原則の下での改革に伴い、その重要性はいよいよ高まっている。

当小委員会は、設置後、第一弾の対応として、「国外送金等に係る資料情報制度」や「民間国外債の利子非課税措置に係る本人確認制度」について精力的に審議を行い、今秋、措置を講じたが、これは来年４月からの改正外為法への緊急の対応であった。今後は、納税者番号制度を含め、適正な課税の確保のための資料情報制度の充実について積極的に検討していくことが強く要請される。

(4)　このような観点から見た金融関係税制の課題は、所得課税を中心に多岐に及ぶが、第二弾として早急な検討が求められるのは、総合的な改革が進められている証券市場に関する税制の分野である。すなわち、金融システム改革の中で、資本市場を市

場原理の働く効率的で活力あるものとし、個人を始めとする市場参加者のリスク管理能力の向上を通じて、資源の最適配分を実現していくことの意義は極めて大きい。そこでは証券税制の在り方も問われており、具体的には、有価証券取引税等について、フリー、グローバルの流れに対応した金融市場活性化の観点からその在り方を問う見解と、フェアの流れの中で所得課税を補完する簡素な税であること等を評価する見解とがある。また、株式等譲渡益課税についてはフェアの流れの中で適正化が求められており、これら全体について検討が必要となる。

このほか、金融持株会社、特別目的会社（ＳＰＣ）、会社型投資信託などについて、金融システム改革の進展に伴い具体的な措置が講じられるのに合わせて、税制面でも適切に対応していくことが求められている。

3　なお、金融関係の各審議会の報告や金融関係者からのヒアリングにおいては、「中立的」な税制や、いわゆるグローバル・スタンダードに合致した税制を求める意見が多く出されている。これらについての当小委員会の受け止め方は、以下のとおりである。

(1)　「中立性」は租税の基本的考え方の一つであるが、論者により様々な意味で使われている。税はいかなる税であれ、税引き後のリターンに何らかのマイナスの影響を与えることはその性格上避けられないが、なるべく資産選択を歪めたり、取引を阻害することがないような税制の在り方を追求していくことは重要である。そのような意味の「中立性」については、公平性等の要請とともに税制を検討していく場合の基本として位置付けていく必要がある。特に、上記のようにグローバル化が新たな状況変化として生じており、開放経済を前提として国内と国外の「中立性」も視野に入れる必要がある。

なお、具体的に、「中立性」が問題となる局面は、リスクが異なる商品間、期間が異なる商品間、金融機関間や個人間など様々であり、異なった性格の商品・取引間で、形式的に同じ扱いをすることが必ずしもその趣旨にかなうわけではない。

(2)　他方、いわゆるグローバル・スタンダード論については、国際的に税制に単一のスタンダードがあり、それに我が国も合わせなければならない、という意味の議論であれば、当小委員会として採り得ない。（参考１）

諸外国の税制は、基本的に各国の様々な事情を反映して多様なものである。グ

ローバル化に伴い、少なくとも国際的な資金移動にかかわる税制について、一国だけの突出が許されなくなってきており、その意味で税制の国際的整合性について配慮する必要はあるとしても、我が国が目指す金融システムに合った税制は、我が国なりの事情を考慮しながら、構築していくべきものである。

4　今回の中間報告は、多岐にわたる金融関係税制の諸課題の中で、基本的な問題から順次検討を加えつつ、特に、平成10年度税制改正において早急に検討すべき課題について、具体的方向を示すものである。

なお、現時点で問題提起にとどまらざるを得なかった部分も多いが、それらについては、今回示した全体の大きな方向の中で、今後さらに検討を進めていくこととしたい。

二　金融関係税制の税制全体における位置付け

1　戦後の我が国金融関係税制の推移を顧みると、シャウプ勧告後の一時期を経て、資本不足期には金融所得への非課税・軽課措置が採られたが、その後の所得水準の上昇・平準化等を背景として、金融分野以外との間の課税の公平性や、金融商品間の中立性の確保が重視され、適正化に向けた努力が続けられた。昭和62年以降の税制改革において、事務負担・執行可能性に配慮した簡素な税制への要請も踏まえ、分離課税による金融所得の課税ベースの拡大が図られ、今日に至っている。（参考２）

2　金融所得課税の検討に当たっては、公的サービスの財源としての税の基本的性格から、税制全体として税収を確保していかなければならない中で、「足の速い」所得である金融所得への課税と、移動可能性の低い労働所得や消費への課税との関係をどうするかという問題があり、金融所得課税の税制全体における位置付けをどのように考えるかといった視点が必要である。

3　税制調査会においては、所得課税について、基本的にはすべての所得を合算し、それに累進税率を適用する総合課税論をベースに従来議論してきている。現実の税制においては、一定の金融所得について分離課税が導入されてきたが、その意義については、把握体制が十分でない下で実質的な公平を確保するための方策であると考えられてきている。

これに対して、資源配分の効率性と所得分配の公平性の観点を考慮し、最も経済的に合理的な課税体系を求める最適課税論からは、貯蓄が課税によって影響を受けやすいとの仮定の下で、金融所得については、分離課税を導入することが適当であるとされる。（参考３）

4　金融・サービス等いわゆる「足の速い」経済活動について、各国の間で資本誘致のために行き過ぎた税の引下げ競争が行われると、貿易、資本取引の流れを歪め、各国の課税ベースを浸食するのみならず、労働、消費といった移動可能性の低い課税ベースへの相対的重課を通じ、各国税体系の公平、中立性に歪みを与えかねない。ＯＥＣＤでは、このような有害な税の競争に対抗するための方策としてガイドラインを策定

し、それに該当するような優遇税制の導入制限・縮減等が検討されており、Ｇ７サミットにおいてもこうしたＯＥＣＤの活動が支持されている。（参考４）

5　なお、金融資産残高の累増というストック化が進展しており、金融資産に対する課税が重要となってきている。当小委員会では、金融資産から生ずる所得への課税についても、資産課税として重視する必要があるとの意見があった。

一般に、資産課税は資産格差の是正、垂直的公平の確保を図るものとして意義があると考えられてきている。金融資産についても、勤労の成果として得られる場合や、相続等により得られる場合等多様であることから、資産課税により公平を確保することは重要である。税制調査会では、課税ベースの在り方について、所得、消費、資産等に対する課税のメリット・デメリットを勘案し、その適切な組合せを考えていくことが大切であると指摘されてきた。この点に関して、金融取引に対する取引課税についても、金融資産の移転に伴う課税の一つであることから、資産課税としての意義を認める意見があった。

三　金融商品に対する所得課税の在り方

今般の金融システム改革においては、フリーの原則の下、金融商品・取引に様々なイノベーションが期待されており、これに対応して、各種金融商品に対する課税の在り方を検討していく必要がある。特に、1,200兆円に上る個人金融資産が有利に運用されるとともに、望ましい資金フローの実現を図るとの要請に応えるためにも、公平、中立、簡素の税制の基本理念を踏まえ、金融商品間でのバランスのとれた課税を検討していくことが必要と考えられる。

1　総合課税と分離課税の問題

金融商品に対する所得課税については、そもそも総合課税、分離課税のいずれが適当かとの問題が基本となる。この問題は、

① 納税者番号制度の導入ないし資料情報制度の充実など所得把握のための執行体制の整備状況、

② 前提となる所得課税の税率の累進度との関係、具体的には、最高税率が国・地方を含め65%である現状の下で総合課税化すれば、

- 垂直的公平は確保される一方、同じ金融商品について税引き後収益の納税者間の差異が生ずることによって中立性が損われないか、
- 海外や不表現資産への資金シフトといった経済への影響が予想されるのではないか、

③ 所得課税の税率構造をフラット化していけば、総合課税と分離課税との実質的な差異は縮小するのではないか、

④ 新たに申告が必要となる納税者の事務負担等をどう考えるか、

などの点についての判断と関係してくるものであり、十分な検討が必要となる。

当小委員会においても、垂直的公平を重視する立場や、所得種類間で同一の扱いを行うことが望ましいとする立場から、利子、配当、株式等譲渡益に対し将来的には総合課税化を目指すことが適当であるとの意見があった一方、水平的公平を重視する立場や、最適課税論の立場から、むしろ分離課税を望ましい税制として評価する意見があった。

なお、総合課税を望ましいとする立場であっても、直ちに総合課税化することが難

しい現状の下では、現行の分離課税の枠組みの中での適正化を図ることでその要請に応えようとする考えはあり得るところであり、例えば、株式等譲渡益の所得の性格や保有階層等に着目し、分離課税の枠組みの中で累進性を設けるといった選択肢は十分あり得よう。

いずれにしても、利子、配当、株式等譲渡益に対して総合課税を行うには、納税者番号制度の導入等の執行体制の格段の整備が前提となるので、今後、納税者番号制度の検討状況をも見ながら、金融関係税制の在り方にかかわる基本的問題として議論を続けていくことが適当である。

2　金融商品に対する所得課税の在り方

(1)　金融商品に対する所得課税を概観するに当たり、まず、預貯金、株式といった典型的な金融商品から発生する利子、配当、株式等譲渡益に対する具体的な課税方法を見ると、利子については一律源泉分離課税、配当については総合課税を基本としつつ源泉分離選択課税制度や少額配当の申告不要制度が設けられており、株式等譲渡益については分離課税を基本としつつ申告分離課税と源泉分離課税の選択課税方式が採用されている。

預貯金、株式等以外の金融商品からの所得は、所得課税の基本原則に則り、一時所得、本法上の譲渡所得、雑所得等に区分されて課税されるが、特に預貯金との競合関係の見られる金融商品からの所得については、利子所得でない場合でも個別に利子と同様の源泉分離課税が行われている（いわゆる金融類似商品課税）。

(2)　今後、新たな金融商品が出現してくることや、海外の多様な金融商品が利用されることが予想される中、このような商品個々の課税方法では所得分類をまたぐハイブリッド商品やデリバティブ（金融派生商品）に対応し切れなくなるとして、むしろ、例えば、「金融所得」といった形で包括的な税制の扱いを考える必要があるのではないかという意見があった。これに対し、金融と金融以外といった形で法制的に仕分けるのは難しいのではないか、金融商品は個々にリスクや必要経費の考え方が異なるので一括して課税をすることは難しいのではないか等の意見もあった。

今後の金融所得課税の在り方を考える上では、総合課税か分離課税かといった問題とあわせ、こうした問題提起も含めて検討していくべきであるが、今後どのような金融商品が出てくるかを現時点で見通すことは難しく、少なくとも当面、現実的、

実務的に考えれば、租税法律主義の下で、現行制度の枠組みの中で個別商品ごとに時機を失せず検討していくことにならざるを得ないと考えられる。

(3) 現在の利子、配当、株式等譲渡益への課税方式についての従来の税制調査会における考え方は、所得の性格や把握体制等との関係で以下のように整理することができよう。

① 利子については、発生の大量性、その元本である金融商品の多様性・代替可能性といった利子所得の特異性を踏まえ、課税の費用面、手続面等からの諸制約をも考慮して一律源泉分離課税が採られている。

② 配当については、その基本的な性格は法人等からの事業収益の分配であり、利子等の金融収益とも性格を異にしている面があることや、所有者の所得階層分布もかなり異なっていること等から総合課税の考え方が採られつつ、少額の受取配当については税負担の軽減措置が講じられており、多くの場合はこの軽課措置の対象となっていると考えられる。

③ 株式等譲渡益については、金融所得としての特異性はあるが、利子との比較で考えると、所得者数等発生の量的規模も相対的に小さく、また、必要経費の概念が認められているように、資金を調達した上で行う事業参加的な投資という事業性のある所得という性格がある。また、預貯金よりも株式の方が高所得者層により保有されており、一人当たり所得で見ても極めて多額に上る場合もある。このため、基本的に総合課税を目指すべきであるとしても、把握体制の現状や市場への影響等を考慮し、分離課税が採られている。

こうして見ると、利子、配当、株式等譲渡益への現行の課税方式は、それぞれの所得の性格を踏まえつつ現実の把握体制や保有階層等をも考慮すると、相応のバランスが図られており、むしろ現実的な方策と考えられる。当面、金融所得課税について現行の法制度の枠組みの下で個別商品ごとに検討していくということにならざるを得ない中では、利子、配当、株式等譲渡益課税についても基本的には現行の枠組みを維持しつつ、その中で必要な適正化を行っていくことが適当である。

(4) 利子、配当、株式等譲渡益以外の金融商品から生じる所得については、現行制度上は基本的には総合課税されることになるので、そのために必要な把握手段について適切に整備することが必要である。ただし、個々の金融商品の特質から総合課税が必ずしも適当でない場合には、所得発生の態様、性格、保有階層、把握手段等を

総合的に勘案し、既存の商品とのバランスを図りながら、適切な把握体制と組み合わせつつ課税方式を考えていく必要がある。

その場合、例えば、現行の金融類似商品の利子並み課税の対象を拡大してはどうかとの意見もあるが、この方策は、利子と競合する商品、源泉徴収に適する商品に限られるほか、リストアップされる商品とされない商品とのバランスが問題となる可能性があるので、商品個々の特性を十分勘案すべきである。また、金融商品のスキームの法制化を待つのでは、金融商品の多様化に対応できないことも考えられ、行政的には、アドバンス・ルーリング（税法解釈の事前照会手続き）などの手続きにより課税の明確化が必要であるとの意見もあった。

(5) 金融課税における地方税の課題として、株式等譲渡益や割引債の償還差益など個人住民税が非課税となっているものの取扱いがあるが、地方税の課税の適正化を図る観点から、利子割方式も参考にしながら検討する必要がある。

(6) 金融所得課税の在り方を考えると、所得課税の税率構造を始めとして税制の基本にかかわる問題に触れざるを得ない。したがって、今後、金融所得課税を議論する場合には、所得課税や税体系の在り方について総合的な見地からの議論が必要である。

四　金融関係税制の適正な執行の確保

1　執行の現状と税制

今般の金融システム改革によって、情報・通信技術の発展に伴う金融のグローバル化が進み、新たな金融商品が展開される中で、資料情報制度の整備を始めとする金融関係税制の適正な執行の確保が重要である。税制とその執行とは相互にフィードバックする関係にあり、税制の構築に当たっては、それが適正に運営されるよう、事務負担・費用をも勘案し、できるだけ簡素で実効性ある制度とすることが強く要請される。

(1)　我が国の申告納税制度においては、源泉徴収制度や法定調書の提出制度が適正申告の担保として機能している。大量性、多様性、「足の速さ」といった特徴を持つ金融所得に関しては、特にこの機能が有効に働いていると評価される。今後、新商品の出現や海外商品の利用が進む中では、現在いずれの制度の対象ともなっていない金融商品についても、必要に応じ、これら制度の対象の拡大により対応することが求められる。

特に、源泉徴収制度は膨大な取引情報の提出・名寄せ等金融所得把握のための大掛かりな仕組みを要せず実質的な税負担の公平を確保できる方法であり、納税者番号制度を有するアメリカ、カナダ等を除く多くの国々で採用されている。金融市場のグローバル化を背景として、ＯＥＣＤの議論においても、各国における利子への課税方式には、源泉徴収を重視する方法と、情報交換を重視する方法とそれぞれに得失があり、少なくともいずれかの方式で適切な課税を図っていくべきであるとされている。

なお、公社債利子に関する源泉徴収について、非居住者の取扱いを含めた流通市場への影響が指摘されているが、納税者番号制度をめぐる議論を視野に入れつつ、流通市場の制度の在り方、取引把握の負担や実効性等を踏まえた幅広い検討が必要である。

(2)　新しい金融取引であるデリバティブ取引については、課税の繰延べの問題は時価主義の採用によりある程度対応できるとしても、その実態把握の困難性、非居住者課税を含めた所得分類の変更や源泉地変更による国際課税上の問題が指摘されている。

さらに、デリバティブ取引のみならず証券化、仕組み債、投資信託の多様化、電

子マネー・電子商取引等の新しい金融取引が展開される中で、適正な課税が困難になることが予想される。

(3) このような現状に対しては、後述の納税者番号制度の導入のほか、資料情報制度の整備、質問検査権の強化、立証責任の転換、さらには租税回避否認規定の制定などを行う必要があるとの意見がある。

(4) また、執行の問題の税制へのフィードバックとして、所得課税の枠内での方策では限界があり、これを補完する税制が必要であるとして、特に取引があれば外形的に課税できる流通税の重要性を指摘し、その観点から現行の有価証券取引税、取引所税を評価する意見もあった。

(5) なお、金融関係税制については、従来より、金融資本取引の特徴から、納税者等の事務負担の軽減にも配慮し、現行の税務執行の制度の下で、簡素な税制が要請されてきた。（参考２）

今後、仮に納税者番号制度の導入など税務執行の制度が整備されることを前提にすれば、所得税制として採り得る選択肢はかなり広がるものと考えられるが、取引形態の多様化、複雑化の中で、簡素な税制への要請は引き続き念頭に置いておく必要があろう。

2 改正外為法に対する税制面での緊急の対応

来年４月から施行される改正外為法は、一連の金融システム改革に先行して、国境を越える資金移動を抜本的に自由化することを内容とするものであり、これにより、内外の資金移動が飛躍的に自由化、活発化されることが予想される。

税制面では、これに対応し、租税回避行為の把握や防止に資するため、「国外送金等に係る資料情報制度」と「民間国外債の利子非課税措置に係る本人確認制度」を緊急に整備する必要があると判断した。

(1) 「国外送金等に係る資料情報制度」の整備

我が国の金融関係税制においては、利子や金融類似商品に対し、源泉分離課税が行われており、これらの金融所得に関し、金融機関から税務当局に対する支払調書が提出されていないため、税務当局は、預貯金口座の所在等に関する資料情報をほとんど有しない状況となっている。

これまでも外為管理は徐々に自由化され、内外の資本交流が活発化してきたが、

依然として、為銀制度や、資本取引における許可制等により国境を資金が越える段階で送金内容等について一定のチェックが行われていたことから、外為管理のいわば反射的効果として、クロスボーダーの資金移動をめぐる租税回避行為に対する牽制効果と把握の端緒となり得ることが期待されていた。

今回、外為取引の抜本的自由化により、クロスボーダー取引をめぐる租税回避行為が横行するような事態となるならば、税制に対する国民の信頼を損うとともに、金融システム改革への国民の信頼をも失うこととなりかねない。このため、既に外為管理を撤廃した先進諸外国の経験をも学びながら、我が国の外為取引の実態を踏まえ、一定のルールの下で透明性・公正性、すなわち、フェアの観点から、税制として、適切な措置を講ずることが必要であると判断した。

具体的には、諸外国の状況や外為実務を踏まえ、改正外為法に対応して適正な課税の確保に資する最低限の措置として、一定金額を超える国外送金等について銀行等から税務当局に対し情報資料を提出すること等を内容とする制度を緊急に整備することが適当であるということで概ね合意が得られた。

(2) 「民間国外債の利子非課税措置に係る本人確認制度」の整備

我が国の税制上、非居住者・外国法人が内国法人の発行する債券の利子を受け取る場合には、国内源泉所得として課税することを原則としている。しかしながら、企業の資金調達手段の多様化を図る等の観点から、特例として、国外で発行された債券（民間国外債）の利子については非課税とする措置が従来より設けられている。

改正外為法に伴い、資金が自由に国境を越えて移動することが可能になるが、その結果、居住者・内国法人が直接国外で民間国外債の利子を受け取ることにより、この特例が濫用され、市場や税制における公平の観点が損われることのないよう、利子の受領者が非居住者等であることを確認する制度を新たに整備する必要がある。

米国等の先進諸外国においても、ユーロ債利子は非居住者に対しては非課税としているが、居住者に対しては当然課税としており、一定の本人確認手続きや罰則等による適正課税の担保措置を講じている。

本人確認制度の具体的な仕組みを検討するに当たっては、内国法人の民間国外債の発行に支障が生じないよう、市場の慣行に十分配意する必要があるとされた。

(3) 政府においては、当小委員会のこのような議論を踏まえ、「国外送金等に係る資料情報制度」に関しては、 200万円を超える国外送金及び国外からの送金等の受領

について銀行等から税務当局に対し、調書を提出すること等を内容とする法案を、また、「民間国外債の利子非課税措置に係る本人確認制度」に関しては、利子受領者の非居住者性の確認を利子の支払取扱者による利子受領者情報の通知を基に行うこと等を内容とする法案をとりまとめた。

これらの法案は、第 141回臨時国会において可決・成立したが、現行の金融取引実務や市場慣行の下で、適正課税の担保に不可欠な措置を講じたものである。これからのクロスボーダーの資金移動の推移、外為取引形態の多様化、外為実務の担い手の拡大・多様化等新たな事態の下で、今後、これらの二制度が適切に機能しているかどうかを注視し、税に対する国民の理解と信頼が損われることのないよう、必要に応じ適切に見直していく必要があろう。

3　納税者番号制度

(1)　納税者番号制度については、税制調査会の昭和54年度答申以降、昭和63年度及び平成４年度の２度にわたり納税者番号等検討小委員会で審議の上、報告を行う等、これまでに鋭意検討を重ねてきている。同制度は、かつては、主として利子・株式等譲渡益の総合課税化との関連で議論されてきたが、近年、税務行政の機械化・効率化による課税の一層の適正化の観点から、また、納税者の所得等の把握により所得・資産課税の適正化に資するということから、多角的な検討が進められてきた。

(2)　最近、納税者番号制度をめぐる環境には変化が見られる。高度情報化、電子化の進展は著しく、日常生活においても各種のカードが普及し、これに伴い番号の利用が身近なものとなっている。こうした中で、行政においても全国一連の番号の整備が図られてきている。基礎年金番号が本年１月から実施され、これまでに付番が完了するとともに、住民票コードについて住民基本台帳法の一部改正試案が本年６月に公表されている。これらの番号の整備が進展するのに伴い、納税者番号として利用し得る番号について、より具体的な検討が可能となっている。

また、金融システム改革に伴い、グローバルな資金シフトが容易となり、金融資本取引の「足の速さ」が増していくという新たな状況変化を受けて、税負担の公平を確保するとの観点から、資料情報制度の充実が求められている。ＯＥＣＤにおいても、海外資料情報制度や情報交換等を強化すべきであるとの方向で検討が行われている。今後、こうした資料情報の増大等を踏まえると、何らかの番号を利用した

効率的な対応が求められる。

さらに、グローバル化、情報化の広がりの中で、電子商取引の進展も含む取引内容の複雑化・広域化等に対処し、今後とも適正・公平な課税を行う必要があり、そのため番号を利用した迅速かつ効果的な税務行政が要請されている。

納税者番号制度に関する国民の理解については、各種番号の普及等を背景に、最近のアンケート調査等によれば、従前に比較して理解が進んでいると見られる。

(3) このような状況変化を踏まえ、納税者番号制度について改めて検討を深めていくべきであり、同制度の目的についても議論を展開する必要がある。税務行政の機械化・効率化による課税の適正化に関連して、税務執行面から、資料情報の処理の現状を踏まえ、納税者番号制度が所得把握の向上、納税者の意識向上、税務行政の効率化の観点から、基本的に有効であると考えられる。また、納税者番号制度と言うと直ちにすべての所得の総合課税化をイメージする向きがあるが、同制度は分離課税あるいは源泉徴収制度と相容れないものではなく、適正・公平な課税の実現の観点から意味がある、さらに、金融システム改革に伴う金融資本取引の自由化、グローバル化の進展に対する適正・公平な課税の確保のため、何らかの番号を利用した資料情報制度の充実が不可欠である、との議論がなされた。これらを踏まえて、検討を進めていく必要がある。

また、納税者番号制度を導入した場合の資金シフト等の経済取引への影響、民間及び行政のコストと効果の比較等についても、引き続き具体的な検討を進めていく必要がある。

さらに、プライバシー保護については、国民の理解を深めるため、問題となる局面を整理して示すことが求められる。

納税者番号制度の是非については、国民の理解が更に深められ、より具体的で活発な議論が行われることが重要であり、政府において、パンフレットの作成・配付等が行われてきているが、さらに国民の理解を深めていく方策を考える必要がある。

(4) 納税者番号制度をめぐる環境は新しい局面を迎えており、税制調査会において、国民の受け止め方を十分に把握しつつ、より具体的かつ積極的な検討を行わなければならない時期に来ている。

五　平成10年度税制改正において早急に検討すべき課題

今回、当小委員会の中間報告に当たり、金融関係税制の諸課題の中から、来年度の税制改正で検討すべきものを特に取り上げ、検討の指針を提示することとする。

1　金融取引に対する取引課税（有価証券取引税、取引所税）への対応

(1)　市場原理の働く効率的な資本市場が我が国の経済社会のインフラとして重要性を増してきていることは、前述のとおりである。金融資本取引のグローバル化が進展する中で、金融システム改革を推し進め、金融・資本市場を活性化させ、国際的な市場間競争での競争力を高めることは重要な政策課題の一つとなっている。

我が国の資本市場を発展させるためには、規制緩和等を通じて市場の構造自体を改革し、価格形成機能を高めていくことが重要である。商品の多様化、手数料等の取引コストの低減、情報分析能力の向上等の努力が強く求められる。大口の機関投資家にとっても使い勝手のよい市場をつくることも重要である。また、そもそも企業の配当政策の特殊性、株式の持合いや株主総会の在り方等が、株式市場の動向に影響を与えていることも否定できない。魅力ある市場を目指すためには、結局は日本企業の株式を魅力的なものにするような各企業の努力が不可欠となる。

金融取引に対する取引課税である有価証券取引税や取引所税についても、こうした流れの中で見直しを求める意見が出されている。また、株式等譲渡益課税については、適正化の必要性が従来から指摘されている。

平成８年度税制改正において、２年間の時限的措置として、有価証券取引税については株式等に係る税率（第２種）を 0.3%から0.21%に引き下げ、あわせて株式等譲渡益課税については適正化措置（源泉分離課税のみなし差益率の引上げ）が講じられている。

以上を踏まえ、平成10年度税制改正において証券税制全体として議論を行っていく必要がある。

(2)　金融のグローバル化が進む中で、市場取引は、取引コストに対してより敏感になってきており、委託手数料、取引課税を含めた全体的なコストが国際的に高い水準にあると、取引自体が海外にシフトしてしまう可能性がある。金融システム改革を推し進め、金融・資本市場を活性化させるという観点から、取引課税を廃止すべ

きであるという強い意見が出されている。

取引課税は、理論的には、取引コストの一部となり、利回りを低下させる。また、取引課税は税の累積を排除しない仕組みであることから、短期取引に対し相対的に重課となり、結果的に、資産選択に影響を与え、市場の効率性を低下させることとなる。これに関連して、取引課税には、過度なボラティリティ（価格変動）を抑制し、資源配分の効率化に資する面もあるのではないかとの意見があったが、これに対しては、ボラティリティ抑制のためには税以外の手段もあるのではないかとの意見があった。

このように取引課税は、理論的には一般に取引や市場の効率性にはマイナス、ボラティリティ抑制にはプラスと考えられるが、現行の有価証券取引税や取引所税程度の税負担が現実の取引にどこまで影響を与えているかは、実証的には明らかにはされていない。また、取引課税の影響は、同程度の税収を上げるためにほかの税を引き上げる場合との比較において評価する必要がある。

(3) 有価証券取引税や取引所税といった取引課税については、これまでの税制調査会やＯＥＣＤ等での議論を踏まえれば、以下のような意義が指摘できる。（参考５）

① 現在の執行体制の下では、簡素で納税・徴税コストが少ない税制として、実質的公平に資するものであり、税体系上、一定の役割を果たしていると考えられる。

② 有価証券取引や先物・オプション取引が法制度の下で安定的に行い得るメリットに対する対価と考えられる。

③ 所得・消費・資産で捉え切れない担税力を取引自体に求めるものと考えられる。

④ 資産の移転に伴う税であり、資産課税の一つとも考えられる。

さらに、金融のグローバル化の中で適正な課税を確保するという観点から、外形的に課税する取引課税の重要性が見直されつつあるという意見もあった。

(4) 有価証券取引税は、利益の有無にかかわらず取引に対し一律に課税するものであることから、株式等譲渡益課税の代替税とは言えず、両者は理論的には別の税であると考えられる。ただ、税体系としては、所得課税を消費課税や資産課税が補完するように、税目が相互に補い合って全体として適切な課税が実現されるのが望ましい。所得課税については、所得の把握が難しいという特質があり、取引課税により補っていくという考え方がある。制度の経緯からしても、譲渡益課税と取引課税は同じ株式という金融資産の移転に伴う課税として、密接な関係にあることから、両

者は証券税制全体の中で検討していくのが適当と考えられる。

(5) なお、国際的には、有価証券取引税類似の税制は、イギリス、フランス、スイスのほか、香港、シンガポール等に存在するが、アメリカ、ドイツ等には無い。また、イギリスでは公社債やマーケットメーカー等の取引を非課税としているなど、非課税の範囲については各国ごとに異なっている。

いずれにせよ、株式に係る課税について、取得・保有・譲渡の各段階を通した税負担の求め方を見ると、その姿は各国で様々であると言える。

取引所税については、主要国には同様の税制は見られないが、国際的にも新しい分野であるデリバティブに対する課税の一環として検討していく必要があるのではないかとの意見があった。（参考５）

(6) 以上見てきたとおり、取引課税には税制として一定の意義が認められるものであり、現実の取引への影響や国際的整合性といった観点のみから、その存廃を結論付けることは難しい。

取引課税の今後の在り方については、以上のような検討を踏まえ、次のような意見があった。

取引課税の廃止は、他の金融・証券市場改革とあいまてば中長期的には市場にプラスの効果をもたらし得るところであり、金融のグローバル化が進む中で市場取引が取引コストに対してより敏感になってきていることや、現下の市場の動向にかんがみれば、金融システム改革を強力に推進していく政府の意思を明らかにするためにも、政策的な見地から、その具体的なスケジュールはともかく、思い切って廃止の方向を示すべきであるとの意見があった。これに関連して、株式等譲渡益課税について申告分離一本化といった適正化が実現されない中で取引課税のみを廃止することは適当でないとの意見があった。

これに対して、金融のグローバル化に伴い所得の捕捉が困難になっていく中では、取引課税にはむしろ税体系及び税収面から一定の意義が認められるところであり、税率水準次第では現実の取引への影響も少ないことから、取引課税を廃止するのは適当ではないという意見があった。また、金融グローバル化の進展等を踏まえて、取引課税の税負担の軽減を検討する場合にも、金融システム改革全体の動向を見極め、税収面からの費用対効果を検証し、株式等譲渡益課税の適正化状況を踏まえていく必要があるとの意見があった。

(7) 当小委員会においては、取引課税の今後の在り方について、以上のとおり議論の整理を行った。総会における平成10年度税制改正に関する審議においては、現下の経済・財政事情、税制改正全体の中での位置付け等を総合的に勘案した上で、成案がまとめられることを期待する。

2 株式等譲渡益課税への対応

(1) 株式等譲渡益課税の経緯

株式等譲渡益課税については、昭和63年の税制の抜本改革において原則課税化されたが、その際、取引把握体制や証券市場への影響等にかんがみ当面の措置として源泉分離選択課税方式が採用された。その後、源泉分離選択課税方式については「利子・株式等譲渡益課税小委員会」において見直しが行われたが、把握体制、取得価額の計算の難しさ等を考慮し引き続き現実的な対応として維持され、今日に至っている。

(2) 今回、株式等譲渡益課税について原則課税化から約10年を経て本制度を見直し、今後の方向を示すと以下のとおりである。

① 株式等譲渡益を総合課税とすべきであるか分離課税とすべきであるかについては両様の考え方があるが、株式等譲渡益を幅広く総合課税とする場合には利子等も含める必要があり、そのためには納税者番号制度といった把握体制が必要である。当面、そのような把握体制が整わない下では、分離課税の枠組みの中での適正化を図ることが適当である。なお、資金の海外等へのシフトのおそれや、累進税率の下では各金融資産の税引き後収益が納税者ごとに異なること等から、むしろ分離課税にメリットを見い出し積極的に評価する意見もある。

② いずれにしても、現行の源泉分離課税方式については、現に個人株式取引のうちかなりの部分がこの方式を選択している実情に配慮すべきであるとの意見もあったが、

イ．譲渡益のうちみなし差益率を超える部分は課税対象となっておらず、所得課税の趣旨とは外れたものとなっている、

ロ．申告分離課税との選択が認められていることから、譲渡益の大小（譲渡益と譲渡損）に応じて意図的な税負担軽減が図れる、

ハ．フリー、フェア、グローバルの３原則による金融システム改革の理念からす

ると、税の公平性や市場の透明性を高めることが重要であるが、アメリカ、イギリスにも無い源泉分離課税制度を維持することは、この方向に反するものである、

ニ．地方税が非課税となっている、

といった点において問題があることは否定できない。

他方、把握体制の整備や取得価額の計算、証券市場への影響といった問題については、

イ．選択によるとはいえ申告分離課税の実績も積み重ねられてきており、株式等譲渡益には利子等に比して把握のための大掛かりな仕組みは必ずしも必要でなく、取引情報が集まる仕組みがあれば、申告分離課税へ一本化したとしても適正な申告を期待できる状況になっていると考えられること、

ロ．実額により所得計算をして申告することは申告納税制度の基本であり、原則課税化してから相当な期間を経過した現在においてみなし課税を維持すべきではないこと、まして、相当程度の資金の移動が伴う株式の取引についてこのような配慮は適当でないこと、

ハ．昭和63年に原則非課税から原則課税に移行した際と、原則課税化してから相当期間を経て分離課税の枠組みの中で変更する場合とでは、証券市場への影響についてもおのずと差異があること、

から、当小委員会としては、源泉分離選択課税方式は廃止し、申告分離課税に一本化することが適正化の方向と考える。

しかしながら、源泉分離課税方式の廃止は、個人の株式取引に対しかなりの影響を与えかねないため、現在の低迷している証券市場の状況や金融システム改革の進展状況に政策的に配慮する必要があることからすれば、これを直ちに廃止することは適当でないとの強い意見があった。この場合、当面、源泉分離選択課税を維持することとなるが、課税の適正化の観点から、少なくとも源泉分離課税の税率等を見直すことが適当である。また、課税の公平性、中立性を確保する観点から、地方税における課税の適正化も図る必要がある。

なお、申告分離課税に一本化されれば、対象取引について本人確認及び課税資料の提出が必要となることは言うまでもない。

③　なお、利子と株式等譲渡益については、所得の性質、保有階層、所得の計算方

法（取得価額の控除等）等が異なるものであり、また、納税者番号制度が導入されていない状況においては、両者に異なる課税方法が採られることは現実的な選択と考えられる。これに対し、株式等譲渡益課税を申告分離課税に一本化することは、一律源泉分離課税となっている利子課税との均衡を欠くのではないか、利子も含めた総合課税を指向すべきではないかとの意見があった。

また、株式等譲渡益課税について納税者の事務負担等から源泉分離課税の意義を主張する意見があるが、このような見解を採るのであれば、株式の譲渡については所得課税より取引課税が適当との見解を採らなければ一貫しないとの意見があった。

④　税率構造

株式は、預貯金に比べ高所得階層が保有しており、譲渡益も相当多額になる場合もあることから、垂直的公平の観点にも配慮する必要があり、このため、従来は大口の株式取引等について総合課税とすべきであるという意見があったが、分離課税を前提としつつ、譲渡益の中で高額の部分についての税率の引上げを行うことを検討すべきであるとの意見があった。

⑤　譲渡損失の取扱い

イ．源泉分離課税と申告分離課税が取引ごとに選択できる現行制度の下では、申告分離において譲渡損失ばかりを申告すること等による調整ができるため、次年度以降への繰越しや他の種類の所得との通算を行うことは適当でない。

ロ．申告分離課税に一本化された場合には譲渡損失への配慮も必要であり、例えば、同じ株式等譲渡益との間であれば、次年度以降への繰越しを検討してはどうかとする意見があった。

ハ．他の所得との通算について、納税者番号制度の下で総合課税を行っているアメリカにおいては一定額に制限されており、ほかの主要国では認められていない。これらの取扱いは、譲渡損失の他の所得との性格の違いや損失の発生に任意性があること等によるとされており、こうした考え方をも踏まえると、我が国においても他の所得との通算は認めないことが適当である。いずれにしても、申告分離課税の枠組みの中では、所得が生じた場合には他の所得と分離して課税する一方損失のみを通算することには問題がある。

3　ストックオプション税制

(1)　今春の第 140回通常国会において、役員・従業員に対する新株の有利発行の緩和等を内容とする商法改正が成立し施行され、アメリカ並みに自由にストックオプションが活用できる基盤が整備された。

ストックオプションの付与を受けた役員・従業員に係る現行所得税制上の取扱いは、概ね以下のとおりである。

イ．ストックオプションの付与を受けた時点では、原則的に課税関係は生じない。付与を受けたストックオプションを行使した時点で、取得した株式の市場価格と払込み金額等との差額相当額の経済的利益があったものとして、ストックオプションの付与の原因、会社との関係等に応じ、給与所得、退職所得などとして総合課税が行われる。

ロ．新規事業法又は通信・放送開発法上の認定会社について、一定の要件を満たしたストックオプションについては、権利行使時の経済的利益を株式の譲渡時点まで課税を繰り延べた上で、株式等譲渡益課税（26%の税率による申告分離課税）が行われる。

(2)　今回のストックオプション制度の一般化のための商法改正は、アメリカの制度を範としているが、アメリカのストックオプション税制は、ストックオプション付与時、権利行使時、株式譲渡時のそれぞれにおいて総合課税を行うことを原則としつつ、所要の要件を満たした特定のストックオプション（「適格ストックオプション」）について、権利付与時及び権利行使時の経済的利益について株式譲渡時点まで課税の繰延べを認め、総合課税を行うこととしている。その際、アメリカでは、納税者番号制度の下、株式キャピタルゲインについても総合課税が行われるが、我が国とは株式等譲渡益課税の在り方が異なることにも留意が必要である。

(3)　ストックオプションの一般化に伴い、現行法上特定の会社のみに認められている課税の繰延べ等を、一定の条件の下に、一般のストックオプションにも適用し得るかが問題となる。具体的な取扱いを検討するに当たっては、ストックオプションの一般化の趣旨と適正な課税の確保の観点とを踏まえつつ、課税繰延べ等の措置が適当であるかどうか、また、適当であるとしてもどのような要件等を満たすものを対象とすべきであるかについて、その趣旨がいかされるよう適切な課税方法を検討すべきである。

4　金融持株会社、特別目的会社、会社型投資信託に関する税制

(1)　第 141回臨時国会に金融持株会社の設立を可能とする法案が提出されているが、これによる金融機関の組織形態の選択肢の拡大は、金融機関の競争促進と経営の効率化につながり、利用者の利便の向上のほか、複合経営の場合の相互のリスクの遮断や合併代替・業務提携の強化を通じた金融システムの安定化にも資すると期待されている。

この法案において提案されている「三角合併方式」（注）による銀行持株会社の創設に伴い、銀行の株主が銀行持株会社に対して行う現物出資に係る譲渡益に対する課税等が発生するが、これについては「三角合併方式」という設立形態を考慮しつつ、銀行以外の法人が持株会社を創設する場合等との課税の公平等の観点も踏まえながら、適切な対応が図られることが望ましい。

（注）上記の「三角合併方式」とは、①金銭出資により既存銀行が銀行持株会社を、さらに銀行持株会社が新銀行をそれぞれ設立し、②新銀行が既存銀行を合併吸収し、③株主が新銀行株式を銀行持株会社に現物出資して持株会社化を図るというものである。

(2)　企業の資金調達手段の多様化、魅力ある投資商品の提供を通じ、全体として効率的な金融サービスを実現するとともに、担保不動産等を含めた資産の流動化を図るため、「特別目的会社（ＳＰＣ）」の発行する資産担保証券（ＡＢＳ）（注）を活用する新たなスキームが構想されている。こうしたスキームの構想に当たっては、債権譲渡に関する第三者対抗要件の具備の簡素化、投資家保護措置、ＳＰＣの設立手続の簡素化といった各般の問題についての検討が行われている。

ＳＰＣに関する税制については、新たな形態で導入される予定のＳＰＣに対して法人段階での課税をどうするか、ＳＰＣの発行するＡＢＳについての課税をどうするか等について検討する必要がある。これらの点については、法制度の整備の状況を見ながら、制度創設の趣旨がいかされるよう適切な対応が図られることが望ましい。

（注）資産担保証券とは、資産を原債権者から切り離して媒体（特別目的会社等）に譲渡し、その媒体が資産の信用力を背景として発行する証券のことである。

(3)　投資家の資産運用に当たっての選択肢を広げる観点から、諸外国において行われている会社形態での投資信託の仕組みである「会社型投資信託」の導入が検討され

ている。

会社型投資信託に関する税制については、会社という形態を備え、投資家が株主権を行使するという側面を持ちながら、投資信託としての機能を果たすという特殊な性格に配意しつつ、法人段階での課税をどうするか、投資家への課税をどうするか等について検討する必要があり、制度の具体化の状況を見ながら、適切に対応すべきものと考えられる。

5　生命保険料控除・損害保険料控除

生命保険料控除・損害保険料控除については、税制調査会においては、（イ）制度創設の目的は既に達成されており、制度の縮小・合理化を図る必要がある、（ロ）個人の商品選択の裁量性を重視しつつ業態別・商品別の現行制度を改組・一本化すべきである、（ハ）民間の年金・保険商品の活用による老後に備えた自助努力を支援する制度として改めて位置付けるべきである等を指摘してきている。

新たに金融システム改革の実施により、各業態間の垣根が取り払われ、金融の自由化・国際化が大胆に進んでいくといった状況の下では、金融商品間、各業態間の課税の公平性・中立性の要請は強まるものと考えられ、生命保険料控除・損害保険料控除の具体的な見直しについて早急に議論を進めていく段階に来ているものと考える。なお、保険も貯蓄としての機能面に着目すればほかの金融商品とは差がない、保険にも貯蓄性、投資性の高いものもあり、保険を一律に税制上特別扱いすることは適当でない、不時の出費への備え・老後への備えといった面での国民の認識には貯蓄、保険に差はないといった意見が多かったが、保険商品の特殊性等への配慮を求める意見や、両控除の見直しは広く国民に影響することに留意する必要があるとの意見もあった。

これとあわせて、個人年金保険に係る生命保険料控除の在り方についても、個人年金保険とそれ以外の年金商品や金融商品との課税上のバランスをいかに図るかという問題がある。この点は、老後生活における自助努力の位置付け、世代間・高齢者間の税負担の公平確保の観点などともかかわる問題であるが、金融商品間の中立性、公平性の観点も含めた総合的な検討が必要である。

6　課税繰延べ、非課税貯蓄制度

(1)　課税繰延べ商品（利払いが長期間経過後に一括して行われ、その期間中は利子課

税が先送りされる金融商品）については、元来、毎期利払いが行われる金融商品に比べ実質的な税負担が軽減されるといった問題があり、預金の預入期間制限の撤廃を契機に、税制調査会でもその適正化が必要であるとの観点から議論が行われてきており、金融・経済情勢、預金者や投資家の受け止め方等を見極めつつ、早急に適正化の検討を進める必要があるとされている。

今後、金融システム改革が進められ、業態間の分離、長短分離が急速に無くなっていくことを踏まえ、具体的な課税の適正化の方法、その対象となる金融商品の範囲といった点について早急に検討を進めていくことが必要である。

(2) 非課税貯蓄制度

高齢者等の有する預貯金等の利子を非課税とする非課税貯蓄制度（いわゆる老人マル優）、勤労者の老後の年金貯蓄・住宅取得のための貯蓄の利子等を非課税とする制度（いわゆる年金財形・住宅財形）は、一定の政策目的のために設けられている制度であるが、政策的意義から制度の在り方を慎重に考えていくべきであるとの意見がある一方、課税ベースの拡大の観点や公平性の観点のほか、金融自由化が進む中での課税の中立性の観点も含めた見直しも必要であるとの意見があった。

（参考１）諸外国の税制との比較

１　各国の税制は、それぞれの国における様々な事情を背景として成り立っている。したがって、我が国の金融関係税制を諸外国と比較するに当たっては、①金融システムや税制の成り立ち、経緯、②金融改革と税制の関係、③金融市場の性格、金融分野の経済の中での位置付け、税制以外の諸制度の特徴、④金融関係税制の税制全体の中での位置付け、⑤納税システム、執行体制等を含めたトータルな金融関係税制の実態、といった多面的な視点からの検討が不可欠と考えられる。

２　海外調査の成果も踏まえ、主としてニューヨーク、ロンドン市場を抱えるアメリカ、イギリスや、イギリス以外のヨーロッパ諸国について、これらの各視点から検討すると、以下のとおりである。

(1)　まず、利子、株式についての税制やその執行体制、金融システム改革との関係等について、アメリカ、イギリスを中心に概観すると、

イ．アメリカにおいては、納税者番号制度及び広範な資料情報制度を基礎として、従来から利子、株式等譲渡益のいずれについても総合課税が原則となっている。また、利子については、納税者番号を告知しない場合の源泉徴収制度があり、長期の株式譲渡益については、軽減措置が存在している。なお、株式等の取引にかかる連邦印紙税は、個別消費税減税の一環として、1975年の委託手数料完全自由化（「メーデー」）以前の1966年に廃止されている。

ロ．イギリスにおいては、利子について、従来から源泉徴収制度を基礎として、総合課税が行われているほか、株式等譲渡益についても、所得税率のフラット化の中で、従来の一律分離課税から総合課税に転換が行われた。なお、1986年の証券市場改革（いわゆる「ビッグバン」）と同時期に株式等の取引に係る印紙税の改正が行われたが、これは印紙税率を１％から 0.5％に引き下げると同時に、ペーパーレス取引に対する印紙税補完税の創設等課税ベースを拡大した歳入中立の改正であった。

ハ．そのほか、ドイツ、フランス、スイスといった主要国を見ると、利子については、ドイツ、フランス、スイスにはいずれも源泉徴収制度があり、フランスは総合課税と源泉分離課税の選択、ドイツ、スイスは総合課税となっている。株式に

ついては、譲渡益課税について、フランスが分離課税、ドイツは短期所有等に課税、スイスは事業に係るもの以外は非課税である一方、フランス、スイスには取引課税があり、ドイツ、フランスには保有課税も存在する。

(2) 各国の金融改革と税制の関係（上記(1)②）については、特に「ビッグバン」の本家と言われている英国では、金融改革に合わせて税制改正が行われたとの認識は、一般に希薄であるとの印象を受けた。

・各国の金融システムや税制の成り立ち（上記(1)①）、金融市場の性格（上記(1)③）等に関しては、

イ．イギリスは、従来から、世界の金融センターとして、その繁栄を通じて国内の雇用創出を図るとの観点から他国からの資金流入を重視しているところである。税制についても、こうした観点を踏まえ、所得税や法人税の税率を引き下げる一方、付加価値税の税率を引き上げ、さらに取引課税を含めて各種税制を適切に組み合わせることにより、所要の税収を確保している。

ロ．アメリカは、自国産業全般の成長に自信を持っており、金融分野についても、このうちの一つとして位置付けられているように考えられる。税制は、その中で、専ら所得課税を中心に所要の税収を確保している。

ハ．イギリス以外のＥＵ諸国は、それぞれの税制の成り立ちや自国金融市場の競争力等により個々にはまちまちであるものの、ＥＵ域内を中心とした各国間で資金移動の可能性が高まる中で、税の引下げ競争に悩んでいる印象を受けた。

(3) 金融関係税制の税制全体の中における位置付け（上記(1)④）についても、各国の税制の成り立ちや考え方の相違から一概には言えないが、国内の労働や消費に対する課税とのバランスをとる必要があり、国際的な税の引下げ競争は避ける必要があることについては、各国共通の認識となっている。他方、国際的な資金移動が容易になっている中では、金融関係税制の仕組みや負担水準が一国だけ他国から突出していることが許されなくなっているとの一般的な認識も存在している。

(4) 執行体制等を含めたトータルな各国の金融関係税制の実態（上記(1)⑤）については、スイス、ドイツ等の例外を除きアメリカ、ヨーロッパ諸国ともに総じて我が国に比べ資料情報の把握体制が充実していることが注目される。

(5) 全体を総括すると、各国間で単一のスタンダードを見い出すことは困難である。ＥＵ諸国においてさえ税制を国際的に統一する方向は必ずしも明確ではない。なお、

一般的に言って、税収確保の観点と資本流入促進の観点との間にはトレードオフの関係があり、各国が他国との競争上、独自の税制を構築することもあり得るため、グローバル化により必然的に各国の税制が均一化していくとは限らない。

（参考２）戦後の我が国金融所得課税の推移

(1) 戦後、我が国では資本不足の時期が続いたことから、金融システムには、産業への安定的かつ効率的な資金供給が求められた。金融所得課税についても、シャウプ勧告を受けて利子、配当、株式等譲渡益の総合課税が実施された戦後の一時期はあったものの、利子非課税貯蓄制度が存在していたことや、株式等譲渡益が原則として非課税となっていたことなど、多くの金融所得が課税ベースから外れた状態が続いていた。戦後の日本経済の発展に即して顧みれば、このことは産業界への安定的な資金供給のための資本蓄積に資したものであったと考えられる。

(2) 高度成長の終焉で企業の設備資金需要の伸びが鈍化し、個人・企業の資金運用ニーズが高まってくると、これに応える新たな金融商品が求められるようになる。昭和50年の特例公債の発行が開始されてから、大量国債発行時代を迎えて債券市場の厚みも増すとともに、直接金融の分野も広がり、金融取引が市場を中心に行われるようになることで、自由化・国際化が進展する。個人の所得格差の縮小等により垂直的公平から水平的公平への価値観のシフトが生じるとともに、株式等の取引市場の成長や個人の保有する金融資産の著しい増加等を踏まえて、資産課税の観点から金融関係税制を考えることの重要性も強く認識されるようになってきた。このような中で、金融所得課税については、金融分野以外との間の課税の公平性や、金融商品間の中立性の確保が重視されるようになる。

(3) 他方、グリーンカードが未実現に終わるなどの種々の経緯や、納税者番号制度が無いといった税務執行の制度の現状を背景に、金融関係税制については、事務負担や執行可能性への考慮から簡素な税制がこれまで常に要請されてきている。現在の我が国の金融関係税制において多く採用されている分離課税制度や源泉徴収制度は、簡素で実質的公平の確保に資する制度として評価されている。

(4) 昭和62年及び63年の抜本改革時に行われた、少額貯蓄非課税制度の原則廃止、利子への一律源泉分離課税の採用と金融類似商品への同様の課税、源泉分離選択制による株式等譲渡益の原則課税化等の改正も、中立の観点のほか、上記の公平・簡素といった租税原則を踏まえたものであったと言える。

（参考３）金融関係税制に関する理論的な考え方

金融関係税制に関する理論的な考え方は次のとおりである。

(1) すべての所得を合算し、それに累進税率を適用することが所得課税の前提であり、これにより課税の公平性が最大限確保できるといういわゆる包括的所得課税論からは、金融所得を勤労所得等と合算して累進税率を適用する総合課税が本来、最も望ましい課税方法とされる。

ただし、総合課税を適正・公平に執行するには所得の把握体制が十分に整備されることが前提であり、我が国の現実の制度の沿革を見ても、この考え方に完全に即した税制となっていたことはごく一時期を除いてはほとんど無い。

(2) 上記の包括的所得課税論に対して、支出税論は変動する各年の所得ではなく、長期間に見て平均化された経済力に近似している消費支出を課税ベースとし、その上で、適切な資産課税を組み合わせるべきであるとの考え方であるが、この考え方を徹底すれば、金融所得については課税せず、それが消費（支出）された段階で課税すべきであることになる。

ただし、金融所得について課税しないとの考え方は、現行制度との乖離が大き過ぎ、また、収入から貯蓄を差し引くこと自体も執行上困難な点が指摘されており、現実的にも、この考え方にのっとった税制は諸外国にも見られない。

(3) 最適課税論は、課税による負の誘因効果（ディストーション）、所得分配効果、徴税コスト、リスクの存在といった点での所得の異質性に着目し、社会的厚生を最大化するような形で、異なる種類の所得に対する課税方法を求めようとする考え方である。

この考え方に立てば、所得を利子、配当、株式等譲渡益の金融所得と勤労所得とに大別した場合に、所得の特性を踏まえ、時々の経済状況の下で税制に求められる種々の要請のどの観点を重視するかによって、両者をいかに課税するかは変わり得ることになり、両者を分離して課税することを積極的に評価する結論となる場合もあり得る。

例えば、資源配分の効率性の観点を重視した場合、仮に貯蓄が課税によって影響を受けやすいとすれば、勤労所得への課税よりも金融所得への課税を軽くすることが適当となる。他方、所得分配の公平性の観点を重視した場合、金融所得の格差が勤労所得の格差よりも大きいとすれば、勤労所得に対して金融所得より軽く課税することが適当となる。

最適課税論は、納税者の効用関数や社会厚生関数の置き方によって得られる結果が異なってくることから、現実の政策決定に用いるには難しい面があるが、適切な税制の在り方は様々な与件の下で変わり得るものであることを示唆している。

(4) 勤労所得と資本所得に大別する最近の考え方として、近年、二元的所得税論が提起されている。これは、勤労所得に対して累進税率を適用する一方、資本所得には勤労所得よりも低い均一税率で課税し、グローバル化された今日、国際間の資本移動の中立性を確保するために、実質的な税負担を一定水準に収めようとする考え方である。この考え方は、勤労所得、資本所得それぞれの中では総合課税を目指す一方、勤労所得と資本所得との間ではその性格に応じて税率に差を設ける、先述の(1)と(3)を折衷する考え方を踏まえたものと言える。（注）

(5) なお、上記の課税に関する理論的な考え方とは別に、法制度の執行を重視する立場からは、理論的に優れた税制でも適正な執行が困難であれば現実の制度としては機能しないため、税制の構築に当たっては、運用面を重視し、事務負担・費用にも勘案し、できるだけ簡素で実効性ある制度とすることが求められる。

（注）金融所得と資本所得

金融所得とは、金融資産から生じる所得のことを指す。金融所得のほか実物資産から生じる所得等を合わせたものが資本所得と定義されており、一般的には、勤労所得（労働所得）と対比されて使われている。

（参考４）ＯＥＣＤにおける金融関係税制をめぐる議論

ＯＥＣＤ租税委員会においても金融課税について種々議論があり、その主なものは次のとおりである。全体として、各国の課税方法等の統一は容易でない一方、各国間の税の引下げ競争については歯止めを設けるべく、共同の努力が進行している状況と言える。

(1) 租税委員会・資本市場委員会合同部会での検討

同部会は、各国の租税専門家と資本市場の専門家の合同会合として1993年11月に設置され、1995年６月にかけて、国際化した金融・資本市場と税の関係について整理するとともに、国境を越えた利子に対する課税の在り方について検討を行った。その結果、各国における利子に対する課税の方式には、大別して、源泉徴収を重視する方法と、情報交換による居住地国課税を重視する方法があるが、それぞれには得失があり、少なくともいずれかの方式で適切な課税を図っていくべきであることとされた。

そのほか、金融取引課税についての検討も行われた。（参考５）

(2) 新金融取引特別部会での検討

同部会は、デリバティブ等の新しい金融取引に対する基本的な課税原則について議論することを目的として、1994年６月に設置された。アメリカ、イギリス等による自国の課税経験に基づき、デリバティブに対して課税する際の政策オプション（財務会計原則に依拠した課税、金融商品の分解、ヘッジ会計・統合、時価会計、濫用防止規定の活用）がまとめられたが、それぞれに得失があり、今後さらに各国の経験を踏まえながら検討を続けることとされている。

(3) 租税競争特別部会での検討

同部会は、経済がグローバル化する中で各国が資本誘致のために行き過ぎた税の引下げ競争を行うことの問題点を分析し、これに対抗する措置を検討するために、ＯＥＣＤ閣僚理事会の指示を受け、1996年６月に設置された。有害な税の競争は、貿易、資本取引の流れを歪め、各国の課税ベースを浸食するのみならず、労働、消費といった移動可能性の低い課税ベースへの相対的重課を通じて各国税体系の公平、中立性に反することが問題として指摘されている。有害な税の競争の判定要素としては、無税又は低率課税、不透明な税制、情報交換の不備等が挙げられている。また、このような有害な税の競争に対抗するための方策としては、海外資料情報制度の整備等の国内法上の措置、租税条約に基づく情報交換の強化等の条約上の措置に加えて、ガイドラ

インを策定して有害な税の競争に該当するような優遇税制の導入制限・縮減を行うこと等の国際的協調を強化する措置が検討されている。これらの検討をとりまとめて1998年４月に報告書が閣僚理事会に提出される予定である。なお、Ｇ７サミットにおいてもこうしたＯＥＣＤの活動が支持されている。

（参考５）有価証券取引税、取引所税についての考え方

１　有価証券取引税については、これまで、「一種の流通税的なものとして、有価証券の取引の背後に相当の担税力を認めて課税する税である」と説明されてきている（国会答弁、税制調査会答申）。

また、有価証券取引税と株式等譲渡益課税との関係については、昭和63年の（有価証券取引税の軽減と株式等譲渡益の原則課税化を行った）抜本改革時の国会答弁においては、両税とも「有価証券の取引に伴う負担であることは間違いなく、仮に税体系を異にしていても、両者には密接な関係がある」と位置付けられている。また、平成８年度の答申においては、有価証券取引税の在り方については「株式等譲渡益課税を含め有価証券の取得・保有・譲渡の各段階を通じ全体として適正な負担を求める観点から、引き続き証券税制全体の中で議論していくことが適当」とされている。

さらに、過去の答申においては、資産課税という観点からも、有価証券取引税を検討する必要があるとされている。

（注）有価証券取引税の沿革

有価証券の取引については、昭和12年以来、有価証券の取得者に対して「有価証券移転税」という形で課税が行われてきたが、昭和25年に、シャウプ勧告に基づき同税は廃止された。一方、有価証券の譲渡による所得については、昭和22年以降、一般の譲渡所得と同様に課税が行われてきたが、昭和28年に、株式市場の民主化等の観点から、個人の譲渡所得は原則非課税とされた。その際、有価証券取引の背後に想定される担税力に対して一定の負担を求めるのが適当であるとの観点から、有価証券の譲渡者に対して課する「有価証券取引税」が創設された。

以後、株式等の取引市場の成長拡大、個人の保有する金融資産の著しい増加、さらに諸外国の動向等を踏まえて、昭和48年、53年、56年と、株式等に係る税率は引き上げられた。その後、金融のグローバル化の進展等を踏まえ、各種有価証券間の課税の均衡を図る等の見地から、昭和62年以降、株式等に係る税率の引下げや、転換社債等に係る税率の引上げ等が行われてきている。この間、譲渡益については昭和63年12月改正により、原則課税化の措置が採られている。

最近では、平成８年に、株式等に係る税率（第２種）が時限的に 0.3%から0.21 %に引き下げられているが、この際には、株式等譲渡益課税について適正化措置

（分離課税のみなし差益率の引上げ）が講じられている。

2　取引所税については、現行の商品・証券・金融の先物・オプション取引に原則一律に課税する姿となった平成２年度の全部改正時に、「特定の法律に基づいて公の場として開設された取引所を利用して先物取引を約定する行為に担税力を認める一種の流通税であり、取引所利用税的要素がある」との趣旨が、国会答弁において明らかにされている。

（注）取引所税の沿革

取引所税の歴史は明治時代の初頭にさかのぼるが、その後、幾多の改正が行われ、平成２年には全部改正が行われた。全部改正前の取引所税法（旧取引所税法）では、会員組織以外の取引所に対して課税する「取引所特別税」と、取引所における先物取引に対して取引所の会員に課税する「取引税」に区分され、取引税については、投機性の強い取引に高い税率を適用するという考え方が採られていた。

戦後の我が国における先物取引は長く商品先物取引だけであったが、昭和60年10月に開始された国債先物取引を契機に、様々な証券や金融の先物取引・オプション取引が開始されるに至り、平成２年には旧取引所税法について全面的な見直しが行われた。全部改正後の取引所税法では、取引所における先物取引及びオプション取引の全てを課税対象とし、税率については取引の国際性等にも配慮し一律の低率（先物取引については、いわゆる約定金額の 0.001%、オプション取引については、いわゆるオプション料の0.01%）にとどめるほか、通貨や金利の先物取引には非課税措置ないし軽減措置が講じられている。

3　ＯＥＣＤにおいては、金融取引課税について、以下のような議論が行われている。

（1995年６月のＯＥＣＤ租税委員会・資本市場委員会合同部会）

(1)　金融取引課税は金融市場の自由化に伴い、ヨーロッパ諸国を中心に軽減する傾向が見られるが、他方、主要な金融市場では維持されている。

(2)　金融取引課税は、創設時には、応益的課税として位置付けられていたと思われるが、その後、歳入源としての意味付けや、キャピタルゲイン課税が不十分な場合の税負担の公平確保の手段としての認識も出てきている。

(3)　金融取引課税が軽減されてきた背景には、取引高や価格の水準・変動率に影響を

与えると思われること（ただし、市場規制や手数料の存在も併せ考慮する必要がある）、取引の場所が移ること、課税対象とならない代替的な金融商品等を生むこと、金融商品の満期の違いや商品性によって効果が違ってくること、といった認識が存在する。

(4) いずれにせよ、すべての税は何らかの形で経済活動に影響を与えるものであり、取引課税の影響も同程度の税収を上げるためのほかの税の引上げの場合との比較において評価する必要がある。信用できる帳簿や記録のない個人投資家に関する場合などに、資本取引に対する公平な税負担の確保のために金融取引課税を課している国もあり、その場合、証券投資家に対する課税の全体的なデザインの中で、評価する必要がある。

4 なお、ヨーロッパにおいては、情報化社会に向けての経済構造変化の中で、情報化から生ずる利益を適正に分配する手段として、情報量や記憶容量の単位であるビット数又はバイト数を課税標準とした一種の取引課税である「ビット税」の構想が、学者により提唱されている例がある。

「金融課税小委員会中間報告」

――― 概　要 ―――

金融課税小委員会中間報告の概要

一　金融システム改革と金融関係税制

○　21世紀を目前に控え、既に高齢社会に突入している我が国において、国民経済を活力あるものとして保っていくためには、金融市場の改革を行うことにより、マーケット・メカニズムが最大限に活用され、資源の最適配分が実現される金融システムを構築していくことが不可欠。

国際的にも魅力ある市場は、商品、価格、業務、組織形態等の大胆な自由化を通じ、市場原理を十分に機能させることにより生まれる。市場機能の発揮のためには、公正で透明なルール、市場参加者の市場規律と自己責任原則の徹底が求められる。

○　金融関係税制については、従来より、公的サービスの財源としての基本的性格や公平、中立、簡素といった租税の基本的考え方に基づき、大量性、多様性、「足の速さ」といった金融資本取引の特徴に配慮した税制の構築に努めてきたが、**フリー（市場原理が働く自由な市場に）、フェア（透明で信頼できる市場に）、グローバル（国際的で時代を先取りする市場に）の三原則の下で進められる金融システム改革を税制としても受け止め、時機を失することなく対応していく必要。**

- グローバルな資金シフトが容易となり、金融資本取引の「足の速さ」が増していることを受けて、金融関係税制の税制全体の中での位置付けを検討していく必要。
- フリーの原則の下、新しい金融商品・取引が出現してくることに対応して、各種金融商品に対する課税の在り方を検討していく必要。
- フェアの原則に関連し、税負担の公平確保、租税回避行為の把握、防止が重要。

当小委員会は、設置後、第一弾の対応として、今秋、来年４月からの外為法改正への緊急の対応策を講じたが、今後は、納税者番号制度を含め、資料情報制度の充実について積極的に検討していくことが強く要請される。

- **第二弾として早急な検討が求められるのは、総合的な改革が進められている証券市場に関する税制の分野であり、加えて、金融持株会社、特別目的会社（ＳＰＣ）、会社型投資信託などに関しても金融システム改革の進展に伴い具体的な措置が講じられるのに合わせて、税制面でも適切に対応していくことが求められている。**

○　税はいかなる税であれ、税引き後のリターンに何らかのマイナスの影響を与えることはその性格上避けられないが、なるべく資産選択を歪めたり、取引を阻害することがないような税制の在り方を追求していくことは重要であり、そのような意味の「中立性」は、税制を検討していく場合の基本。グローバル化の中で、国内と国外の「中立性」も視野に入れるべき。

具体的に、「中立性」が問題となる局面は、リスクが異なる商品間、期間が異なる商品間、金融機関間や個人間など様々であり、異なった性格の商品・取引間で、形式的に同じ扱いをすることが必ずしもその趣旨にかなうわけではない。

○　いわゆるグローバル・スタンダード論については、国際的に税制に単一のスタンダードがあり、それに我が国も合わせなければならない、という意味の議論であれば、当小委員会として採り得ない。

諸外国の税制は、基本的に各国の様々な事情を反映して多様なものである。グローバル化に伴い、少なくとも国際的な資金移動にかかわる税制について、一国だけの突出が許されなくなってきており、その意味で税制の国際的整合性について配慮する必要はあるとしても、我が国が目指す金融システムに合った税制は、我が国なりの事情を考慮しながら、構築していくべき。

二　金融関係税制の税制全体における位置付け

○　我が国金融関係税制の推移を顧みると、近年は、金融分野以外との間の課税の公平性や、金融商品間の中立性の確保、事務負担・執行可能性に配慮した簡素な税制への要請を踏まえ、分離課税による金融所得の課税ベースの拡大が図られてきている。

○　金融所得課税の検討に当たっては、公的サービスの財源としての税の基本的性格から、税制全体として税収を確保していかなければならない中で、「足の速い」所得である金融所得への課税と、移動可能性の低い労働所得や消費への課税との関係をどうするかという問題が存在。

○　税制調査会においては、総合課税論をベースに従来議論してきている。現実の税制

では一定の金融所得について分離課税が導入されてきたが、その意義については、把握体制が十分でない下で実質的な公平を確保するための方策と考えられてきている。

他方、資源配分の効率性と所得分配の公平性の観点を考慮し、最も経済的に合理的な課税体系を求める最適課税論からは、貯蓄が課税によって影響を受けやすいとの仮定の下で、金融所得については、分離課税を導入することが適当であるとされる。

○　金融・サービス等いわゆる「足の速い」経済活動について、各国の間で資本誘致のために行き過ぎた税の引下げ競争が行われると、貿易、資本取引の流れを歪め、各国の課税ベースを浸食するのみならず、労働、消費といった移動可能性の低い課税ベースへの相対的重課を通じ、各国税体系の公平、中立性に歪みを与えかねない。ＯＥＣＤでは、有害な税の競争に対抗するための方策が検討されており、Ｇ７サミットにおいてもこうしたＯＥＣＤの活動が支持されている。

○　金融資産残高の累増というストック化の進展から、金融資産に対する課税が重要となってきている。金融資産から生ずる所得への課税についても、資産課税として重視する必要があり、また、金融取引に対する取引課税についても、金融資産の移転に伴う課税の一つであることから、資産課税としての意義を認める意見があった。

三　金融商品に対する所得課税の在り方

○　今般の金融システム改革の下、金融商品・取引に様々なイノベーションが期待されており、各種金融商品に対する課税の在り方を検討していく必要。

＜総合課税と分離課税の問題＞

○　金融商品に対する所得課税については、総合課税、分離課税のいずれが適当かとの問題が基本となるが、この点は、納税者番号制度等執行体制の整備状況、所得課税の税率の累進度、納税者の事務負担等と関係してくるものであり十分な検討が必要。当小委員会においても両論があり、今後、納税者番号制度の検討状況をも見ながら、金融関係税制の在り方にかかわる基本的問題として議論を続けていくことが適当。

＜金融商品に対する所得課税の在り方＞

○　今後、新たな金融商品が出現してくることや、海外の多様な金融商品が利用されることが予想される。今後の金融所得課税の在り方を考える上では、総合課税か分離課税かといった問題とあわせ、例えば「金融所得」といった形で包括的な税制の扱いを考える必要があるのではないかという問題提起も含めて検討していくべき。少なくとも当面、現実的、実務的に考えれば、租税法律主義の下で、現行制度の枠組みの中で個別商品ごとに時機を失せず検討していく必要。

○　現在の利子、配当、株式等譲渡益への課税方式は、所得の性格、把握体制、保有階層等をも考慮すると相応のバランスが図られており、むしろ現実的な方策と考えられ、基本的には現行の枠組みの中で必要な適正化を行っていくことが適当。これ以外の金融商品からの所得についても、既存の商品とのバランスを図りながら適切な把握体制と組み合わせつつ課税方式を考えていくことが適当。その際、現行の金融類似商品の利子並み課税の対象を拡大してはどうかとの意見もあった。

○　株式等譲渡益や割引債の償還差益など個人住民税が非課税となっているものについては、地方税の課税の適正化を図る観点から、利子割方式も参考にしながら検討する必要。

四　金融関係税制の適正な執行の確保

＜執行の現状と税制＞

○　金融所得に関しては、源泉徴収制度や法定調書の提出制度が適正申告の担保として特に有効に機能しており、今後、新商品の出現や海外商品の利用が進む中では、必要に応じ、これら制度の対象拡大により対応することが必要。

　特に、源泉徴収制度は金融所得把握のための大掛かりな仕組みを要せず実質的な税負担の公平を確保できる方法であり、諸外国の例や、ＯＥＣＤの議論からも、評価される。なお、公社債利子に関する源泉徴収について、非居住者の取扱いを含めた流通市場への影響が指摘されているが、納税者番号制度をめぐる議論を視野に入れつつ、流通市場の制度の在り方、取引把握の負担や実効性等を踏まえた幅広い検討が必要。

○　デリバティブ取引等の新しい金融取引が展開される中で、適正な課税が困難になることが予想される。これに対し、執行体制の強化を求める意見や、所得課税の枠内で

の方策では限界があり、これを補完する税制として、外形的に課税できる取引課税を評価する意見があった。

○　金融関係税制については、今後とも、取引形態の多様化、複雑化の中で、簡素な税制への要請を念頭に置いておく必要。

＜改正外為法に対する税制面での緊急の対応＞

○　来年４月から施行される改正外為法に対応し、今回、第141 回臨時国会において、「国外送金等に係る資料情報制度」と「民間国外債の利子非課税措置に係る本人確認制度」を緊急に整備したが、これらは、現行の金融取引実務や市場慣行の下で、適正課税の担保に不可欠な措置を講じたものであり、今後、これらの二制度が適切に機能しているかどうかを注視し、必要に応じ適切に見直していく必要。

＜納税者番号制度＞

○　納税者番号制度については、かつて、主として利子・株式等譲渡益の総合課税化との関連で議論されてきたが、近年、税務行政の機械化・効率化による課税の一層の適正化の観点や、納税者の所得等の把握により所得・資産課税の適正化に資する観点から、多角的な検討が進められてきた。

○　最近、日常生活におけるカードの普及に伴う番号利用の一般化、基礎年金番号の実施、住民票コードに係る法改正試案公表など行政による全国一連の番号の整備の進展、グローバルな資金シフトが容易となる中での資料情報制度の充実の要請など、納税者番号制度をめぐる環境には、変化が見られる。

○　納税者番号制度をめぐる環境は新しい局面を迎えており、税制調査会において、国民の受け止め方を十分に把握しつつ、より具体的かつ積極的な検討を行わなければならない時期に来ている。

五　平成10年度税制改正において早急に検討すべき課題

＜金融取引に係る取引課税（有価証券取引税、取引所税）への対応＞

○　金融システム改革を推し進め、効率的な資本市場を整備していくことは重要な政策課題となっており、そのような流れを踏まえて、証券税制の在り方を考えていくべき。

有価証券取引税と株式等譲渡益課税については、平成８年度税制改正において２年間の時限的措置が講じられており、10年度税制改正において証券税制全体として検討することが必要。

○　金融のグローバル化が進む中で、市場取引は取引コストに対してより敏感になってきている。金融システム改革を推し進め、金融・資本市場を活性化するという観点から、取引課税を廃止すべきであるとの強い意見が出されている。

○　以上を踏まえて、小委員会では、取引課税について、取引に与える影響、課税の意義、諸外国の制度を検討。なお、有価証券取引税と株式等譲渡益課税は理論的には別の税であるが、制度の経緯からしても、同じ株式の移転に伴う課税として密接な関係にあること等から、両者は証券税制全体の中で検討していくのが適当。

○　**取引課税には税制として一定の意義が認められ、現実の取引への影響や国際的整合性といった観点のみから、その存廃を結論付けることは難しいが、**取引課税の今後の在り方については、次の意見があった。

取引課税の廃止は中長期的には市場にプラスの効果をもたらし得るところであり、金融のグローバル化や現下の市場の動向にかんがみれば、金融システム改革を強力に推進していく政府の意思を明らかにするためにも、政策的な見地から、その具体的なスケジュールはともかく、思い切って廃止の方向を示すべきであるとの意見。これに関連して、株式等譲渡益課税について申告分離一本化といった適正化が実現されない中で取引課税のみを廃止することは適当でないとの意見。

これに対して、取引課税には税体系及び税収面から一定の意義が認められ、現実の取引への影響も少ないことから、廃止するのは適当ではないという意見。また、金融グローバル化等を踏まえて、取引課税の税負担の軽減を検討する場合にも、金融システム改革全体の動向を見極め、税収面からの費用対効果を検証し、株式等譲渡益課税の適正化状況を踏まえていく必要があるとの意見。

○　当小委員会としては、**総会における平成10年度税制改正の審議において、以上の議論を踏まえ、現下の経済・財政事情、税制改正全体の中での位置付け等を総合的に勘案した上で、成案がまとめられることを期待。**

＜株式等譲渡益課税への対応＞

○　今回、株式等譲渡益課税について原則課税化から約１０年を経て本制度を見直し、

今後の方向を示す。

○　株式等譲渡益について総合課税とすべきであるとの意見もあるが、現実の把握体制の下では、分離課税の枠組みの中での適正化を図ることが適当。

○　いずれにしても、現行の源泉分離課税方式については、譲渡益のうちみなし差益率を超える部分が課税対象となっていない、譲渡益の大小に応じて意図的な税負担軽減が図れる、税の公平性や市場の透明性を高める方向に反する、地方税が非課税となっている、といった問題がある。

申告分離課税の実績も積み重ねられてきており、取引情報が集まる仕組みがあれば申告分離課税へ一本化したとしても適正な申告を期待できる状況になっていると考えられること、実額により所得計算をして申告することは申告納税制度の基本であること、昭和63年に原則非課税から原則課税に移行した際とは、証券市場への影響についてもおのずと差異があることから、**当小委員会としては、源泉分離選択課税方式は廃止し、申告分離課税に一本化することが適正化の方向と考える。**

しかしながら、現在の低迷している証券市場の状況等に政策的に配慮する必要から、源泉分離課税方式を直ちに廃止することは適当でないとの強い意見があった。この場合、少なくとも源泉分離課税の税率等を見直すことが適当。また、地方税における課税の適正化も図る必要。

○　利子と株式等譲渡益に異なる課税方法が採られることは現実的な選択と考えられるが、株式等譲渡益課税を申告分離課税に一本化することは、一律源泉分離課税となっている利子課税との均衡を欠くのではないか、利子も含めた総合課税を指向すべきではないかとの意見があった。

○　税率構造については、垂直的公平の観点にも配慮する必要から、分離課税を前提としつつ譲渡益の中で高額の部分についての税率の引上げを行うことを検討すべきであるとの意見があった。

○　譲渡損失については、現行制度の下では、申告分離において譲渡損失ばかりを申告すること等による調整ができるため、次年度以降への繰越しや他の種類の所得との通算を行うことは適当でないが、申告分離課税に一本化された場合には、例えば、同じ株式等譲渡益との間であれば、次年度以降への繰越しを検討してはどうかとする意見があった。他の所得との通算については、諸外国における考え方をも踏まえると、認めないことが適当。

＜ストックオプション税制＞

○　今春の第140 回通常国会において、役員・従業員に対する新株の有利発行の緩和等を内容とする商法改正が成立し施行され、アメリカ並みに自由にストックオプションが活用できる基盤が整備された。

ストックオプションの一般化に伴い、現行法上特定の会社のみに認められている課税の繰延べ等を、一定の条件の下に、一般のストックオプションにも適用し得るかが問題となるが、ストックオプションの一般化の趣旨と適正な課税の確保の観点とを踏まえつつ、課税繰延べ等の措置が適当であるかどうか、また、適当であるとしてもどのような要件等を満たすものを対象とすべきであるかについて、その趣旨がいかされるよう適切な課税方法を検討すべき。

＜金融持株会社、特別目的会社、会社型投資信託に関する税制＞

○　いわゆる「三角合併方式」による銀行持株会社の創設に伴い、銀行の株主が銀行持株会社に対して行う現物出資に係る譲渡益に対する課税等が発生するが、これについては、設立形態を考慮しつつ、銀行以外の法人が持株会社を創設する場合等との課税の公平等の観点も踏まえながら、適切な対応が図られることが望ましい。

○　特別目的会社（ＳＰＣ）や会社型投資信託に関する税制については、法人段階での課税をどうするか、投資家への課税をどうするか等を検討する必要。それぞれの制度が具体化されていく中で、税負担の公平等の観点を踏まえ、その趣旨がいかされるよう適切な対応が図られることが望ましい。

＜生命保険料控除・損害保険料控除＞

○　生命保険料控除・損害保険料控除については、税制調査会において、従来より問題点を指摘してきているが、金融システム改革の実施により、各業態間の垣根が取り払われていくといった状況の下では、金融商品間、各業態間の課税の公平性・中立性の要請は強まるものと考えられ、具体的な見直しについて早急に議論を進めていく段階に来ている。

個人年金保険に係る生命保険料控除の在り方についても、世代間・高齢者間の税負担の公平確保の観点などともかかわる問題であるが、金融商品間の中立性、公平性の

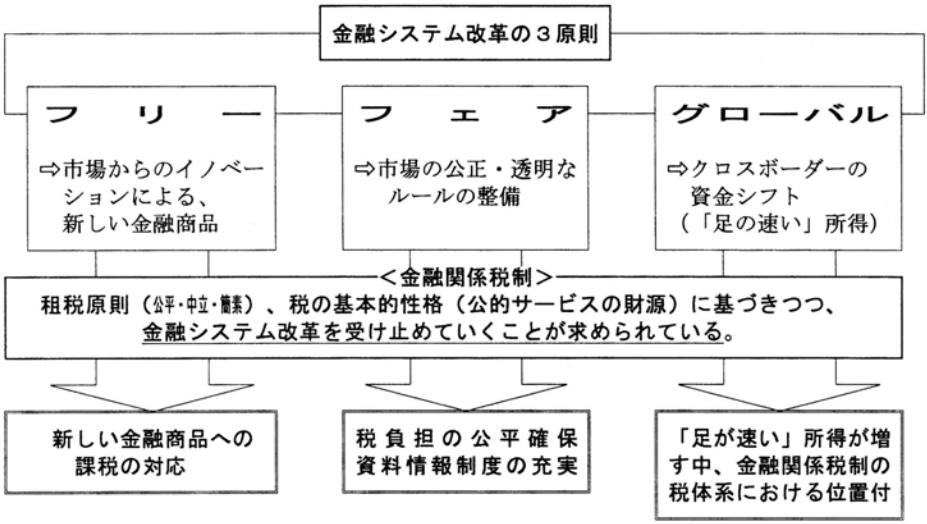
観点も含めた総合的な検討が必要。

＜課税繰延べ、老人マル優等＞

○　課税繰延べ商品（利払いが長期間経過後に一括して行われ、その期間中は利子課税が先送りされる金融商品）に対しては、税制調査会でもその適正化が必要であるとの観点からの議論が行われてきており、今後、金融システム改革が進められ、業態間の分離、長短分離が急速に無くなっていくことを踏まえ、具体的な課税の適正化の方法、その対象となる金融商品の範囲といった点について早急に検討を進めていくことが必要。

○　いわゆる老人マル優、年金財形・住宅財形については、政策的意義から制度の在り方を慎重に考えていくべきであるとの意見がある一方、課税ベースの拡大の観点や公平性の観点のほか、金融自由化が進む中での課税の中立性の観点も含めた見直しも必要であるとの意見があった。

「金融課税小委員会中間報告」のあらまし



＜第１弾＞

外為法改正への緊急対応　⇨　第141回臨時国会に法案が可決成立

○　「国外送金等に係る資料情報制度」（資料情報制度）
○　「民間国外債の利子非課税措置に係る本人確認制度」

＜第２弾＞

証券市場の構造改革への対応　⇨　10年度税制改正で検討

○　**有価証券取引税、取引所税**
・　政策的な廃止論、廃止への反対論、税負担の軽減論を併記。また、廃止論、軽減論のいずれの立場からも、株式等譲渡益課税の適正化を踏まえる必要性を指摘する意見あり。
○　**株式等譲渡益課税の適正化**
・　源泉分離選択課税を廃止し、申告分離課税に一本化することが適正化の方向。ただし、当面の証券市場の状況等に配慮が必要。
○　**ストックオプション、金融持株会社、ＳＰＣ、会社型投資信託への適切な対応**
○　その他（生損保控除等）

＜今後の課題＞

○　納税者番号制度
カードの普及に伴う番号利用の一般化、基礎年金番号や住民票コード等全国一連番号の整備の進展、グローバルな資金移動に対する資料情報制度充実の要請等の新しい局面を踏まえ、より具体的かつ積極的に検討すべき時期に来ている。
○　その他

税調委員海外調査報告

税調委員海外調査報告

Ⅰ．日程等

１．日程　　平成９年９月１４日～２５日

２．出張者

石　　弘光　一橋大学教授
大田　弘子　埼玉大学助教授
貝塚　啓明　中央大学教授
中里　　実　東京大学教授
吉野　直行　慶応義塾大学教授

３．訪問先

（アメリカ）財務省、連邦中央銀行、シティバンク、ニューヨーク大学、
法律・会計事務所
（イギリス）内国歳入庁、イングランド銀行、フレミング証券、メリルリンチ証券、
オックスフォード大学
（ベルギー）欧州委員会（第２総局（通貨統合担当）、第１５総局（直接税担当）、
第２１総局（間接税担当））
（スイス）　国際問題大学院大学、ジュネーブ大学

Ⅱ．訪問先における聴取内容の概要

１．イギリスのビッグバンの効果及び税制との関連

［イギリス］

○　ビッグバンでは①委託手数料の自由化、②取引所会員への外資参入自由化、③ジョバー（売買業者）とブローカー（取次業者）の兼業自由化が行われたが、この中では外資参入自由化と兼業自由化が大きなポイントであった。

○　ビッグバン以後、ロンドンにおける外国人取引が増えるとともに、株式等の取引高、金融機関の就業者数が大幅に伸びた。印紙税収等及び株価にもプラスの効果が出ている。

○　ビッグバンの本旨は、ホールセールの国際的金融機関がシティーで活躍できるように規制を撤廃したことであり、税制の見直しはあくまで第二義的なファクターに過ぎない。税制は市場の多様性を阻害せず、市場へのインパクトを最小にすること

が望ましいが、これは常に言えることであり、ビッグバンのために殊更に税制を変えたことはない。１９７９年の外為法改正に伴う税制改正（タックスヘイブン税制の導入等）は行ったが、これはビッグバンとは別問題。１９８６年の取引課税（印紙税）改正もたまたまビッグバンと同時期に行われただけであり、ビッグバンのための改正ではない。

２．キャピタルゲイン課税

［アメリカ］

○　キャピタルゲイン課税が高いと売買取引レベルが低下しキャピタルゲイン自体が減少する。逆にキャピタルゲイン課税が低いと配当性向の高い株からキャピタル・ゲインの大きい成長株へと投資がシフトするという調査結果がある。その一方、税率の変更による金融取引への影響は、変更の前後で多少出るかもしれないが、長期的にはそれほどないという指摘もあった。

○　実際に株式や債券を所有しなくても、売買損益相当額をやりとりする取引が可能であり、売却しない限り課税されないという制度は経済中立性を阻害する。株式や債券は実現益がなくとも課税する方向（時価評価）が望ましい。

○　キャピタルゲイン課税よりも他の所得課税の税負担の方が大きくなれば、他の所得からキャピタルゲインに移し替えるインセンティブが働く。このため、所得税の最高税率を３９．６％に引き上げた際に、キャピタルゲインへの移し替えを防ぐ規定（注）が導入されている。

（注）特定の取引について、そのキャピタルゲインの一部を普通所得に算入するもの。（内国歳入法典1258条等）

○　キャピタルロスをどこまで認めるかは難しい課題である。特に実現主義を採る限り、益出しのための取引執行や、繰延べのための取引不執行が生じてしまう。現行法上、キャピタルロスの損益通算について年度ごとの上限が設けられているのも、こうした問題意識からである。

○　企業の活性化等のためキャピタルゲイン課税の更なる軽減ないしは撤廃が提案されているが、税収の穴埋めは難しい。

［イギリス］

○　キャピタルゲイン課税を撤廃すれば、収益をすべてキャピタルゲインにしてしまおうとする現象が生じ、経済への中立性を著しく損なうので、撤廃されることはないだろう。

○　キャピタルゲインへの源泉徴収は行われていない。これを行うことについては、年間非課税限度や非課税取引への配慮などを考えると困難が伴う。

○　キャピタルゲイン課税は非居住者には課税しない。これは投資に対するお礼である。

[スイス]

○　個人のキャピタルゲインは非課税となっているが、これは課税の公平・中立の観点から問題。現在、個人のキャピタルゲインへの課税や連邦相続税の導入の議論が行われている。なお、個人がキャピタルゲインの出るような取引を事業活動において積極的に行っているような場合には、事業者として事業所得課税を行うこともできる。

3．取引課税

[アメリカ]

○　連邦印紙税が廃止された理由は、投資を促進しようとしたことであった。

○　取引課税は、収益に関係のない課税であり、歪曲を招き、その度合いはキャピタルゲイン課税より大きい。

○　取引課税は、取引を国外に移すことやデリバティブ取引により容易に回避されてしまう。

○　取引課税については、株価の乱高下を抑制できる、税収確保に寄与できるなどの点で有用という議論がある一方、資産価格の下落、売買回転率の低下等の影響を与えるという指摘もある。

○　今後、財政事情が厳しくなれば取引課税が復活する可能性がないわけではないが、その可能性は極めて低い。取引は自由に州境・国境を越えるため、このような税をかけることは難しい。

○　ニューヨーク証券取引所においては、現物取引について証券取引委員会（ＳＥＣ）の手数料が徴収されるが、少額であり、取引を歪曲することはないと考えられる。商品先物取引についても手数料を課す構想があることは事実だが、先物やオプションは極めて流動性が高く、国際的に動きやすい市場であるため、日本の取引所税のような少額の課税でも重荷になりかねない。

[イギリス]

○　印紙税の課税根拠としては、①約三百年の長い歴史を持つ税制であること、②税収確保の必要性があること、③金融関係課税の負担が低いこと、④納税者にとって特に大きな負担とならないこと等が挙げられる。

○　１９８６年に税率が引き下げられたのは、引下げにより、外国からの資金や金融取引をロンドンへ誘致できれば印紙税収の増につながることが企図されていたためと考えられる。この際、印紙税補完税をセットで提案したが、この補完税については租税回避に対処するためのものとして一般的に受け入れられている。

○　印紙税等の課税はこれまでのところ特に株式取引を阻害するまでには至っておらず、海外に取引が流出していかない限り、貴重な財源として今後も存続するであろう。
○　海外で流通するイギリス株については、課税の公平を期する観点から通常の三倍税率（１．５％）で課されることとなっている。
○　印紙税は、商品開発やデリバティブ取引により容易に課税回避が可能である。
○　印紙税それ自体は悪くないが、公平性の観点から問題がある。たとえば、免税される業者はその立場を利用して旨味のある仕事ができる。８０年代後半にブローカー等から印紙税撤廃の圧力が政府にかかり、印紙税を廃止するか、免税業者を拡大するかの選択のなかで、後者が選択された。印紙税は政府にとって重要な税収源だからだが、現在でも廃止すべきか否かの議論は続いている。
○　日本の有価証券取引税は外国人投資家にとって障害となっている。

［ＥＵ］
○　ＥＣ（欧州委員会）指令案として有価証券取引に係る間接税に関する指令案（１９７６年４月、１９８７年４月）（注）があったが、こうしたかつての試みは理念に走りすぎ、各国の合意には至らなかった。この背景には、各国の課税主権が重視され、税制について蔵相理事会の全員一致制が維持されていることがある。同指令案が事実上廃案となって以降、取引課税については、全く議論されていない。
（注）１９７６年４月の案は税率を、債券については０．１５％以下、その他の有価証券については０．３％以下とするなど有価証券取引税制の調和を目指すもの。一方、１９８７年４月の案は一部の例外を除いて有価証券取引に係る間接税を廃止することを内容とする。
○　今後の通貨統合で資本移動が一層自由化すると、今の税制のままでは資本市場の歪曲懸念がある。

［スイス］
○　印紙税は最も古い連邦税の一つであり、課税根拠については、証券取引は担税力の存在を示すものであるから、とされている。
○　スイスフラン建てユーロ債の取引がロンドンやルクセンブルグに流出したときに、ユーロ債取引については課税対象から除外するなどの措置を採った。

４．納税者番号制度及び源泉徴収制度
［アメリカ］
○　現行税制上、個人の給与は源泉徴収又は予定納税がある一方、利子等の受払いについては納番による突き合わせが行われている。以前は、申告書の内容と金融機関

からの情報の突合が不十分だったが、磁気テープの導入で様式の統一が図られたことにより突合が容易になり、納番の精度は上がってきている。

○　金融機関による源泉徴収制度(裏打ち源徴)や課税当局への情報報告制度については、金融機関の反対をおして導入された。実際、それほどコストのかかるものではない。プライバシー保護についての抵抗もあったが、ＩＲＳは課税情報を漏出できないこととなっている。

[イギリス]

○　１９９１年より、銀行等の預金利子に係る所得税は、基本税率（当時は２５％）（１９９６年からは軽減税率（２０％））で源泉徴収されている。ほとんどの個人は、利子や給与所得に係る所得税の源泉徴収制度により、申告の必要がない。

○　的確な情報交換のためには国際的統一番号が望ましい。ただし、ＥＵ域内では捕捉が可能でも、域外へ流れた資産の把握についての問題が残る。こうした問題はＯＥＣＤでも議論されており、広範な対応が必要である。

○　しかしながら、納番については、プライバシーの問題が微妙である。

[ＥＵ]

○　利子共通源泉税指令案（１９８９年２月）（注）があったが合意に至らなかった。

（注）あらゆる利子所得に対して、税率１５％以上の源泉徴収税を導入することを加盟国に義務づけるもの。

○　金融課税関係では①法人については関連会社間のロイヤリティ及び利子支払いに対する源泉徴収の撤廃、②個人についてはＥＵ域内居住者への利払いに対する源泉徴収の導入を税の競争に係る行動指針とパッケージで協議することとしている。

○　単一市場の機能効率化の妨げとなるような源泉徴収はしたくないが、課税の適正化のためには、域内個人への源泉徴収が必要である。

○　納税者番号による申告・総合課税は容易ではない。

[スイス]

○　スイスはプライバシー重視の観点から源泉徴収に重点を置いた制度を採用している。申告すれば３５％の税率で源泉徴収された税金の還付が得られるスイスの仕組みは有効である。

○　ＯＥＣＤモデル条約の情報交換の条文についてはスイスは留保している。租税条約に基づき外国当局と情報交換を行っているが、条約上の制約などがあって、情報交換は実際にはうまく機能していない。

○　米スイス租税条約には脱税事案についての情報交換規定があるが、租税回避の場合は対象外。脱税の場合にはスイスの銀行記録も入手できるが、この場合の脱税は米法のみならずスイス法でも脱税に該当するものでなければならない。

5．非居住者に対する利子源泉徴収及び国際情報交換

［アメリカ］

○　租税回避行動としてオフショア投資の会計処理が海外で行われているという実態も踏まえ、国際情報交換は全世界的に一斉に行う必要がある。

［イギリス］

○　源泉徴収は、資産性所得と勤労所得の両方に平等に適用されることが理想的だが実際には難しい。イギリスではできるだけ簡素な制度にする趣旨から非居住者には源泉徴収をしない。国際的な脱税回避としては、源泉徴収ではいくら課すか、どこの源泉所得か、といった点で定義上困難が伴うため、むしろ情報交換による方が良いと考えている。国によっては、情報管理が厳格で円滑な情報交換が困難な場合もあり得るが、次第に情報交換方式へと移行していくのではないか。

○　非居住者に対する利子等の非課税措置は、簡単に言えば、外資に対するお礼という意味合いがあり、国内居住者は源泉徴収できちんと課税されることになっている。

○　利子所得等は最終的にどこかの国で課税されればよいのであって、源泉徴収によらずとも国際情報交換がなされればよい。

6．税の競争、資産性所得と勤労所得の課税の公平・中立性

［アメリカ］

○　外国との関係で課税ベースが狭くならないように国際的な課税ルールが作られることを望んでいる。

○　資本に対する課税も労働に対する課税も同等にすべきとの指摘があった。

○　すでに米国では外国人投資家に税がかからないよう様々な措置がとられており、他国の競争的な行動を批判することはできない。ただ、タックスヘイブンにどう対処するかが問題であり、現在は租税条約を結ばないという措置だけをとっている。タックスヘイブンへの対応は、国際的になされることが望ましい。

○　資産性所得を軽くすることで勤労所得への税が重くなる可能性はあるが、他方で、金融関連の税制を軽くすることで経済が活性化し、雇用機会が増えることも考えられる。

［イギリス］

○　インターネットの普及等に伴い、個人間取引が容易になり、資産収益に係る租税回避も容易になりつつあるが、だからといって労働所得に負担をしわ寄せすることは認められないであろう。

○　資産性所得を総合課税とすることや分離課税としてフラット課税することによって課税の中立性を確保できると考えるが、４０％の最高税率を引き下げることについては国民の納得を得られるか疑問である。

○　ＯＥＣＤの調査・レポートによれば、１９７０年から１９９４年の２５年間、資本については加重平均税率が３６％で横ばい、労働については１９％から２８％へと上昇している。すなわち、可動性の高い資本に対しては税率はある程度低く、可動性の低い労働に対しては税率をある程度高くすることが経済全体としてのパフォーマンスを良くするとの指摘がなされている。

［ＥＵ］

○　税の競争について、税負担の軽減は経済発展に寄与しうる面はあるが、それが課税ベースを浸食し、各国の課税自主権を侵害しているという問題を引き起こしている。同時に、労働への税負担のしわ寄せを招来してしまっており、税の競争を抑制する必要性に迫られている。

○　過去２０年間の税制をかえりみると、可動性の低いものへの税負担が重くなり、可動性の高いものへの税負担が軽くなってきており雇用への影響を懸念しているが、労働による税負担水準としてどの程度が最適かという理想水準があるわけではない。

○　税の競争を防止するための行動指針を作成することとしている。「行動指針」の今年の目標は、法人税に関する基本的合意と、不公正な競争の防止である。ある国が税率を引き下げようとしたときにその情報を公開して、各国がこれをモニターし、不当な税率引下げにならないよう監視する。これによって、例えば法人税を過剰に低くして雇用に対する税にしわ寄せをもたらすような行動を協調的に回避することができる。

７．新金融商品（デリバティブ）への課税等

［アメリカ］

○　新商品が出てきた時に全く新しい税制を創るのではなく、現行税制のどれを適用するかを考え、選ぶこととしており、どの税制を適用すれば良いか判然としない場合には、業界がガイダンスを出したり、当局が非公式に示唆することもある。

○　一方、株や債券に対応した現行税制をデリバティブ取引に適用することには無理があり、特定の濫用を封じ込めるための規則づくりの努力もなされている。

［イギリス］

○　国内外の関係会社が、一方でロングポジション、他方でショートポジションをとるなどして、それぞれ市場取引を行い、実質的に利益の付け替えを行うような場合には、当該利益の把握は困難である。

［スイス］

○　そもそも税務会計を設けず、一般の企業会計原則に従って課税することとされており、時価評価は行われていない。これを利用して所得の認識を遅らせることができるが、時価評価導入の予定はない。

8．地方税

［アメリカ］

○　所得税に関しては、州と自治体は一般的に連邦所得税の課税所得額に若干の調整を加えたものを課税所得額として使っている。金融資産への課税についてもおおむね連邦の所得税と同じ扱いとなっている。

○　州、自治体は独自の課税システムを選択できる。

9．日本の金融市場等

［アメリカ］

○　日本の財務会計と税務会計は新しい金融商品に合わせたものに改正されるべきである。

○　日本市場は参入しがたい。日本の投資家に米ドル債券等の情報を伝えて売るのは困難。日本でビッグバンが起きれば、競争が高まり、大手を中心に我々外資が参入し易くなるだろう。ＥＵ通貨統合でますます新たな市場ができていくと予想されるなかで、日本市場も他の市場と似せていく必要に迫られ、日本市場だけがユニークで、特異な市場ではあり続けられないだろう。

○　ビッグバンに合わせて会計原則と課税ルールが変わることが必要である。また、そのルールが投資家にとって望ましい形で実施されるかどうかが問題である。

［イギリス］

○　日本の金融市場は、企業の株主への敵対的な買収が存在しないとか、長期持合いが存在するなど、イギリスとは異なる特徴があるので、当局としては、そうした市場の独自性を踏まえて税制を設定しなくてはならないと思う。

○　東京市場の課題は市場の透明性と円自身の為替リスク管理である。

○　日本株をイギリス市場で取引する場合、日本市場に売買注文がつながれている限り、日本の有価証券取引税がイギリスでの委託手数料に含まれることとなるため、同税の負担は回避できない。それでもなお、イギリス市場で日本株を取引しようとするインセンティブとしては、①市場の取引時間帯が異なり収益機会が拡大すること、②売買規模が大きい場合にはマーケットインパクトの小さいロンドン市場の方が取引しやすいケースもあること、③投資家のポートフォリオの構成にもよるが、

日本株と欧州株のバスケット売買をしようとする者が一つの市場で取引を一括して行おうとするケースもあること等が考えられる。

○　日本市場はオペレーションコストが高く、営業上のメリットが少ない。また、業態間テリトリーが分かれており、それでいて相互にもたれ合っていることがまずいのではないか。外資が自由に参入する上で、透明な競争が阻害されている。

附　属　資　料

目　　次

一　金融システム改革と金融関係税制
1. 金融システム改革のイメージ図 …… 1
2. 金融資産残高対ＧＤＰ比と経常収支 …… 2
3. 個人金融資産の運用先 …… 3
4. 主な金融資産等に対する課税の状況 …… 4
5. 日・米・英における主な金融関係税制の概要 …… 5
6. 米・英・日における金融システム改革と金融関係税制の推移 …… 7

二　金融関係税制の税制全体における位置付け
1. 金融課税の変遷 …… 10
2. ＯＥＣＤ「税の競争」プロジェクトについて …… 11

三　金融商品に対する所得課税のあり方
1. 個人所得課税における金融資産課税（国税） …… 15
2. 個人所得課税における金融資産課税（地方税） …… 16
3. 利子課税制度の概要 …… 17
4. 配当課税制度の概要 …… 18
5. 主要国における利子・配当の課税方式 …… 19
6. 株式等譲渡益課税制度の概要 …… 20
7. 金融類似商品等に対する課税制度の概要 …… 21
8. 源泉徴収方式と納税者番号による名寄せ方式 …… 22

四　金融関係税制の適正な執行の確保
1. ＯＥＣＤにおける国境を越えた利子に対する課税のあり方についての検討 …… 23

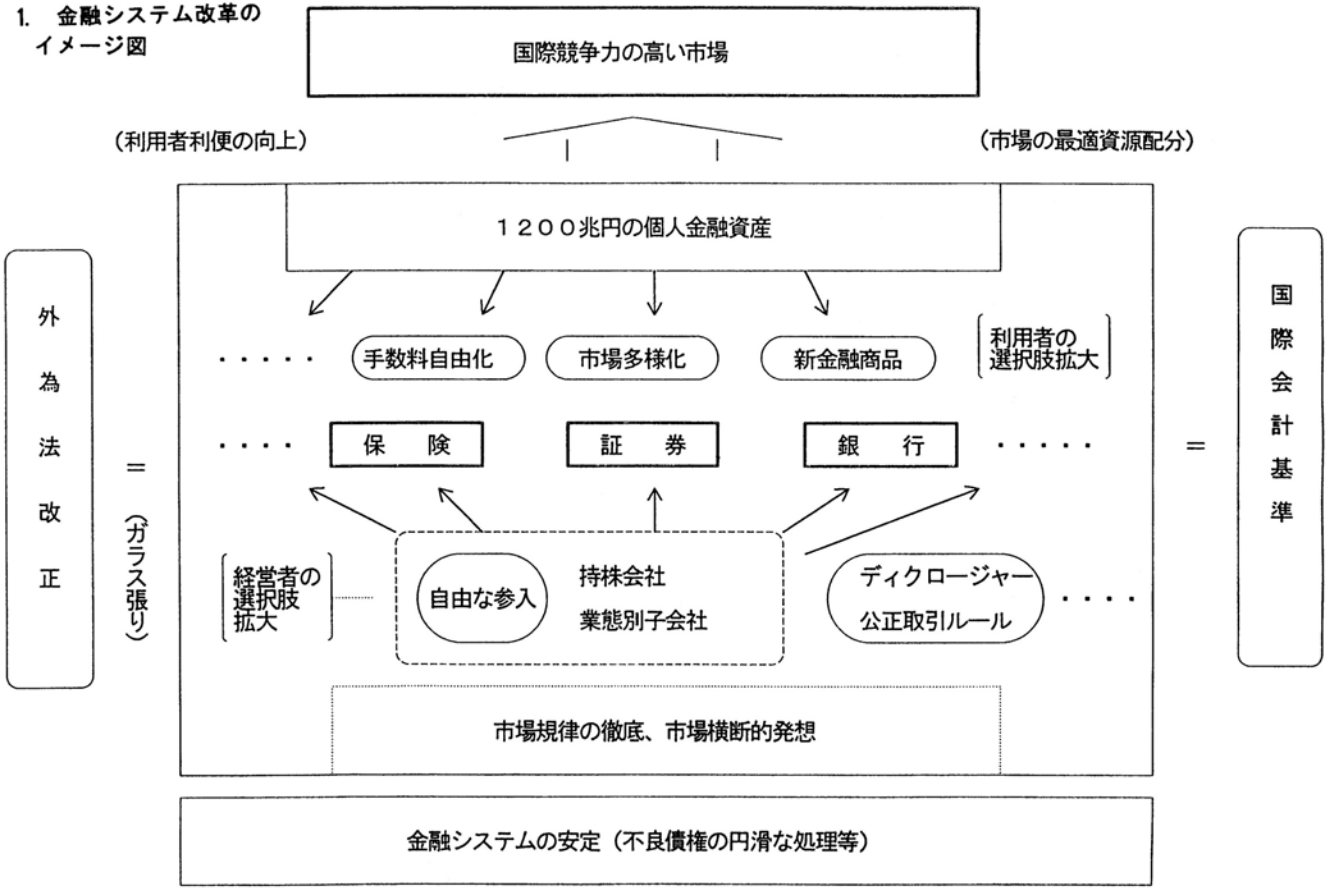
2. Ｇ５諸国における債券利子に係る課税関係 24
（参考）アメリカにおける登録債主義 26
3. 各国通貨当局保有外貨の通貨別構成比 27
4. 国外送金等調書提出制度の概要 28
5. 国際的資金移動に関する資料情報制度の整備 29
6. 主要国におけるクロスボーダーの資金移動等に関する資料情報報告制度 30
7. 民間国外債の利子非課税制度に係る本人確認制度の概要 32
8. 納税者番号制度
(1) 納税者番号制度の定義 34
(2) 納税者番号制度の仕組み 35
(3) 主要国における納税者番号制度の概要 36

五 平成10年度税制改正において早急に検討すべき課題
1. 有価証券取引税
(1) 有価証券取引税の概要 37
(2) 国税収入に占める有価証券取引税の割合の推移 38
(3) 有価証券別の有価証券取引税の課税実績 38
(4) 主要国等における株式に係る課税の概要 39
(5) 主要国等における公社債に係る課税の概要 40
2. 取引所税の概要 42
3. ＯＥＣＤにおける金融取引に対する課税についての租税委員会・資本市場委員会合同委員会の検討 43
4. 株式等譲渡益課税制度
(1) 株式等譲渡益課税制度の概要［再掲］ 44
（参考）取得価額100万円の株式を譲渡した場合 45
(2) 主要国の株式譲渡益課税制度の概要 46
5. 株式と預貯金等との収入階級別五分位別分布状況比較 47
6. 新規事業法・特定通信放送開発事業法による認定企業に係るストック・オプション税制の概要 48

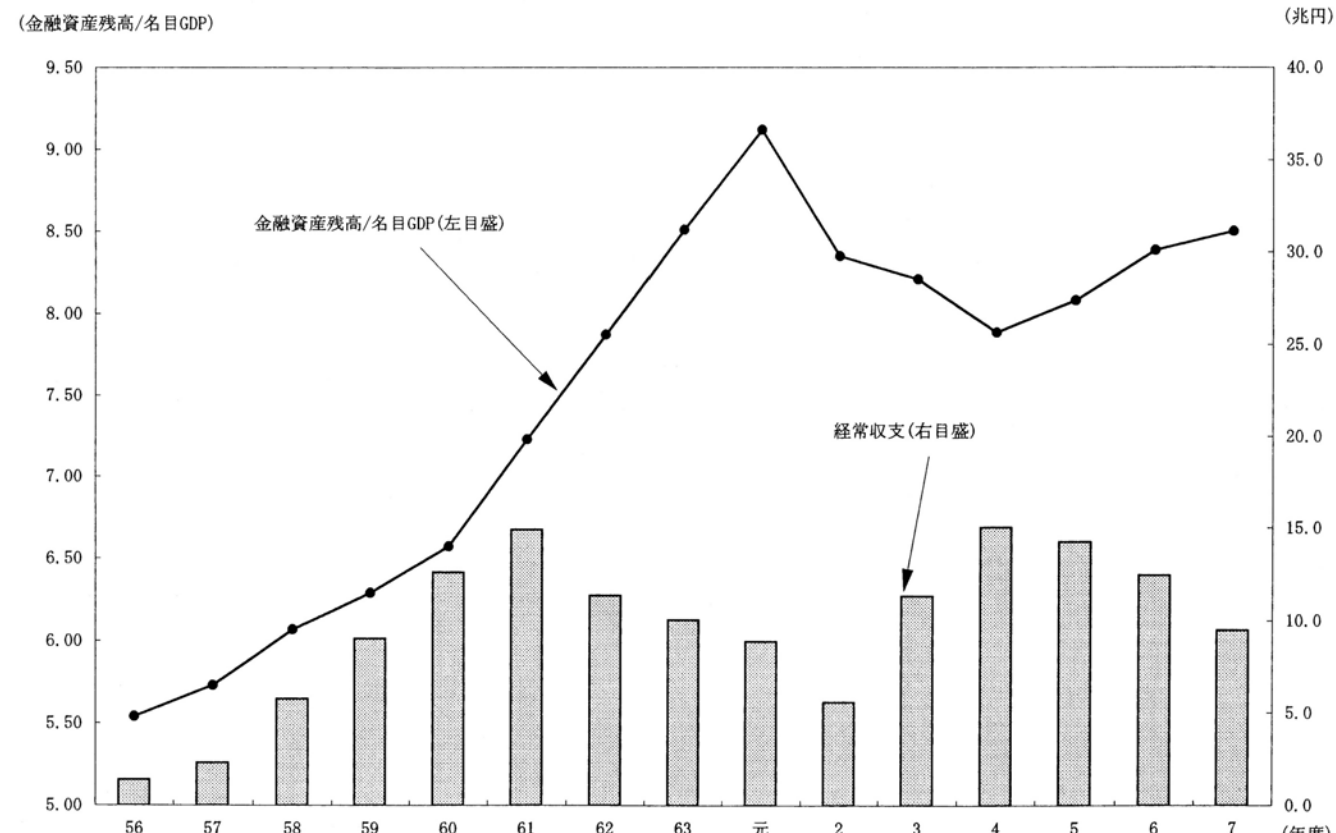
7. 「銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案」の概要 …… 49
8. 担保不動産の証券化（ＳＰＣ方式）のイメージ …… 50
9. 生損保控除
(1) 生命保険料控除・損害保険料控除制度の概要 …… 51
(2) 租税特別措置による減収額の内訳 …… 52
(3) 地方税の主な非課税等特別措置による減収額の内訳 …… 53
(4) 主要国の生命保険料控除の概要 …… 54
(5) 生・損保控除の見直しの考え方 …… 55
10. 利子課税
(1) 利子に係る課税繰延べ …… 56
(2) 老人等の少額預金の利子の非課税等 …… 57

一　金融システム改革と金融関係税制

1.　金融システム改革のイメージ図



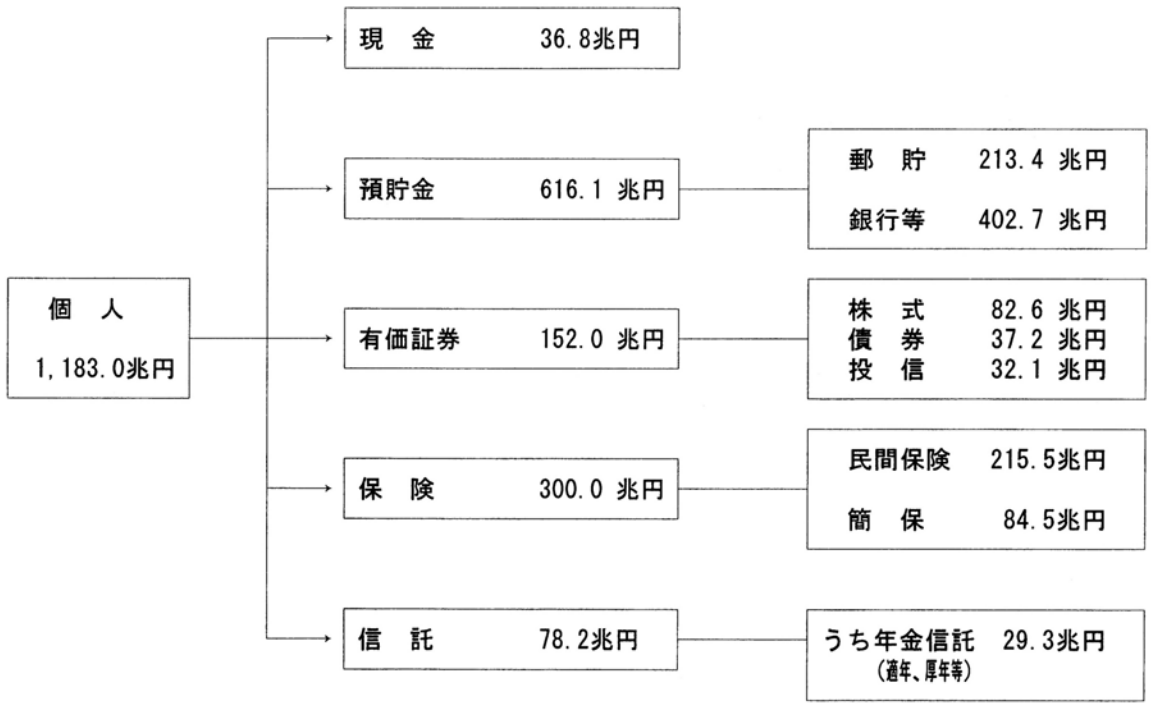
2. 金融資産残高対ＧＤＰ比と経常収支



(注)経常収支は昭和60年度以降と59年度以前が接続していない。

3. 個人金融資産の運用先（平成８年３月末）

未定稿



注）資金循環勘定より作成。

4. 主な金融資産等に対する課税の状況

	保有段階	譲渡段階	
	所得課税	所得課税	取引課税
預貯金等〔含．金融類似商品（注１）〕	【利子】 源泉分離課税（20%源徴。但し、老人マル優・住宅（年金）財形非課税あり）	―― （但し、譲渡性預金等は総合課税（雑所得））	――
公社債	【利子】 源泉分離課税（20%源徴。但し、老人マル優・住宅（年金）財形非課税あり） （但し、割引債は発行時に源泉分離課税（18%）（住民税非課税））	非課税	有価証券取引税（税率0.03%）
株式	【配当】 総合課税（20%源徴。但し、源泉分離選択課税制度（35%）、確定申告不要制度（１銘柄年10万円以下、住民税非課税）あり）（注２）	申告分離課税（譲渡益×26%）又は源泉分離課税（譲渡代金×5.25%×20%（住民税非課税））のいずれかを選択	有価証券取引税（税率0.21%）
先物・オプション	――	総合課税（雑所得）	取引所税（先物：0.001%、オプション：0.01%）

	入口段階	運用段階	出口段階
保険	生・損保控除		総合課税（満期保険金は一時所得。但し、死亡保険金は非課税（相続税課税））
年金	社保控除、生保控除	・年金財形非課税あり ・退職年金等積立金に対する特別法人税（退職年金等積立金額×１%）	総合課税（雑所得。但し公的年金控除あり）

（注１）金融類似商品とは、定期積金及び相互掛金の給付補てん金、抵当証券の利息、金貯蓄（投資）口座の利益、外貨建定期預金の為替差益、一時払養老保険及び一時払損害保険等の差益（保険期間等が５年以下のものに限る。）をいう。
（注２）住民税では、源徴せずに総合課税される。

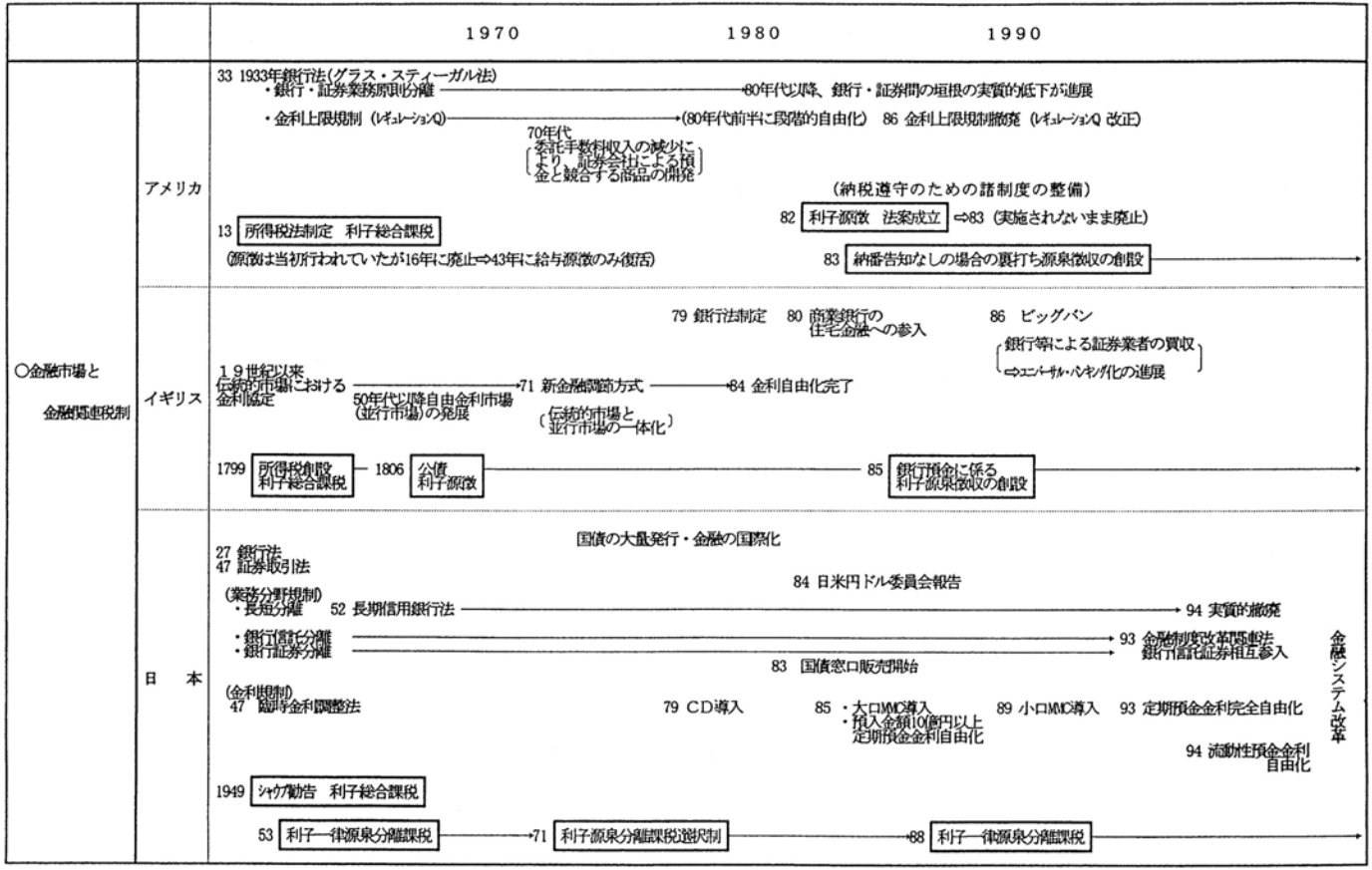
5. 日・米・英における主な金融関係税制の概要　（未定稿）

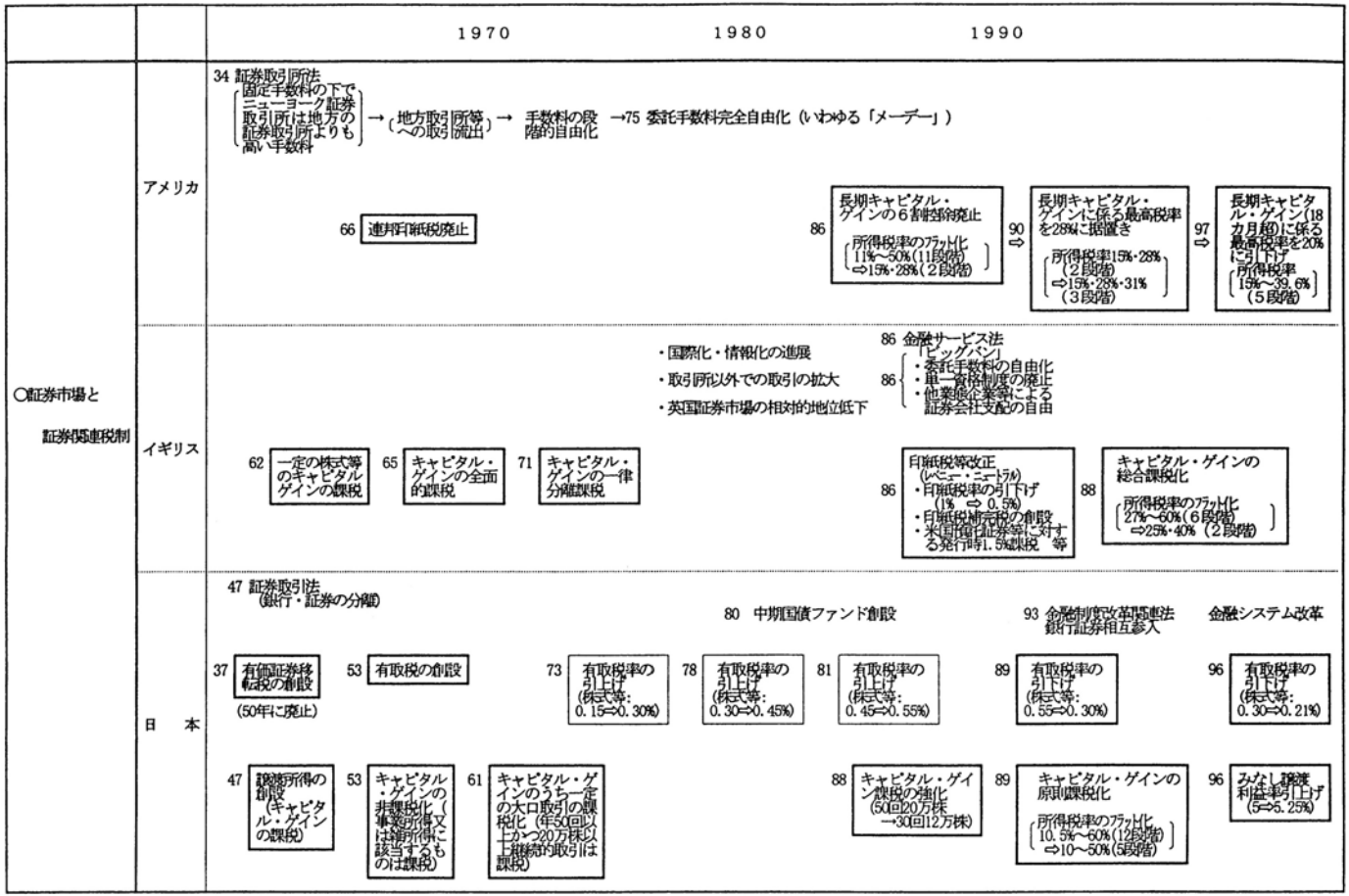
		日　本	アメリカ	イギリス
預貯金	利子課税	源泉分離課税 （15%、住民税5%）	納税者番号制度による申告 （15～39.6%：５段階） （注1）	総合課税 （20～40%：３段階） 源泉徴収（20%） （注2）
株式	配当課税	総合課税（源泉徴収20%） 〔所得税10～50%：5段階 住民税５～15%：3段階〕 但し、源泉分離選択課税制度（35%）、確定申告不要制度がある。 （いわゆる少額配当は住民税非課税）	納税者番号制度による申告 （15～39.6%：５段階） （注1）	総合課税 （20～40%：３段階） （注3）
	取引課税	有価証券取引税 （税率0.21%）	――――	印紙税（印紙税補完税） （税率0.5%）
	譲渡益課税	申告分離課税（譲渡益×26%［住民税６%を含む］）又は源泉分離課税（譲渡代金×5.25%×20%[住民税非課税]）のいずれかを選択）。	総合課税 〔18ヶ月超保有の場合最高税率20% 12ヶ月超保有の場合最高税率28%〕 （注1）	総合課税（他の所得と合算して所得税の上積み税率により課税。ただし年間6500ポンドまでは非課税。）
		キャピタル・ロスは、株式のキャピタル・ゲインからのみ控除可。控除しきれない部分の繰越は不可。	純キャピタル・ロスは、毎年3,000ドルを限度として普通所得から控除可能。控除しきれない部分は繰越。	キャピタル・ロスは、キャピタル・ゲインからのみ控除可。控除しきれない部分は翌年以降に繰越可。

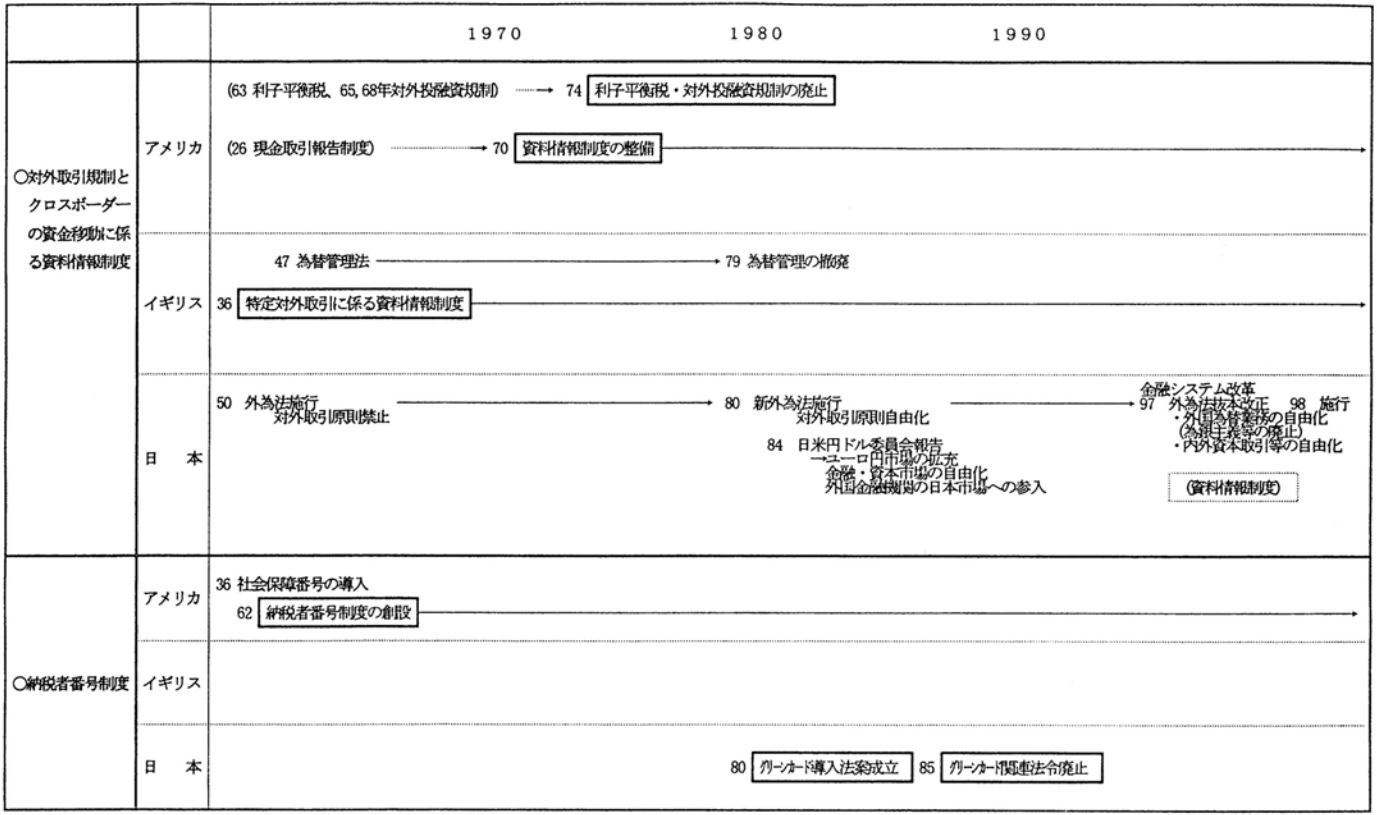
（注）1. アメリカでは、国税以外に州税等が課税される（ニューヨーク州の場合 ： 4%～6.85%、ニューヨーク市の場合 ： 3.08%～4.46%）。
また、納税者番号を申告しなかった者への利子・配当の支払には31%の源泉徴収を行う。
2. イギリスでは、基本税率（23%）で課税される者については、20%の源泉徴収課税のみ。
3. イギリスの配当課税はインピュテーション方式が採られている。

		日　　本	アメリカ	イギリス
執行	納税者番号	なし	あり	なし
	挙証責任	課税当局側	納税者側	納税者側
	質問検査権	質問検査を拒んだ場合等には、1年以内の懲役又は20万円以下の罰金に処せられる。	調査権限の行使に対し自発的受忍がない限り、召喚状が送達される。召喚状に不服従の場合、裁判所の手続に従って、召喚状の内容の強制的実現が図られる。これを拒んだ場合等は1000ドル以下の罰金若しくは1年以内の懲役又はその併科に処せられる。	書類等の提出を拒んだ場合等には、300ポンド以下の罰金、及び1日につき60ポンド以下の罰金に処せられる。
	金融取引に関する法定資料	源泉徴収で課税関係が終了しているものは原則提出不要 （例） ・個人への支払利子、少額配当、源泉分離課税を選択した場合の株式譲渡代金等に係る調書は提出不要	網羅的な法定資料制度 （例） ・金融機関は、利子支払、預入払出、割引債発行等を含め網羅的な法定資料の提出義務 ・証券業者は証券の売却代金の支払につき法定資料の提出義務 ・口座情報	資料提出要求権限に基づき、執行上網羅的に法定資料を収集 （例） ・銀行は、全ての預金情報を毎年税務当局に報告。 ・証券業者は年間のうち税務当局が指定する期間内の取引の報告 ・口座情報

6. 米・英・日における金融システム改革と金融関係税制の推移　（未定稿）




1970
1980
1990
○証券市場と証券関連税制
アメリカ
34 証券取引所法
固定手数料の下でニューヨーク証券取引所は地方の証券取引所よりも高い手数料
→（地方取引所等への取引流出）→ 手数料の段階的自由化
→75 委託手数料完全自由化（いわゆる「メーデー」）
66 連邦印紙税廃止
86 長期キャピタル・ゲインの6割控除廃止
所得税率のフラット化
11%～50%（11段階）
⇒15%・28%（2段階）
90
長期キャピタル・ゲインに係る最高税率を28%に据置き
所得税率15%・28%（2段階）
⇒15%・28%・31%（3段階）
97
長期キャピタル・ゲイン（18カ月超）に係る最高税率を20%に引下げ
所得税率
15%～39.6%（5段階）
イギリス
・国際化・情報化の進展
・取引所以外での取引の拡大
・英国証券市場の相対的地位低下
86 金融サービス法（「ビッグバン」）
・委託手数料の自由化
・単一資格制度の廃止
・他業態企業等による証券会社支配の自由
62 一定の株式等のキャピタルゲインの課税
65 キャピタル・ゲインの全面的課税
71 キャピタル・ゲインの一律分離課税
86 印紙税等改正（ビッグ・バン）
・印紙税率の引下げ（1% ⇒ 0.5%）
・印紙税非課税の創設
・米国預託証券等に対する発行時1.5%課税 等
88 キャピタル・ゲインの総合課税化
所得税率のフラット化
27%～60%（6段階）
⇒25%・40%（2段階）
日本
47 証券取引法（銀行・証券の分離）
80 中期国債ファンド創設
93 金融制度改革関連法（銀行証券相互参入）
金融システム改革
37 有価証券移転税の創設
（50年に廃止）
53 有取税の創設
73 有取税率の引上げ（株式等：0.15⇒0.30%）
78 有取税率の引上げ（株式等：0.30⇒0.45%）
81 有取税率の引上げ（株式等：0.45⇒0.55%）
89 有取税率の引上げ（株式等：0.55⇒0.30%）
96 有取税率の引下げ（株式等：0.30⇒0.21%）
47 譲渡所得の創設（キャピタル・ゲインの課税）
53 キャピタル・ゲインの非課税化（事業所得又は雑所得に該当するものは課税）
61 キャピタル・ゲインのうち一定の大口取引の課税化（年50回以上かつ20万株以上株券等取引は課税）
88 キャピタル・ゲイン課税の強化（50回20万株⇒30回12万株）
89 キャピタル・ゲインの原則課税化
所得税率のフラット化
10.5%～60%（12段階）
⇒10～50%（5段階）
96 みなし譲渡利益率引上げ（5⇒5.25%）


1970
1980
1990
○対外取引規制とクロスボーダーの資金移動に係る資料情報制度
アメリカ
(63 利子平衡税、65, 68年対外投融資規制)
74 利子平衡税・対外投融資規制の廃止
(26 現金取引報告制度)
70 資料情報制度の整備
イギリス
47 為替管理法
79 為替管理の撤廃
36 特定対外取引に係る資料情報制度
日本
50 外為法施行
対外取引原則禁止
80 新外為法施行
対外取引原則自由化
84 日米円ドル委員会報告
→ユーロ円市場の拡充
金融・資本市場の自由化
外国金融機関の日本市場への参入
金融システム改革
97 外為法抜本改正 98 施行
・外国為替業務の自由化
(為銀主義等の廃止)
・内外資本取引等の自由化
(資料情報制度)
○納税者番号制度
アメリカ
36 社会保障番号の導入
62 納税者番号制度の創設
イギリス
日本
80 グリーンカード導入法案成立
85 グリーンカード関連法令廃止

金融課税（個人所得課税を中心に）

昭和２４	シャウプ勧告	
昭和２５	利子・配当・株式キャピタルゲインの総合課税化	
昭和２６	利子の源泉分離選択（50%）の復活	
昭和２７	配当の源泉徴収（20%）の復活	
昭和２８	株式キャピタルゲインの非課税化、有取税の創設 利子の一律源泉分離（10%）	
昭和２９	配当の源徴税率の変更（20%→15%）	
昭和３０	利子非課税 配当の源徴税率の変更（15%→10%）	
昭和３２	短期貯蓄（１年未満）のみ源泉分離復活（10%）	
昭和３４	長期貯蓄にも源泉分離復活（10%）	
昭和３６	株式キャピタルゲイン課税のうち一定の大口取引の課税化	
昭和３８	利子・配当の源徴税率の変更（10%→５%）	
昭和４０	利子・配当の源徴税率の変更（５%→10%） 配当の源泉分離選択（15%）、申告不要制度の導入	
昭和４２	利子・配当の源徴税率の変更（10%→15%） 配当の源泉選択税率の変更（15%→20%）	
昭和４６	利子の源泉分離選択（源泉選択税率20%）の復活	
昭和４８	利子・配当の源泉選択税率の変更（20%→25%） 有取税の税率引上げ	
昭和５０		第一次石油ショック 特例公債発行
昭和５１	利子・配当の源泉選択税率の変更（25%→30%）	
昭和５３	利子・配当の源徴税率の変更（15%→20%） 利子・配当の源泉選択税率の変更（30%→35%） 有取税の税率引上げ	
昭和５４		一般消費税の提案・撤回
昭和５５	グリーンカード導入のための法案成立	マル優濫用問題
昭和５６	有取税の税率引上げ	
昭和５８	グリーンカード実施３年延期法案成立	
昭和６０	グリーンカード関連法令の廃止	
昭和６２ 昭和６３ 平成　元	抜本税制改革	・マル優廃止 ・利子一律源泉分離（20%）（金融類似商品等も同様の課税） ・株式キャピタルゲインの原則課税化 ・有取税の税率引下げ
平成　３		消費税導入 土地税制改革
平成　８	株式キャピタルゲイン課税の適正化、有取税の税率引下げ	平成６　税制改革～９（所得減税＋消費課税充実）

非課税貯蓄制度（マル優）

高度経済成長

経常収支黒字問題

ストック化

（注）抜本税制改革前の住民税
・利子：原則所得税において総合課税を選択したものについて課税
・配当：源泉徴収等は行わず総合課税（いわゆる少額配当は非課税）
（抜本税制改革以後も同様）
・株式キャピタルゲイン：所得税と同様の扱い

Ⅱ　金融関係税制の税制全体における位置付け

1. 金融課税の変遷（個人所得課税を中心）

2. ＯＥＣＤ「税の競争」プロジェクトについて

１．経緯

(1) 国際的な資本移動の自由化等を背景に、経済活動の地理的な移動が容易となってきており、「税のダンピング(fiscal dumping)」、即ち、外国からの資本を誘致するために優遇税制等を導入する政策をとる国が増えてきている。租税競争の問題は、一国だけでは対応が困難であり、国際協調が不可欠である。

「税の競争」の問題点

○可動性の低い課税ベース（勤労所得、消費等）の相対的重課

⇨税体系の公平性、中立性を損なう

○課税ベースの浸食（税収の減少）

○資本移転・経済活動の歪曲

(2) 96年６月にＯＥＣＤ租税競争プロジェクトが創設され、現在、来年のＯＥＣＤ閣僚理事会（来年４月）までに報告書をまとめるべく検討が進められているところである。

（注）この租税競争プロジェクトについては、主要国サミット及び累次のＧ７蔵相会談においてもその重要性が指摘されてきている。

ＥＵにおいても、通貨統合を控え、各国の税収を減少させ、さらには雇用の悪化を招きかねない税の競争の問題が検討されてきており、ＯＥＣＤと同様のガイドラインの策定の動きがある。

2．検討状況

(1)有害性判定のための要素

○無税又は低率課税（特に可動性の高い経済活動や非居住者を対象）

○不透明な税制等（例えば、税当局との交渉による税負担の決定）

○情報交換の不備（例えば、厳格な銀行秘密による情報の不開示）

2．検討状況（続き）

⑵対抗措置（主なもの）

(イ) 国内法上の措置

○タックス・ヘイブンへの所得移転防止措置

○海外資料情報制度

(ロ) 租税条約上の措置

○情報交換規定

○条約の適用除外（例えば、租税減免地区の企業等を条約上の居住者から除外）

○条約の改定・破棄

(ハ) ＯＥＣＤガイドラインの策定（国際的な協調を通じた方策）

○有害な措置の新規導入の制限

○既存の有害な措置の縮減・廃止

○加盟国間の相互レビュー

デンバー・サミット（1997年６月21日）
７ヶ国声明（抄）
（仮訳）

35. 各国経済のグローバル化によって、租税に関する有害な競争という課題が深刻化した。リヨンでのコミュニケにおいて述べられているとおり、金融その他の地理的に移動可能な活動の誘致を目的とする税制に見られるような税に関する国家間の有害な競争は、貿易と投資を歪曲する危険があり、各国の課税基盤の浸食につながり得る。租税に関する有害な競争は税制の公平性と中立性を損なうものである。したがって、我々は、ＯＥＣＤが着手した作業を極めて重視している。我々は、来年のサミットでの検討に間に合うように、ＯＥＣＤがこの問題に関する作業の結論と勧告を作成することを希望する。

リヨン・サミット（1996年６月28日）
経済コミュニケ（抄）
（仮訳）

16. 最後に、グローバル化は、租税政策の分野で新たな課題を生み出している。金融その他の地理的に移動可能な活動の誘致を目的とする税制に見られるような税に関する国家間の有害な競争は、貿易と投資を歪曲する危険があり、各国の課税基盤の侵食につながり得る。我々は、ＯＥＣＤに対し、各国が、個別にまたは共同で、これらの慣行や税に関する様々な形態の有害な競争の範囲を制限し得るような多国間のアプローチの確立を目指し、この分野における作業を精力的に推進するよう強く要請する。我々は、1998年までに報告書を作成することになっているＯＥＣＤによる作業の進展を注意深く見守っていく。

三　金融商品に対する所得課税のあり方

1.　個人所得課税における金融資産課税（国税）

太線内は金融商品に対する課税部分、網かけ部分は源泉徴収の対象所得の概念部分

利子所得	預貯金、国債の利子などの所得（源泉分離）	
配当所得	株式、出資の配当などの所得（総合課税・源泉分離の選択）	
譲渡所得	株式譲渡益（源泉分離） 金融類似商品（源泉分離）	株式譲渡益（申告分離） 土地、建物等の譲渡による所得
一時所得	金融類似商品（源泉分離）	クイズの賞金、生保の満期返戻金等の一時的な所得
雑所得	割引債の償還差益（源泉分離） 金融類似商品（源泉分離）	原稿料等、本来の他の所得に当てはまらない所得
	恩給、年金などの所得	
給与所得	給料、賞金、ボーナスなどの所得	
退職所得	退職手当、一時恩給などの所得	
事業所得	商工業、農業など事業を行っている場合の所得	
山林所得	山林の伐採・譲渡による所得	
不動産所得	土地、建物などを貸している場合の所得	

（備考）

1．網かけの幅は対象所得の大きさを示すものではない。

2．金融類似商品は以下のとおり。

- 金貯蓄（投資）口座の利益（譲渡所得）
- 一時払養老保険（保険期間５年以下）の差益、懸賞金付預貯金等の懸賞金等（一時所得）
- 定期積金等の給付補てん金、抵当証券の利息、外貨建定期預金の為替差益（雑所得）

3．一時所得、雑所得、事業所得について、"金融類似"商品の他に次のものが源泉徴収の対象となる。

- 広告宣伝のための賞金など（一時所得）
- 原稿料、講演料など（雑所得）
- 弁護士等や外交員、ホステス等が受ける報酬・料金等（事業所得）

2. 個人所得課税における金融資産課税（地方税）

太線内は金融商品に対する課税部分、網掛け部分は一律分離課税（利子割）の対象所得部分

利子所得	預貯金、国債の利子等の所得	
配当所得	証券投資信託の収益の分配等の所得	株式、出資の配当等の所得 ※1
譲渡所得	金融類似商品	株式譲渡益（所得税申告分離） ※2
		土地、建物等の譲渡による所得
一時所得	金融類似商品	クイズの賞金、生保の満期返戻金等一時的な所得
雑所得	※3 金融類似商品	
	原稿料等、本来の他の所得に当てはまらない所得	
	恩給、年金等の所得	
給与所得	給料、賃金、ボーナス等の所得	
退職所得	退職手当、一時恩給等の所得	
事業所得	商工業、農業等事業を行っている場合の所得	
山林所得	山林の伐採、譲渡による所得	
不動産所得	土地、建物等を貸している場合の所得	

（注）

1　金融類似商品

- 譲渡所得：金貯蓄（投資）口座の利益
- 一時所得：一時払い養老保険（保険期間5年以下）の差益、懸賞金付預貯金等の懸賞金等
- 雑所得：定期積金等の給付補てん金、抵当証券の利息、外貨建定期預金の為替差益

2　所得税が課税されているもので個人住民税が課税されていないもの

※1　1回に支払いを受けるべき金額が5万円（年1回決算の法人から支払いを受けた場合には10万円）以下のいわゆる少額配当

※2　所得税において源泉分離課税を選択した場合の株式等譲渡益

※3　割引債の償還差益

3. 利子課税制度の概要

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区　　分</th><th colspan="2">概　　要</th><th colspan="2">（参考）昭和63年３月以前の制度</th></tr>
<tr><th>所　得　税</th><th>住　民　税</th><th>所　得　税</th><th>住　民　税</th></tr>
<tr><td rowspan="3">利子所得</td><td>定期預金及び公社債の利子、合同運用信託及び公社債投資信託の収益の分配等</td><td colspan="2" rowspan="2">源泉分離課税
（15％の源泉徴収）　〔住民税 5％〕</td><td>総合課税
（20％の源泉徴収）</td><td>総合課税</td></tr>
<tr><td>源泉分離選択課税
（35％の源泉徴収）</td><td>非課税</td></tr>
<tr><td>普通預金、通知預金の利子等要求払預金の利子</td><td colspan="2">確定申告不要
（20％の源泉徴収）</td><td>非課税</td></tr>
</table>

4. 配当課税制度の概要

区分			概要 所得税	概要 住民税
配当所得	株式等	1回の支払配当の金額が25万円（年1回50万円）以上のもの又は発行済株式総数の5％以上の株式に係る配当	総合課税（20％の源泉徴収）	総合課税
		発行済株式総数の5％未満の株式に係る配当で1回の支払配当の金額が25万円（年1回50万円）未満のもの	総合課税（20％の源泉徴収）	総合課税
			源泉分離選択課税（35％の源泉徴収）	総合課税
		1回の支払配当の金額が5万円（年1回10万円）以下のもの	確定申告不要（20％の源泉徴収）	非課税
	証券投資信託の収益の分配		源泉分離課税（15％の源泉徴収）	〔住民税 5%〕

（参考）配当に関する税負担の調整

○ 配当税額控除（個人段階）

個人が配当所得を有する場合には、次の金額を「配当控除」として税額控除する。

① 課税総所得金額等が 1,000万円以下の部分 …… その配当所得の10%（所得税）、2.8%（住民税）

② 課税総所得金額等が 1,000万円超の部分 …… その配当所得の5％（所得税）、1.4%（住民税）

○ 受取配当金益金不算入（法人段階）

法人が受取配当を有する場合には、受取配当から負債利子を控除した金額の80%（持株割合25%以上の特定株式等については 100%）相当額 を益金不算入とする。

5. 主要国における利子・配当の課税方式

（未定稿）

	日　本	ドイツ	イギリス	フランス	スイス	イタリア	アメリカ	カナダ
利子	源泉分離課税 (15%, 住民税5%)	総合課税 (25.9～53% 方程式)	総合課税 (20～40% 3段階) (注1)	総合課税（10.5～54%：6段階）と源泉分離課税（15%、付加税5.9%）との選択	総合課税 (1～13% 14段階) (注2) (注)チューリヒ州 2～13%	源泉分離課税 (注3)	総合課税 (15～39.6% 5段階) (注)ニューヨーク州 4～6.85% ニューヨーク市 3.08～4.46%	総合課税 (17～29% 3段階) (注)オンタリオ州 連邦所得税額の56%
配当	総合課税（所得税10～50%：5段階、住民税5～15%：3段階） 但し、源泉分離選択課税制度（35%）、確定申告不要制度がある。 （いわゆる少額配当は住民税非課税）	総合課税 (25.9～53% 方程式) (注4)	総合課税 (20～40% 3段階) (注4)	総合課税 (10.5～54% 6段階) (注4)	総合課税 (1～13% 14段階) (注)チューリヒ州 2～13%	総合課税（10～51%：7段階） 但し、上場企業の株式に係る配当については源泉分離課税（12.5%）を選択できる。 (注5)	総合課税 (15～39.6% 5段階) (注)ニューヨーク州 4～6.85% ニューヨーク市 3.08～4.46%	総合課税 (17～29% 3段階) (注4) (注)オンタリオ州 連邦所得税額の56%

(注) 1. イギリスでは、基本税率（23%）で課税される者については、20%の源泉徴収課税のみ。
2. スイスでは、独身者と既婚者で適用税率が異なるが、ここでは既婚者の税率を示している。
3. イタリアでは、利子の種類によって源泉徴収税率が異なる（6.25～30%）。例えば、国債（1986年9月～87年9月発行）の利子は6.25%、国債（87年10月以降発行）等の利子は12.5%、定期預金（18カ月以上）の利子は25%、郵便貯金、銀行の普通及び当座預金、譲渡性預金（3カ月以上）等の利子は27%、譲渡性預金（3カ月未満）等の利子は30%である。
4. ドイツ、イギリス、フランス、カナダの配当課税は、インピュテーション方式が採られている。
5. イタリアの配当課税は、総合課税の場合、インピュテーション方式が採られている。

6. 株式等譲渡益課税制度の概要

区　　分	概　　要
上場株式等 （・上場株式 ・店頭登録株式 等）	次の申告分離課税又は源泉分離課税のいずれかを取引ごとに選択 ① 申告分離課税 譲渡益×20%（住民税を含め26%） （注）公開前から3年超保有していた株式を公開後1年以内に売却した場合：譲渡益の2分の1に対して課税（実質13%） ② 源泉分離課税 譲渡代金×5.25%（転換社債は 2.5%、信用取引はその差益）を所得とみなし、20%源泉徴収で課税（住民税非課税） 【8年度改正】上場株式等のみなし利益率　5%　⇨　5.25% （H8.4.1～H10.3.31までの時限措置）
その他の株式等	申告分離課税（上記①）

7. 金融類似商品等に対する課税制度の概要

区分			概要		(参考) 昭和63年3月以前の制度	
			所得税	住民税	所得税	住民税
譲渡・一時・雑所得	割引債の償還差益		源泉分離課税 (原則 18%の源泉徴収)	非課税	源泉分離課税 (16%の源泉徴収)	非課税
	金融類似商品	定期積金及び相互掛金の給付補てん金	利子所得と同様に源泉分離課税 (15%の源泉徴収) 〔住民税 5%〕		雑所得として申告が必要	
		抵当証券の利息				
		金貯蓄(投資)口座の利益			一般的には譲渡所得(売買益−50万円)として申告が必要	
		外貨建定期預金の為替差益			雑所得として申告が必要(利子部分は利子所得)	
		一時払養老保険及び一時払損害保険等の差益(保険期間等が5年以下のものに限る。)			一時所得((受取金額−払込保険料−50万円)の2分の1)として申告が必要	
	懸賞金付預貯金等の懸賞金等		利子所得と同様に源泉分離課税 (15%の源泉徴収) 〔住民税 5%〕		(参考) 平成7年3月以前の制度 一時所得((受取金額−50万円)の2分の1)として申告が必要	

8. 源泉徴収方式と納税者番号による名寄せ方式

	源泉徴収方式					源泉徴収・納税者番号併用方式	納税者番号による名寄せ方式
	日本	ドイツ	イギリス	フランス	スイス	イタリア	アメリカ、カナダ
利子	源泉徴収（20%）	源泉徴収（30%）	源泉徴収（20%）	源泉徴収（20.9%）	源泉徴収（35%）	源泉徴収（25%）	納税者番号による申告
配当	源泉徴収（20%）	源泉徴収（25%）	——	——	源泉徴収（35%）	源泉徴収（10%）	納税者番号による申告
（参考）給与	源泉徴収（年末調整あり）	源泉徴収（年末調整あり）	源泉徴収（支払都度調整）	——	——	源泉徴収（年末調整あり）	源泉徴収の上、納税者番号による申告（年末調整なし）

（備考）

1．日本の利子課税の源泉徴収20%には地方税（5%）を含んでおり、配当課税は総合課税（源泉徴収20%）と35%の源泉分離課税との選択制である。
2．ドイツの利子については、源泉徴収を廃止したところ、申告した者としない者の間で著しい不公平を招いているとして、1991年に憲法裁判所の違憲判決があり、1993年から源徴制度が復活した。
3．ドイツ、イギリス、フランス、カナダの配当課税は、インピュテーション方式がとられている。
4．フランスの利子課税は、総合課税（源泉徴収なし）と源泉分離課税との選択制である。
5．イタリアの配当課税は、総合課税（源泉徴収10%）と源泉分離課税12.5%との選択制であり、総合課税を選択するとインピュテーション方式が適用される。
6．アメリカは納税者番号を申告しなかった者への利子・配当の支払には31%の源泉徴収を行う。また、非居住者への利子の支払では原則的には30%の源泉分離課税が行われる。

四　金融関係税制の適正な執行の確保

1.　ＯＥＣＤにおける国境を越えた利子に対する課税のあり方についての検討

ＯＥＣＤ「金融国際化と課税に関する租税委員会・資本市場委員会合同部会」は、各国の租税専門家と金融資本市場の専門家の合同会合として１９９３年１１月に組織され、１９９５年６月にかけて、国際化した金融資本市場と税の関係について整理するとともに、国境を越えた利子に対する課税のあり方について検討を行った。その結果、各国における利子に対する課税の方式には、大別して、源泉徴収を重視する方法と、情報交換を重視する方法があるが、それぞれには得失があり、少なくともいずれかの方式で適切な課税を図っていくべきこととされた。

○各国における利子に対する課税の方式　⇨　○大別して
－源泉徴収を重視する方法と、
－情報を重視する方法

○非居住者に支払われる利子を非課税とする国・地域の存在
他方、多くの国は居住者の利子所得課税を維持
⇨　○国外利子についての適正課税の問題
⇨　○海外への資本流出を招くおそれ
○海外に流出した資金が非居住者の名目で還流し、課税ベースのみが失われるおそれ

○源泉徴収税
⇨主なメリット　・簡素で効率的な仕組み　・源泉地国における歳入の確保　・居住地国における申告インセンティブ
⇨主なデメリット　・資金調達コストに悪影響を与えるおそれ　・流通市場に歪みを与えるおそれ

○情報交換
⇨主なメリット　・納税者の納税遵守促進　・課税当局にとっての検証の手掛かり
⇨主なデメリット　・国際的な情報体制の不備（銀行秘密国、タックス・ヘイブン国の存在　・本人確認→情報提出・交換
→名寄せのフローの困難）　・初期／維持コストが高くなりがち。

○ハイブリッド・アプローチの提案
源泉徴収方式と情報交換方式には得失があり、
いずれが優れているとも定め難い。
⇨　○少なくとも、源徴又は情報交換で対応
（両方行うことも可）

2. Ｇ５諸国における債券利子に係る課税関係

未定稿

	日　　本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
居住者・内国法人	２０%の税率（注）による源泉分離課税 （注）地方税5%を含む。 （※）法人は、総合課税（２０%の税率による源泉徴収あり）	総合課税（源徴なし（注） （注）納税者番号等を提示しない場合には、３１%の税率による裏打ち源泉徴収	総合課税（２０%の税率による源泉徴収あり） （注）法人の受領する一定の国債利子　（スター勘定を通じたギルト国債利子等）については源泉徴収免除	総合課税（３０%の税率による源泉徴収あり） （注）転換社債、利益配当社債利子等の利子は、２５%の税率で源泉徴収 （※）必要経費控除後、６千マルク（約４３万円）までの貯蓄者控除あり　1DM=72 円	(a)・(b)の選択： (a)総合課税（源泉徴収なし） (b)20.9%の税率による源泉分離課税（注） （注）付加税5.9 %を含む （※）法人は総合課税（源徴なし）
非居住者・外国法人	１５%の税率による源泉分離課税 民間国外債（注）の利子は、非課税	３０%の税率による源泉分離課税 登録債の利子（厳格な本人確認要）及び一定のユーロ債（注）の利子は、非課税 （注）非居住者に対してのみ販売されるよう、合理的な措置（受取人が非居住者であることの証明等）のとられたもの	２０%の税率による源泉分離課税 法人の受領する一定の国債利子（スター勘定を通じたギルト国債利子等）及び一定の上場ユーロ債（注）の利子は、非課税 （注）①利子支払取扱者が英国外にいるもの、②受益者及び利子受取者が非居住者であるとの証明のあるもの、又は③公認決済制度に保有されたもの等の要件を満たすもの	原則、非課税（本人確認要） 一部の債券利子（注）は課税 （注）転換社債、利益配当社債利子等の利子は、２５%の税率で源泉徴収が行われる	原則、非課税（本人確認要（注）） （注）ただし、大蔵省の認可を得て、国外で発行された債券で、非居住者に販売されるような手当てがされているものについては、本人確認を要しない

〔備 考〕

未定稿

	日　　本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
非居住者・外国法人課税の沿革（80年代以降）	・1985年、非居住者の受取るユーロ円債の利子につき、15%の源泉課税を撤廃 （背景）円の国際化を促進する観点	・1984年7月、財政赤字削減法により、非居住者等の受取る登録債の利子及び一定のユーロ債の利子に対する30%の源泉課税を撤廃 （背景）巨額の財政赤字及び経常収支赤字から、外資導入（大量の財務省証券を非居住者に販売）の必要性等	・1984年税制改正により、非居住者の受取る上場ユーロ債利子につき30%の源泉徴収を撤廃 ・1996年、イングランド銀行のスター勧定（法人）を通じたギルト国債利子の源泉徴収を撤廃（内国法人・外国法人共） （1998年4月からは、ギルト国債の源泉徴収を全面的に免除予定） （背景）ギルト債市場の活性化、政府借入コストの軽減等 （注）1915年より非居住者（個人）向け非課税国債（FOTRA 債）あり	・1984年12月、非居住者に対する25%の源泉徴収を撤廃 （背景）米国の源泉徴収免除の決定を契機に、自国為替価値の防衛及び利子率上昇による悪影響の回避目的等	・1984年10月、非居住者受取利子につき26%の源泉徴収税を撤廃（社債等については、別途12%の源泉徴収。その後、これについても非課税） （背景）大量の国債を非居住者に販売する必要性や自国為替価値の防衛等
流通市場	・現物債が認められている（国債・社債）	・登録債主義（国債・社債）	・登録債主義（ギルト国債）	・登録債主義（国債）	・登録債主義（国債・社債）

（参考）アメリカにおける登録債主義

日　　本	アメリカ
源泉徴収（20%）による一律分離課税 ・無記名債であっても、税制上の不利益は一切ない。	申告納税 納税者番号制度あり ○　無記名債については、原則として、次のとおり税制上著しく不利に扱われており、ほとんど流通していない。 (1)　発行者に支払利子の損金算入を認めない。 (2)　発行者に“額面×１%×償還年限”の特別税が発行時に課される。 (3)　非居住者の利子源徴（原則30%）の適用。 (4)　売買益はキャピタルゲイン所得（最高税率20%又は28%）でなく通常所得（最高税率39.6%）として課税（(2)が適用されない場合に限る。）。 (5)　売買損の損益通算を認めない。

3. 各国通貨当局保有外貨の通貨別構成比

（単位：%）

年	76	80	85	90	91	92	93	94	95
円	2.0	4.4	7.3	8.2	8.7	7.9	8.3	8.1	7.1
米ドル	76.5	68.6	55.3	50.3	50.9	55.1	56.2	55.9	56.4
英ポンド	1.8	2.9	2.7	3.2	3.4	3.2	3.1	3.5	3.4
独マルク	9.0	14.9	13.9	17.4	15.7	13.5	14.1	14.3	13.7
仏フラン	1.6	1.7	0.8	2.3	2.8	2.4	2.2	2.1	1.8
その他	9.1	7.5	20.0	18.6	18.5	17.9	16.1	16.1	17.6

（資料）IMF年次報告

4. 国外送金等調書提出制度の概要

1．国外送金等調書の提出

金融機関等（注）から税務当局に対し、２００万円を超える国外送金及び国外からの送金の受領について以下の事項を記載した調書（国外送金等調書）を翌月末までに提出する。（磁気テープ等による提出も可。）

但し、輸出入貨物に係る荷為替手形に基づく取立て等によるもの、銀行等名義及び証券業者名義の送金は除く。

イ）国外送金の場合
- ①送金者の氏名or名称・住所
- ②金額
- ③日付
- ④送金先の氏名or名称
- ⑤送金原因
- 等

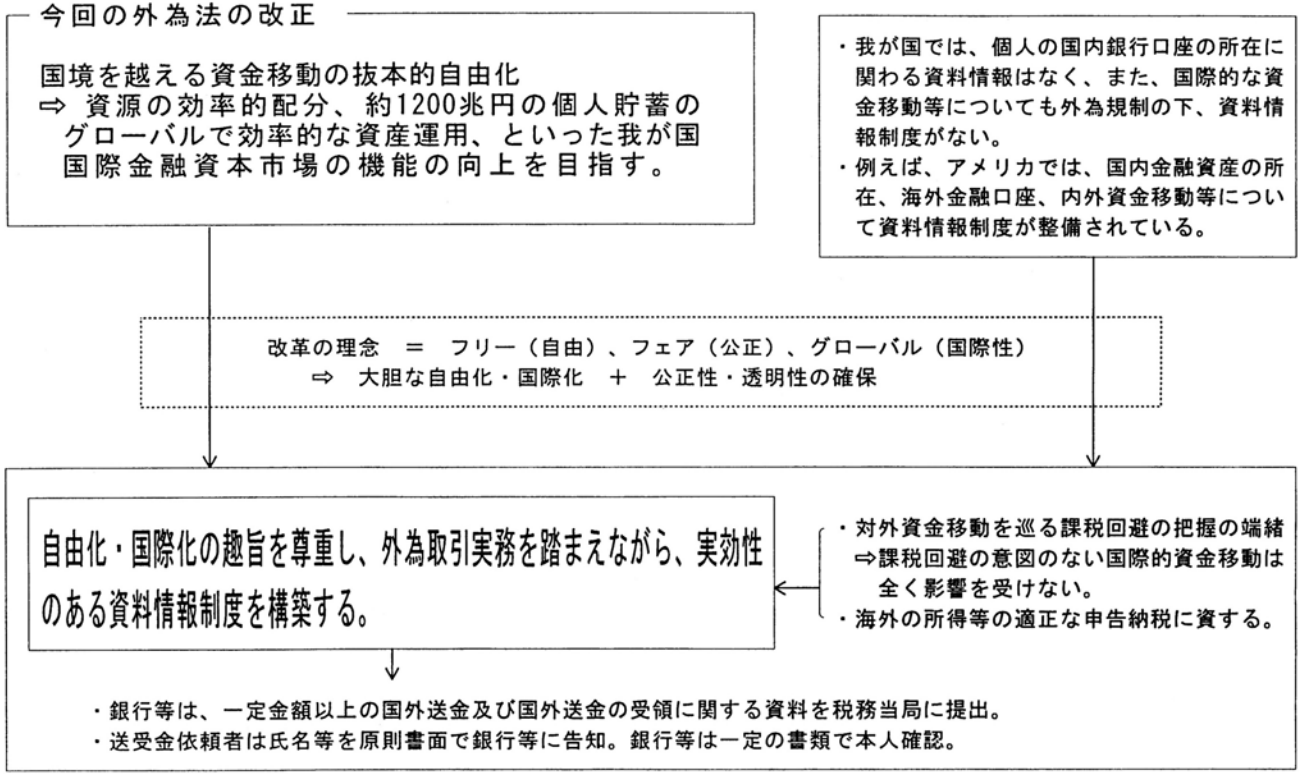
ロ）国外からの送金の受領の場合
- ①受領者の氏名or名称・住所
- ②金額
- ③日付
- ④送金元の氏名or名称
- 等

（注）為替取引を業として行うことができる銀行その他の金融機関、及び郵政官署

2．顧客は、前記1.イ）①、⑤、ロ）①の事項を記載した告知書を国外送金等の際に金融機関等の営業所等に提出し、金融機関等は、公的書類等により本人確認を行うこととするが、本人確認済の口座（本人口座）からの振替等による国外送金又は本人口座においてされる国外からの送金の受領の場合には、告知書提出・本人確認は不要とする。

3．国外送金等調書の提出義務違反等について所要の罰則を設ける。

5. 国際的資金移動に関する資料情報制度の整備



6. 主要国におけるクロスボーダーの資金移動等に関する資料情報報告制度

日　　本	アメリカ	フランス
○ 為替銀行等を経由しないクロスボーダー取引は、現行外為法上、基本的に許可制、事前届出制 一方、クロスボーダー取引自体に税務上の資料提出義務はない。 ⇩ 外為法改正（完全自由化）	○ １万ドル超の通貨または支払手段を米国から持ち出し、又は米国へ持ち込もうとする者は、自己の氏名・住所、国籍、パスポート番号、通貨または支払手段の種類・金額を税関に報告する義務がある。 （通貨・海外取引報告法） ○ 米国外に銀行口座、証券口座等を有し、その総額が１万ドル超の者は、自己の氏名・住所、納税者番号、口座情報等を税務当局に報告する義務がある。 （通貨・海外取引報告法） ○ 金融機関は、１万ドル超の現金での預金預入れ・引出し・通貨両替等の支払・振替、現金を銀行に持ち込んで行う送金等について、税務当局に報告する義務がある。 （通貨・海外取引報告法） ○ 金融機関は、国内外を問わず３千ドル以上の資金の送金について記録保存義務があり、かつ、財務省の要求に従い情報資料を提供する義務がある。 （通貨・海外取引報告法）	○ 金融機関の仲介なしに５万フラン超の通貨または支払手段を仏国から持ち出し、又は仏国へ持ち込もうとする者は、自己の氏名・住所、生年月日、国籍、出生地、通貨または支払手段の金額を税関に報告する義務がある。（租税一般法典） ○ 仏国外に金融機関の口座を保有、開設または閉鎖する者は、口座情報等を税務当局に報告する義務がある。（租税一般法典） ○ 金融機関は、仏国内と仏国外との間の資金移動について記録保存義務があり、かつ、税務当局の要求に従い、提出する義務がある。（租税手続法典）

（参考）英・米・独・仏の各国では、犯罪等に関係する疑いのある全ての金融取引について、金融機関は司法当局等に報告する義務を負う。

イ ギ リ ス	ド イ ツ	カ ナ ダ
○ 英国外の「同族会社」(注)の持分を有する者は、当該会社の資産等に関する情報を税務当局の求めに応じて報告する義務がある。（租税管理法） ○ 税務当局は、英国外の「同族会社」(注)の設立又は管理等に関連して、銀行等が顧客の代理人として行った取引についての情報の報告を求めることができる。（所得・法人税法） (注)「同族会社」： ５人以下の株主、出資者等によって支配される会社又は信託。 英国居住者が英国外の「同族会社」に持分を有する場合、当該持分の評価額の増加に対して英国内でキャピタル・ゲイン課税が行われる。	○ クロス・ボーダーの資金移動等についての税務当局への報告制度はない。 (備考) ・ ドイツにおいては、税務当局が金融機関に対して不特定の納税者に関する資料の提出を求めることは、租税通則法30条ａによって禁止されている。 ・ 1991年６月、ドイツ連邦憲法裁判所は、利子所得の捕捉が不十分であるため課税の不公平があり、違憲であるとする判決の中で、租税通則法30条ａが利子所得等の効果的な調査を妨げている旨指摘した。	○ 次の者は資産又は取引の内容について税務当局に報告する義務が課される（1998年４月から実施）。 ・ カナダ国外に10万カナダドルを超える資産（預金・株式・不動産等(注)）を保有する個人又はパートナーシップ （注）専ら事業の経営のために用いられる資産等を除く。 ・ カナダ国外に関連会社を有し、又はカナダ国外の信託の受益権を有する個人又はパートナーシップ ・ カナダ国外の信託に資金を移転し、又は貸し付けた個人（自らが属するパートナーシップ又は自らが支配する海外会社等が資金の移転又は貸付を行った場合を含む。） ・ カナダ国外の信託から収益の分配を受けた個人又はパートナーシップ

7. 民間国外債の利子非課税制度に係る本人確認制度の概要

１．下記のいずれかに該当する場合には、利子の支払者である債券の発行体による源泉徴収（１５％）は行われないものとする。

イ）非居住者である利子受領者自らが、利子の受領に当たり、氏名・住所等を記載した書類を源泉徴収義務者（発行体）に提出した場合

ロ）債券の保管の委託を受けている金融機関等が、利子受領者の非居住者性確認書を、利子の支払の際に、源泉徴収義務者（発行体）に提出した場合（次回以降の利払の際においても、その金融機関等に係る利子受領者が非居住者である限り、改めて確認書を提出する必要はない。）

［要件］

・発行段階における居住者、内国法人への販売を引受契約等で禁止

・利子受領者の課税関係について、目論見書等に記載

等

ハ）その国の法令又は慣行により金融機関等がその利子受領者に関する情報を開示することができない国の特例を設ける。

［要件］

・指定国で発行されること

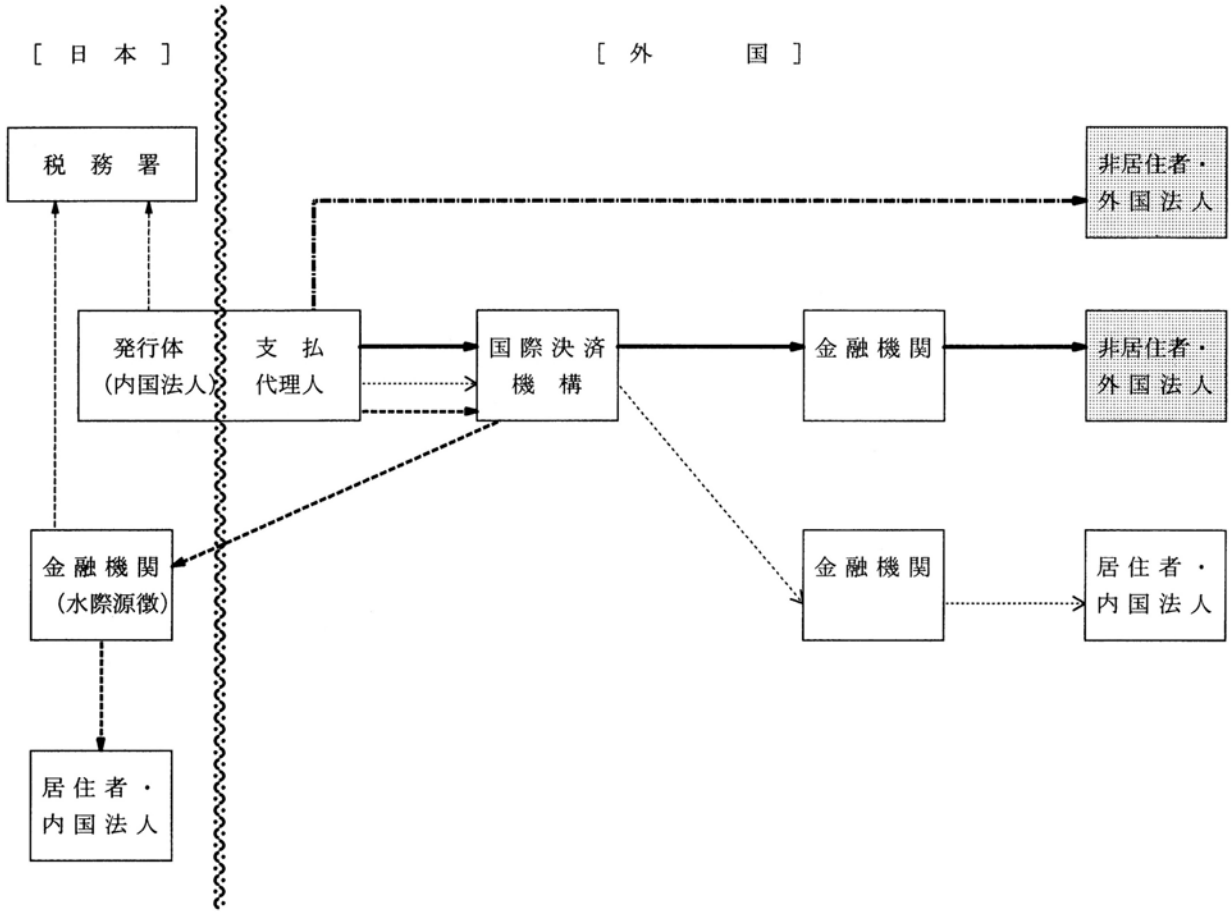
・指定国において、当該国の通貨建てで利払及び償還が行われること

・発行段階における居住者、内国法人への販売を引受契約等で禁止

等

ニ）国内において水際源泉徴収が行われる場合

２．本人確認制度は、平成１０年４月１日から平成１２年３月３１日までの間に発行された民間国外債の利子に適用する（既発債には適用しない）。


［ 日 本 ］
［ 外 国 ］
税 務 署
発行体
(内国法人)
支 払
代理人
国際決済
機 構
金 融 機 関
非居住者・
外国法人
非居住者・
外国法人
金 融 機 関
(水際源徴)
金 融 機 関
居住者・
内国法人
居住者・
内国法人

8. 納税者番号制度

(1) 納税者番号制度の定義

・「納税者番号制度とは、

納税者に広く番号を付与し、

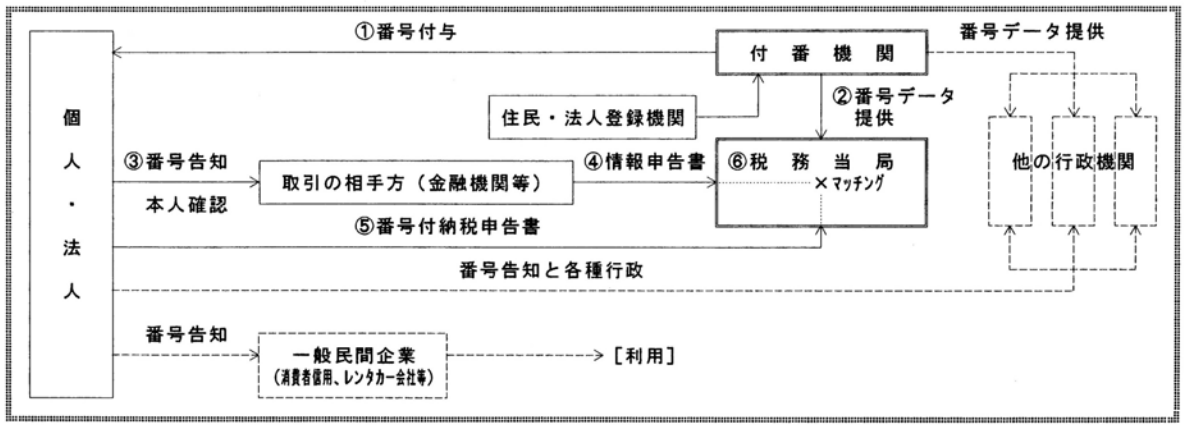
（イ）各種の取引を行う際に取引の相手方（金融機関等）に番号を告知すること

並びに

（ロ）納税者及び取引の相手方が税務当局に提出すべき各種書類に納税者の番号を記載すること

を義務付けることによって、納税者に関する課税資料を、その番号に従って集中的に整理し（その番号をキーとしてマッチング［突き合わせ］して整理し）、管理する方式である。」

(2) 納税者番号制度の仕組み



① 個人及び法人は、付番機関から番号を付与される。
② 付番機関は、税務当局に番号、氏名等の情報を提供する。
③ 個人及び法人は、各種の取引（例えば、『金融機関等への口座の開設』、『債券の購入等』）を行う際、付与された番号を取引の相手方に告知しなければならない。
④ 金融機関等（取引の相手方）は、情報申告書（例えば『利子等の支払調書』、『株式等の譲渡の対価の支払調書』等）に、納税者の氏名等と合わせ番号を記載し、税務当局に提出する。
⑤ 納税者は、納税申告書等の提出書類に自己の番号を記載し、税務当局に提出する。
⑥ 税務当局は、
イ）情報申告書を納税者毎に名寄せ
ロ）情報申告書と納税申告書の記載内容を突合（マッチング）
ハ）マッチングにより、納税申告書の内容が適正であるか否か確認（適正でない場合には調査等が行われる。）

（注）1．（株式等の有価証券の）取得価額を（納税者番号）制度により把握することには限界があるので、同制度を利用して有価証券譲渡益を自動的に把握することは困難である。【納税者番号等検討小委員会報告（昭和63年12月）】
2．事業所得を完全に把握するためには、売上げ又は仕入れ等に関する取引の全てを納税者番号制度による資料収集の対象とする必要があるが、それは、現実には困難であろう。【同上】

(3) 主要国における納税者番号制度の概要　　（未定稿）

国名	番号の種類	適用業務	付番者（数）	人口（1995年現在）	付番維持管理機関	付番の根拠法	実施年
アメリカ	社会保障番号（９桁）	税務、社会保険、年金、兵役等	約３億 8,100万人（累積数）（1997年現在）	２億 6,303万人	社会保障庁	社会保障法	1962年
カナダ	社会保険番号（９桁）	税務、失業保険、年金等	約 3,153万人（累積数）（1997年現在）	2,961万人	人的資源開発省	失業保険法	1967年
デンマーク	統一コード（10桁）	税務、年金、住民管理、諸統計、教育等	全住民	523万人	内務省中央個人登録局	個人登録に関する法律	1968年
スウェーデン	統一コード（10桁）	税務、社会保険、住民管理、諸統計、教育等	全住民	883万人	国税庁	人口登録制度に関する勅令・政令	1968年
ノルウェー	統一コード（11桁）	税務、社会保険、諸統計、教育、選挙等	全住民	436万人	登録庁	人口登録制度に関する法律	1970年
イタリア	統一コード（文字及び数字の組合せ）	税務、諸許認可等	約 5,000万人（1997年現在）	5,719万人	財政省	納税者登録及び納税義務者の納税番号に関する大統領令	1977年
オーストラリア	統一コード（９桁）	税務、所得保障等	約 1,250万人（1996年現在）	1,805万人	国税庁	1988年度税制改正法	1989年

五　平成10年度税制改正において早急に検討すべき課題

1. 有価証券取引税

(1) 有価証券取引税の概要

項目	概要
(1) 納税義務者	有価証券を譲渡した者
(2) 課税対象	株券等、転換社債券等、公社債券等の譲渡
(3) 課税標準	売買による譲渡の場合は売買価額、その他の場合は譲渡時の価額
(4) 税率	区分：①株券等　②転換社債券等　③公社債券等 第1種（証券会社）：0.12％／0.06％／0.01％ 第2種（投資家）：0.21％（注）／0.16％／0.03％ （注）株券等の譲渡に係る第2種の税率（0.21％）は平成8年4月1日から平成10年3月31日までの間に行われるものについての特例（本則 0.3％）
(5) 納付方法	① 証券会社が納税義務者である場合 ⇨ 翌月末日までに国に申告納付 ② 証券会社への売委託により譲渡した場合、証券会社等へ譲渡した場合又は発行会社へ端株若しくは単位未満株式を譲渡した場合 ⇨ 証券会社等が特別徴収により徴収したうえ、翌月末日までに国に納付 ③ その他 ⇨ 譲渡した日の翌日までに国に納付（税額が10万円以下であるときは、印紙納付可）し、有価証券取引書を作成して、これに領収書又は印紙を貼付
(6) 税収	（単位：億円、％）

年度	国税収入 ①	有価証券取引税収 ②	②／①	年度	国税収入 ①	有価証券取引税収 ②	②／①
59	367,748	5,062	1.4	3	632,110	4,430	0.7
60	391,502	6,709	1.7	4	573,964	3,125	0.5
61	428,510	13,664	3.2	5	571,142	4,551	0.8
62	478,068	17,700	3.7	6	540,007	3,905	0.7
63	521,938	21,229	4.1	7	549,630	4,791	0.9
元	571,361	12,331	2.2	8	552,261	3,915	0.7
2	627,798	7,479	1.2	9	594,812	3,510	0.6

（備考）平成8年度までは決算額、平成9年度は予算額。

(2) 国税収入に占める有価証券取引税の割合の推移

年度	国税収入①	有価証券取引税②	②／①
	億円	億円	%
55	283,688	2,087	0.7
56	304,551	3,089	1.0
57	320,031	2,760	0.9
58	341,621	4,178	1.2
59	367,748	5,062	1.4
60	391,502	6,709	1.7
61	428,510	13,664	3.2
62	478,068	17,700	3.7
63	521,938	21,229	4.1
元	571,361	12,331	2.2
2	627,798	7,479	1.2
3	632,110	4,430	0.7
4	573,964	3,125	0.5
5	571,142	4,551	0.8
6	540,007	3,905	0.7
7	549,630	4,791	0.9
8	552,261	3,915	0.7
9	594,812	3,510	0.6

（備考）平成8年度までは決算額、平成9年度は予算額である。

(3) 有価証券別の有価証券取引税の課税実績

（平成7年度）

区分	課税譲渡価額	有価証券取引税額（課税実績）
	兆円	億円
株券等		
（第一種 0.12%）	44.7	536
（第二種 0.30%）	88.4	2,652
	133.1	3,188
転換社債等		
（第一種 0.06%）	10.0	60
（第二種 0.16%）	10.0	159
	20.0	219
国債及びその他の公社債		
（第一種 0.01%）	543.4	543
（第二種 0.03%）	251.1	753
	794.6	1,297
相対取引分	———	54
合計	949.3	4,786

（注）1．有価証券取引税の平成7年度決算額は、4,791億円。
2．上記表中の計数は「国税庁統計年報書」による。

(4) 主要国等における株式に係る課税の概要（移転、保有段階）

				日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	香港	シンガポール
移転段階	取引課税	名称		有価証券取引税	—	印紙税（印紙税補完税）	—	取引所取引税	印紙税	印紙税
		納税義務者		譲渡者	—	購入者	—	取引仲介業者（売手買手双方負担）	譲渡者・譲受者双方	譲渡者又は譲受者
		税率	証券会社（dealer）	0．12%	—	非課税	—	0．6%（ただし100万フラン超の部分は0．3%）	0．3%	非課税
			一般投資家	0．21%（本則0．3%）	—	0．5%	—	0．6%（ただし100万フラン超の部分は0．3%）	0．3%	（譲渡証書）0．2%（契約書）0．05%
	譲渡益課税			分離課税	総合課税	総合課税	短期所有に課税	分離課税	—	—
保有段階	保有課税			—	—	—	財産税	富裕税	—	—

（注１）アメリカ、ドイツには、株式の取引課税は存在しない。

（注２）ドイツの財産税は不動産の評価方法に関する違憲判決（95年８月）により、97年１月から執行できない状態となっている。

（注３）イギリスの印紙税は97年10月19日以前はマーケット・メーカー以外には課税されていた。

(5) 主要国等における公社債に係る課税の概要

［未定稿］

				日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	香港	シンガポール
移転段階	取引課税	名称		有価証券取引税	—（注1）	印紙税（印紙税補完税）	—（注1）	取引所取引税	印紙税	印紙税
		納税義務者		譲渡者	—	購入者	—	取引仲介業者（売手買手双方負担）	譲渡者・譲受者双方	譲渡者又は譲受者
		税率	証券会社（dealer）	0.01%	—	非課税	—	非課税	非課税	非課税
			一般投資家	0.03%	—	非課税	—	非課税	非課税	0.2%（注2）
	譲渡益課税			原則非課税（注3）	総合課税	総合課税	短期所有に課税	分離課税	—	—

（注）1．アメリカ、ドイツには、公社債の取引課税は存在しない。

2．公社債取引に係る契約書に課される印紙税率は取引価額の0.05%。

3．海外で発行されたゼロ・クーポン債や短期国債等の割引の方法により発行される公社債の譲渡益については総合課税とされる。

				イタリア	ベルギー	スイス
移転段階	取引課税	名称		有価証券取引税	有価証券取引税	印紙税
		納税義務者		譲渡者又は譲受者	譲渡者・譲受者双方	譲渡者・譲受者双方
		税率	証券会社(dealer)	0.009%(注4)	非課税	国内公社債 0.15% 外国公社債 0.3%
			一般投資家	0.009%(注4)(注5)	0.07%(注6)	国内公社債 0.15% 外国公社債 0.3%
	譲渡益課税			分離課税	原則非課税	非課税

(注) 4. 市場で取引される国債は非課税。

5. 相対取引については0.016%。

6. ベルギー国債等一定の公社債のみ課税。

2. 取引所税の概要

納税義務者	取引所の会員
課税対象	取引所における商品・証券・金融の先物取引及びオプション取引
課税標準	・ 先物取引については、いわゆる約定金額 ・ オプション取引については、いわゆるオプション料
税率	・ 先物取引については、0.001%（約定金額１億円に対し 1,000円） ・ オプション取引については、0.01%
課税・納税方式	取引所は、先物取引等が行われた際、取引所の会員から取引所税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに納付する。（特別徴収方式）
税収	420億円（平成９年度予算額）

（注）米ドル・日本円通貨先物取引及び米ドル短期金利先物取引については非課税、日本円短期金利先物取引については軽減税率（0.0001%：約定金額１億円に対し100円）とする特例措置（平成11年３月31日まで）が講じられている。（租税特別措置法第95条、第96条）

3. ＯＥＣＤにおける金融取引に対する課税についての租税委員会・資本市場委員会合同委員会の検討

（1995年６月）

・　金融市場の自由化に伴い、ヨーロッパ諸国を中心に、金融取引課税を軽減する傾向がみられるが、他方、チューリッヒ、東京、香港、シンガポールといった主要な金融市場では金融取引課税が維持されてきている。

・　多くの国で金融取引課税は古くから存在している。取引課税は創設時には他の個別間接税同様、専ら収益税（政府のサービスに対する応益的課税）として位置づけされていたと思われる。その後次第に歳入源としての意味も出てきている。多くの国においては、金融取引課税は主要な歳入源とはなっていないが、日本、ドイツ、スイスでは長らく歳入源として一定の重要性を有してきていた。

・　また、取引課税は、キャピタルゲイン課税が不十分な場合に、税負担の公平を確保する手段と認識されていることもある。

・　各国の金融商品の取引にかかる税には幾つかの共通の特徴がある。

１．税率が金融商品間や市場参加者の間で違うこと。

２．すべての金融商品が課税対象となっているわけではないこと。

３．専ら国内で行われる取引に適用されること。

・　取引課税が軽減されてきたのは、そのような課税が歪みをもたらすのではないかと思われてきたことが背景にある。

１．取引課税は取引高を減少させ、価格の水準及び変動率に影響を与えると言われる。もっとも、関係する市場規制や手数料の存在を考慮する必要があり、取引課税の影響だけを取り出して評価することは殆どできない。

２．取引の場所が移ること。

３．取引課税をすべての金融商品に課すことは困難であるため、代替的な金融商品や新商品の開発を生む。

４．取引課税は特に金融商品の満期の違いや商品性によって効果が違ってくるなどの影響がある。

そもそも、すべての税は何らかの形で経済活動に影響を与えるものである。したがって取引課税の与える影響も、同程度の税収をあげるために他の税を引き上げた場合に生じる影響との比較によって、評価されなければならない。取引課税を資本取引に対する公平な税負担の確保するために課税している国もある。例えば、信用できる帳簿や記録のない個人投資家に関して、キャピタルゲイン課税の執行が実際上困難であるため、取引課税が必要とされている場合もある。そのような場合においては、取引課税は証券投資家に対する課税の全体的なデザインの中で、評価される必要がある。

4. 株式等譲渡益課税制度

(1) 株式等譲渡益課税制度の概要［再掲］

区　　分	概　　要
上場株式等 （・上場株式 ・店頭登録株式 等）	次の申告分離課税又は源泉分離課税のいずれかを取引ごとに選択 ① 申告分離課税 譲渡益×20%（住民税を含め26%） （注）公開前から3年超保有していた株式を公開後1年以内に売却した場合：譲渡益の2分の1に対して課税（実質13%） ② 源泉分離課税 譲渡代金×5.25%（転換社債は 2.5%、信用取引はその差益）を所得とみなし、20%源泉徴収で課税（住民税非課税） 【8年度改正】上場株式等のみなし利益率　5%　⇨　5.25% （H8.4.1～H10.3.31までの時限措置）
その他の株式等	申告分離課税（上記①）

（参考）取得価額100万円の株式を譲渡した場合

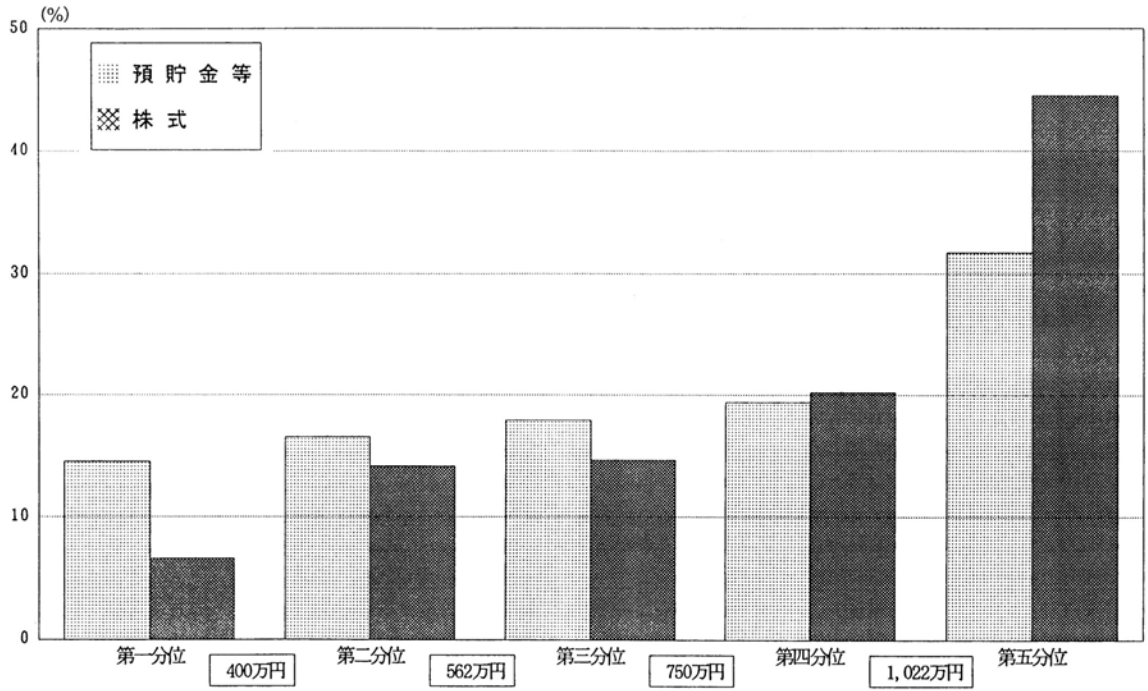
譲渡価額	申告分離課税	源泉分離課税
２００万円	200万円－100万円＝100万円 （譲渡価額）（取得価額）（キャピタルゲイン） 100万円×（20％＋6％）＝26万円 （キャピタルゲイン）（所得税）（個人住民税）（税負担）	200万円×5.25％＝10.5万円 （譲渡価額）（みなし利益率）（みなしキャピタルゲイン） 10.5万円×20％＝2.1万円 （みなしキャピタルゲイン）（所得税） ＝200万×1.05％ （譲渡価額）
１２０万円	120万円－100万円＝20万円 （譲渡価額）（取得価額）（キャピタルゲイン） 20万円×（20％＋6％）＝5.2万円 （キャピタルゲイン）（所得税）（個人住民税）（税負担）	120万円×5.25％＝6.3万円 （譲渡価額）（みなし利益率）（みなしキャピタルゲイン） 6.3万円×20％＝1.26万円 （みなしキャピタルゲイン）（所得税） ＝120万×1.05％ （譲渡価額）
８０万円	80万円－100万円＝▲20万円 （譲渡価額）（取得価額）（キャピタルロス） （税額ゼロ）	80万円×5.25％＝4.2万円 （譲渡価額）（みなし利益率）（みなしキャピタルゲイン） 4.2万円×20％＝0.84万円 （みなしキャピタルゲイン）（所得税）

(2) 主要国の株式譲渡益課税制度の概要

（未定稿）

項　目	日　本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税の原則	分離課税 (注)一般の所得税率 課税所得　税率% ～ 330万円　10 900　20 1,800　30 3,000　40 3,000～　50 一般の住民税(所得割)の税率 ～ 200万円　5 700　10 700～　15	総合課税 課税所得　税率 ドル（万円）　% ～41,200（453）　15 99,600(1,096)　28 151,750(1,669)　31 271,050(2,982)　36 271,050～　39.6 (注) ニューヨーク州 4～6.85% ニューヨーク市 3.08～4.46%	総合課税 課税所得　税率 ポンド（万円）　% ～ 4,100（71）　20 26,100（454）　23 26,100～　40	次のもののみ課税（その他は非課税） (1) 事業資産の譲渡により生じたもの。 (2) 一定の者の所有する資本会社持分について生じたもの。 (3) 投機売買（保有期間6か月以下の株式等）により生じたもの。	分離課税 (注)一般の所得税率 課税所得　税率 フラン（万円）　% ～25,610（54）　0 50,380（106）　10.5 88,670（186）　24 143,580（302）　33 233,620（491）　43 288,100（605）　48 288,100～　54
課税方法	申告分離課税又は源泉分離課税の選択 ①申告分離課税 譲渡益に対して26%（住民税6%を含む）の税率により確定申告を通じて課税 ②源泉分離課税 譲渡代金の5.25%を所得とみなし、20%の税率により源泉徴収を通じて課税（住民税非課税）	他の所得と合算して総合課税する。 但し、12ヶ月超18ヶ月以下保有の場合の最高税率は28%、18ヶ月超保有の場合の最高税率は20%。	他の所得と合算して所得税の上積税率により課税する（年間のキャピタル・ゲインについて 6,500ポンドまでは非課税）。	他の所得と合算して総合課税（(3)については一暦年 1,000マルク未満の場合は免税）。 (2)については譲渡益が 3,000万マルク以下の場合、他の所得と分離して課税。	年間譲渡総額が100,000フラン以下であれば免税。 100,000フランを超える場合は16%の税率で分離課税。 この他に、4.9%の付加税が課される。
損益計算	キャピタル・ロスは、株式のキャピタル・ゲインからのみ控除可。 控除しきれない部分は生じなかったものとみなす。	純キャピタル・ロスは、毎年 3,000ドル又は普通課税所得の小さい方を限度として普通所得から控除可能。 更になお純キャピタル・ロスが残る場合には、翌年以降繰越し可。	キャピタル・ロスは、キャピタル・ゲインからのみ控除可。控除しきれない部分は翌年度以降に繰越し可。	(1)、(2)（事業資産関係）はキャピタル・ロスを他の所得から控除可。 (3)については、同一暦年内の投機所得からのみ控除可。	当年又はそれに続く5年間に実現された同種のキャピタル・ゲインからのみ控除可。

5. 株式と預貯金等との収入階級別五分位別分布状況比較

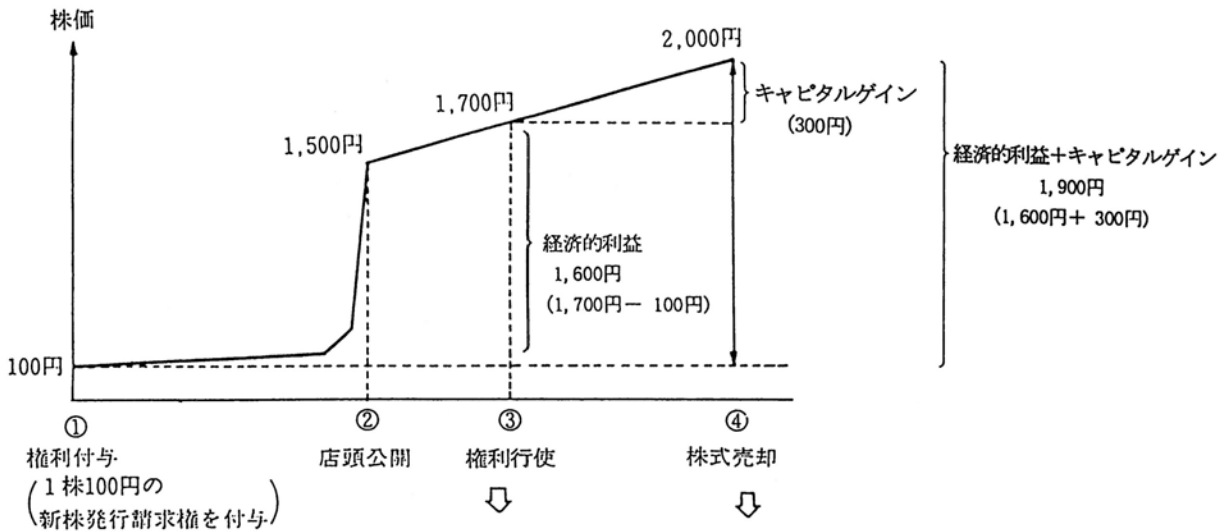


(注) □ 内は年間収入の各分位の境界値である。

(資料) 総務庁「貯蓄動向調査報告」（平成８年）

(参考) 金利１％の場合、金利収入 3,000万円（課税所得 3,000万円を超えると最高税率65％が適用される。）を得るためには、30億円の元本が必要である。

6. 新規事業法・特定通信放送開発事業法による認定企業に係るストック・オプション税制の概要



新規事業法・特定通信放送開発事業法による認定企業に係るストックオプション（認定企業と従業員との間の契約により特に有利な価額で新株発行を行うもの）

権利行使時の課税

経済的利益（1,600円）

（原　則）
- 給与所得として課税

（特　例）
- 非課税（課税の繰延べ）

株式譲渡時の課税

キャピタルゲイン（300円）

（原　則）
- 申告分離課税と源泉分離課税との選択可

（特　例）
- 経済的利益を含め1,900円（300円＋1,600円）に対し申告分離課税（26%）（源泉分離選択は不可）
- 株式の取得価額は払込価額（100円）による。

「銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の
特例等に関する法律案 」の概要

Ⅰ．趣旨

○　金融システム改革の重要な柱として、銀行持株会社の設立等が解禁されるが、現行法制の下では、銀行の場合には債権債務の移転に関し、根抵当権の存在等極めて複雑な事情があるため、実務上、銀行持株会社を創設することは困難である。

○　そこで、喫緊の課題である金融システム改革の早期実現の観点から、銀行による銀行持株会社の創設のための合併手続に係る特例等を設けることとする。

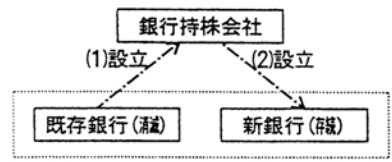
Ⅱ．概要

銀行を100%保有する持株会社を当該銀行が設立することを可能とするために、いわゆるアメリカ型の三角合併と類似の制度を設けることとする。（手順は以下のとおり。）

【第１段階】

(1)　既存銀行が銀行持株会社となろうとする会社を設立。

(2)　銀行持株会社となろうとする会社が新銀行を設立し、銀行持株会社となる。

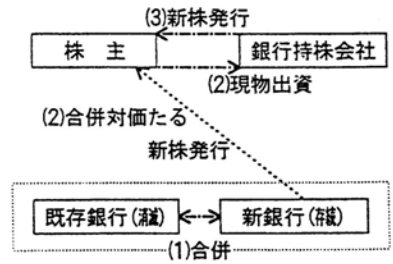


【第２段階】

(1)　既存銀行と新銀行が、新銀行を存続会社とする合併を行う。

(2)　上記合併の条件として、既存銀行の株主が合併により受けるべき新銀行の株式を銀行持株会社に現物出資する。

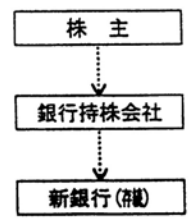
(3)　銀行持株会社は、上記の現物出資を受けて新株を発行する。



（注）合併により新銀行の株主となる者が、その受けるべき株式を持株会社へ現物出資することを合併に係る株主総会において一括して議決することを認める点で特例となる。

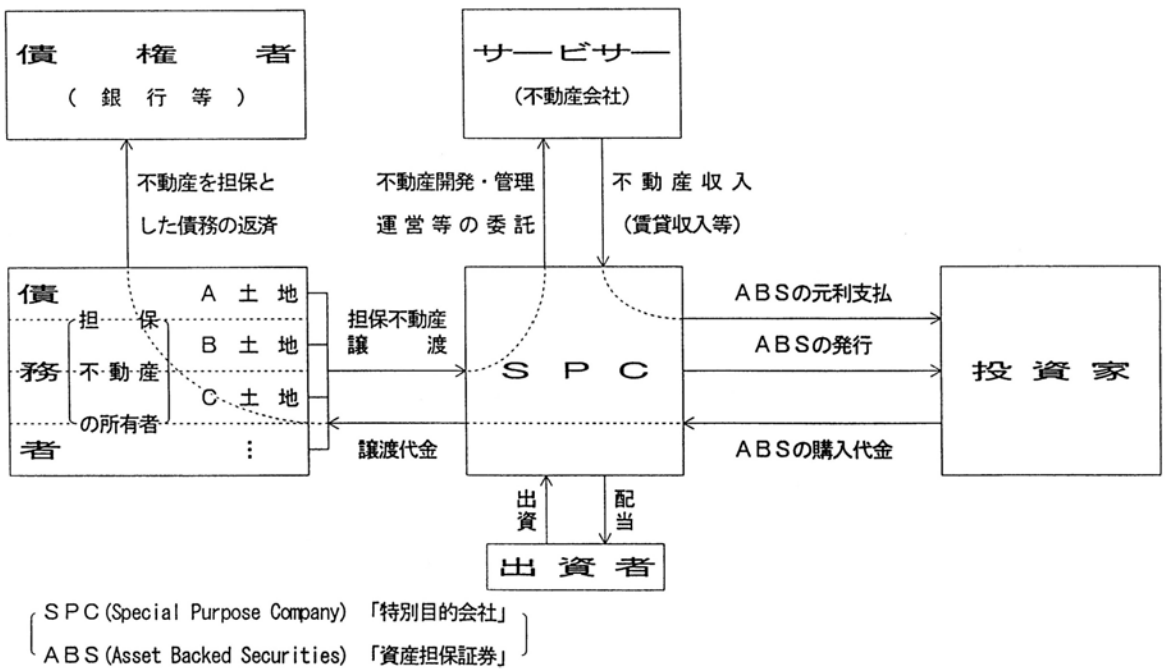
【結果】

既存銀行の株主は、銀行持株会社の株主に移行し、合併により存続する新銀行は合併後も銀行持株会社の子会社となる。



8. 担保不動産の証券化（ＳＰＣ方式）のイメージ

〔未定稿〕



9. 生損保控除

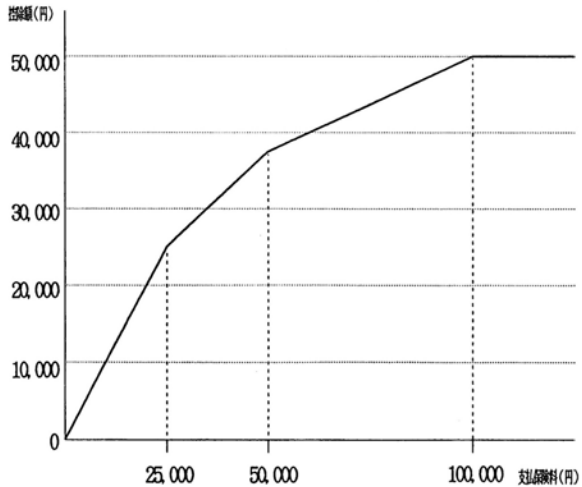
(1) 生命保険料控除・損害保険料控除制度の概要

○ 生命保険料控除

・ 生命保険料を支払った場合には、支払保険料の額に応じて最高50,000円まで「生命保険料控除」として所得控除できる。

・ 個人年金保険料を支払った場合についても、上記と同様に最高50,000円まで、別枠で「生命保険料控除」として所得控除できる。

支払保険料と所得控除額との関係（生命保険料控除）

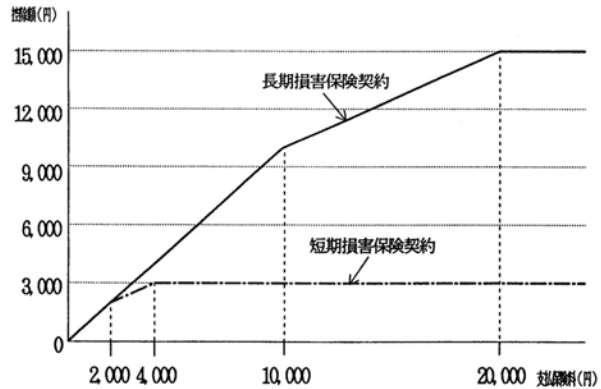


（注）住民税については、それぞれ最高35,000円まで所得控除できる。

○ 損害保険料控除

・ 損害保険料を支払った場合には、支払保険料の額に応じて、長期契約は最高15,000円、短期契約は最高 3,000円まで「損害保険料控除」として所得控除できる。

支払保険料と所得控除額との関係（損害保険料控除）



（備考）長期損害保険契約とは、保険期間が10年以上で満期返戻金の支払いがあるものをいう。

（注）住民税については、長期契約は最高10,000円、短期契約は最高 2,000円まで所得控除できる。

(2) 租税特別措置による減収額（19,940億円）の内訳（平成９年度ベース）

<table>
<tr><td colspan="4">所　得　税　13,160 億円（66.0%）</td><td colspan="2">法人税</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>住宅取得促進税制

（33.1％）
6，610億円</td><td>生・損保控除

（17.2％）
3，420億円</td><td>老人マル優等

（4.6％）
９１０億円

老人マル優 810
財形積 100</td><td>その他

（11.1％）
2，220億円</td><td>法　人　税

（19.2％）
3，830億円</td><td>その他

（14.8％）
2，950億円</td></tr>
</table>

（注）上記のほか、交際費課税の特例による増収（＋ 9,320億円）がある。

(3) 地方税の主な非課税等特別措置による減収額の内訳（平成９年度ベース）

（単位：億円）

<table>
<tr><th colspan="3">個人住民税
2,480</th><th>法人住民税</th><th>事業税</th><th>固定資産税</th></tr>
<tr><td>生命保険料・
損害保険料控除

1,210</td><td>老人マル優等

300

老人マル優　270
財形貯蓄　30</td><td>その他

970</td><td>600</td><td>1,420</td><td>4,170</td></tr>
</table>

（注）１　交際費課税の特例による増収分4,500億円は含まれていない。
　　２　公共・公益法人等に係る固定資産税の非課税措置による減収額は含まれていない。
　　３　住宅用地に係る固定資産税の特例措置による減収額は含まれていない。

(4) 主要国の生命保険料控除の概要

日　　本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
一般の生命保険料控除…上限５万円（住民税 3.5万円） 個人年金保険料控除…上限５万円（住民税 3.5万円）	保険料控除は認められない。	保険料控除は認められない。（注１）	社会保険料、個人年金の掛金等と併せて、概算又は実額による一定の所得控除が認められる。	保険料控除は認められない。（注２）

（注）1. イギリスでは、1984年３月13日以前に契約された一定の生命保険については、掛金の軽減措置がある。

2. フランスでは、所得税額が７千ﾌﾗﾝ を超える者については1995年９月19日以前、７千フラン以下の者については1996年９月４日以前に締結された一定の生命保険に限り認められる。

（参考）損害保険料控除

- 日本では、長期契約については15,000円（住民税10.000円）、短期契約については 3,000円（住民税2,000 円）を上限として控除できる。
- 一方、欧米主要国では、いずれの国においても、損害保険料控除制度は認められていない。

(5) 生・損保控除の見直しの考え方

高齢化社会・長寿社会の到来

○ 今後の高齢化社会、長寿社会においては、老後生活の安定を目指す国民の自助努力を支援することが重要。

○ 自助努力の手段としての保険・個人年金には、社会保障の補完的意義も期待されているところ。

租税特別措置の整理合理化

○ 先般の税制改革以後、課税の適正化を図る観点から、租税特別措置の抜本的な見直しを行っているところ。
（消費税率の見直し条項）

○ 9年度改正においても租税特別措置の整理・合理化を一層推進。

生・損保控除（9年度減収額　所得税 3,420億円、住民税 1,210億円）
……制度創設時の政策目的は達成済との指摘あり。

金　融　の　自　由　化

○ 今後の金融自由化時代においては、各業態が自由に商品を設計し競争することで利用者利便を増していくことが重要。

○ 税制により、金融業態・商品間の有利・不利が生まれるのは好ましくなく、課税の中立性を確保すべき。

○ 預貯金等（優遇税制を伴わない商品）と貯蓄的側面を有する保険商品（生損保控除という優遇措置あり）とのアンバランスを解消することが必要。

生・損保控除を新たな時代に対応する安定的な制度に改組

10. 利子課税

(1) 利子に係る課税繰延べ

① 固定金利定期預金の最長預入期間（５年）の撤廃（平成７年９月29日　銀行局長通達）

② 複利運用型の代表的な預貯金商品

	銀　　行	長 信 銀 等	信 託 銀 行	郵　便　局
２年			・ビッグ（S56）	
３年	・スーパー定期（H3） ・変動金利型定期（H5） ・期日指定定期（S56）	・スーパー定期（H3） ・変動金利型定期（H5） ・ハイジャンプ（S60）	・スーパー定期（H3）	・ニュー定期（H3）
４年	・スーパー定期（H5）	・スーパー定期（H5）	・スーパー定期（H5）	・ニュー定期（H6）
５年	・スーパー定期（H6）	・ワイド（S56） ・スーパー定期（H6）	・ビッグ（S56） ・スーパー定期（H6）	
10年	・スーパー定期（H7）	〔平成７年10月から提供可能〕	〔平成７年10月から提供可能〕	・定額郵便貯金（S16）

（注）表中の（　）書は、創設年を表す。

（備考１）この他、証券会社が取り扱う長期国債ファンド（トップ）等の証券投資信託、信託銀行の実績配当型金銭信託、保険会社の貯蓄型の保険商品等の金融商品が上記商品と競合状態にあるといわれている。

（備考２）昭和62年９月改正で、それまでの一般のマル優制度（少額貯蓄非課税制度、少額公債非課税制度、郵便貯金非課税制度）は、65歳以上の老人や身体障害者などの所得稼得能力の減退した者のみが対象となる老人マル優制度（老人等の少額貯蓄非課税制度、老人等の少額公債非課税制度、老人等の郵便貯金非課税制度）に改組された（昭和63年４月１日から適用）。

(2) 老人等の少額預金の利子の非課税等

(イ) 老人等の郵便貯金の利子所得の非課税

老人等が預入をした元本 350万円までの郵便貯金の利子については、一定の手続を前提に所得税を課さない。

(ロ) 老人等の少額預金の利子所得等の非課税

老人等が預入等をした元本 350万円までの預貯金、貸付信託、公社債、一定の証券投資信託の利子等については、一定の手続を前提に所得税を課さない。

(ハ) 老人等の少額公債の利子の非課税

老人等が購入した額面 350万円までの国債及び公募地方債の利子については、老人等の少額預金の利子所得等の非課税制度の別枠で所得税を課さない。

(ニ) 勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税

勤労者が、給料から天引きの方法により事業主を通じて預入等をする勤労者財産形成住宅貯蓄の利子等については、元本 550万円を限度として、所得税を課さない。

(ホ) 勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税

勤労者が、給料から天引きの方法により事業主を通じて預入等をする勤労者財産形成年金貯蓄の利子等については、元本 550万円（生命・損害保険等については 385万円）を限度に年金として支払われる期間中についても所得税を課さない。ただし、非課税限度額は勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税制度と合わせて 550万円である。

※ 住民税においても非課税としている。